

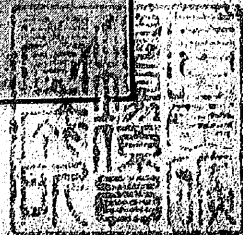
石炭鑛業 互助會報

第六卷 第六號

昭和十六年四月七日第三編郵便物認可（毎月一回二十八日發行）
昭和十六年六月二十四日印刷



石炭鑛業互助會發行



三井銀行

若松市本町五丁目

若松支店

電話自三〇三三二

振替 福岡二四五〇

番号 下関二八四二

中島野上兩本社重役の榮譽

時局が要請する石炭増産に一路邁進、礦業報國大旗下ひたむきに忠實實踐、職域奉公に挺身しつゝある礦業界の立役者中島礦業社長中島徳松氏は前本會會長野上辰之助氏と共に過般前法保護事業に盡瘁した功に依り内閣より奏任官待遇の發令があつた野上辰之助氏は後少年保護事業の重要性を痛感し偶々司法省より福岡少年審判所の少年保護司の事務を囑託せられるや此等少年の前途開拓に意を注ぎ昭和十三年十一月長崎縣北松浦郡鹿町村に神林礦業所を開拓するに當り嶺山方面に於ける中堅技術員の増強の爲めに鑑み保護少年に技術を修得せしむる事は現下の社會情勢から見て機宜を得たる施設となし同礦業所に貳萬六千余圓を投じ神林興亞少年塾を開設し少年の教化に努めてゐる

中島徳松氏は昨年秋、福岡市野間において同様保護少年を收容すべき製陶童園の設立せられんとするや巨萬の私財を投じ見事にこれを完成せしめ當局の推輓もだし難く遂に團長に就任、世に入れられない少年達に温かい救ひの手を差延べ他日社會の職業戦線に越つ可き技術を授けつゝ、これら少年の訓育教化に努め人的資源の涵養に盡瘁し陰徳を施してゐる

（寫眞は孤獨有中島相談後、左野上名譽會長）



少年保護司事務囑託中島徳松

奏任官ヲ以テ待遇セラレ

昭和十六年 四月 四日



内閣



土戰炭石へのらけ授を賞譽名うよ臣大生厚
 (照 参 文 本)

石炭鑛業互助會報第六月号 (昭和十七年六月) 目次

論 說

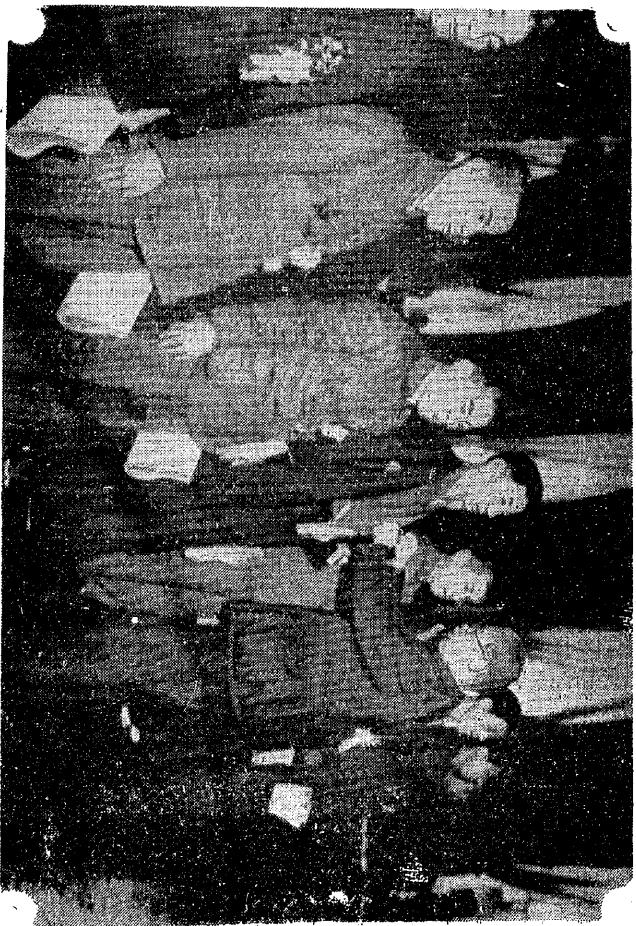
發破による炭坑爆発と其の豫防法に就く……………直方石炭爆發豫防試験所長 中西 信 (一)
 生産力擴充と價格政策私見……………日本石炭株式會社副社長 古田 廣三 (二)
 品位取給令の矛盾……………互助會石炭株式會社事務 武内 禮藏 (三)
 鑛業被害田地の短期更生に就く……………有限會社加茂炭礦 加茂 泰吉 (四)
 増産戰士表彰……………(五)
 神林與田少年熱開所……………(六)

法 令

石炭品位取給令改正……………(七)
 木材統制法施行令……………(八)
 全 規 則……………(九)
 砂鑛法施行細則……………(一〇)
 鑛業登錄令施行細則……………(一一)
 鑛業警察規則改正……………(一二)
 石炭坑爆發取締規則改正……………(一三)

参 考

鑛業法施行細則改正に關し……………(一四)
 石炭輸送對策協議會創立……………(一五)
 坑木用材集荷配給機構……………(一六)
 彙 報 常磐無煙炭陳情外……………(一七)
 石炭鑛業權設定異動……………(一八)
 本 會 記 事……………(一九)
 炭 界 日 誌……………(二〇)
 編 輯 後 記……………(二一)



土戰炭石ゝるらけ授を賞譽名りよ臣大生厚
 (照參文本)

石炭鑛業互助會報第六月号 (昭和十六年六月) 目次

論 說

發破による炭坑爆發と其の豫防法に就て……………直方石炭爆發豫防試験所長 中西 信……………(一)

生産力擴充と價格政策私見……………日本石炭株式會社副社長 古田 慶三……………(四)

品位取締令の矛盾……………互助會石炭株式會社專務 武内 禮藏……………(四)

鑛業被害田地の短期更生に就て……………有限會社加茂炭礦 專務 加茂 泰吉……………(四)

増産戰士表彰……………(兜)

神林興亞少年熟開所……………(五)

法 令

石炭品位取締令改正……………(五)

木材統制法施行令……………(七)

全 規 則……………(九)

砂鑛法施行細則……………(七)

鑛業登記令施行細則……………(八)

鑛業督察規則改正……………(八)

石炭坑爆發取締規則改正……………(八)

参 考

鑛業法施行細則改正について……………(五)

石炭輸送対策協議會創立……………(九)

坑木用材集荷配給機構……………(九)

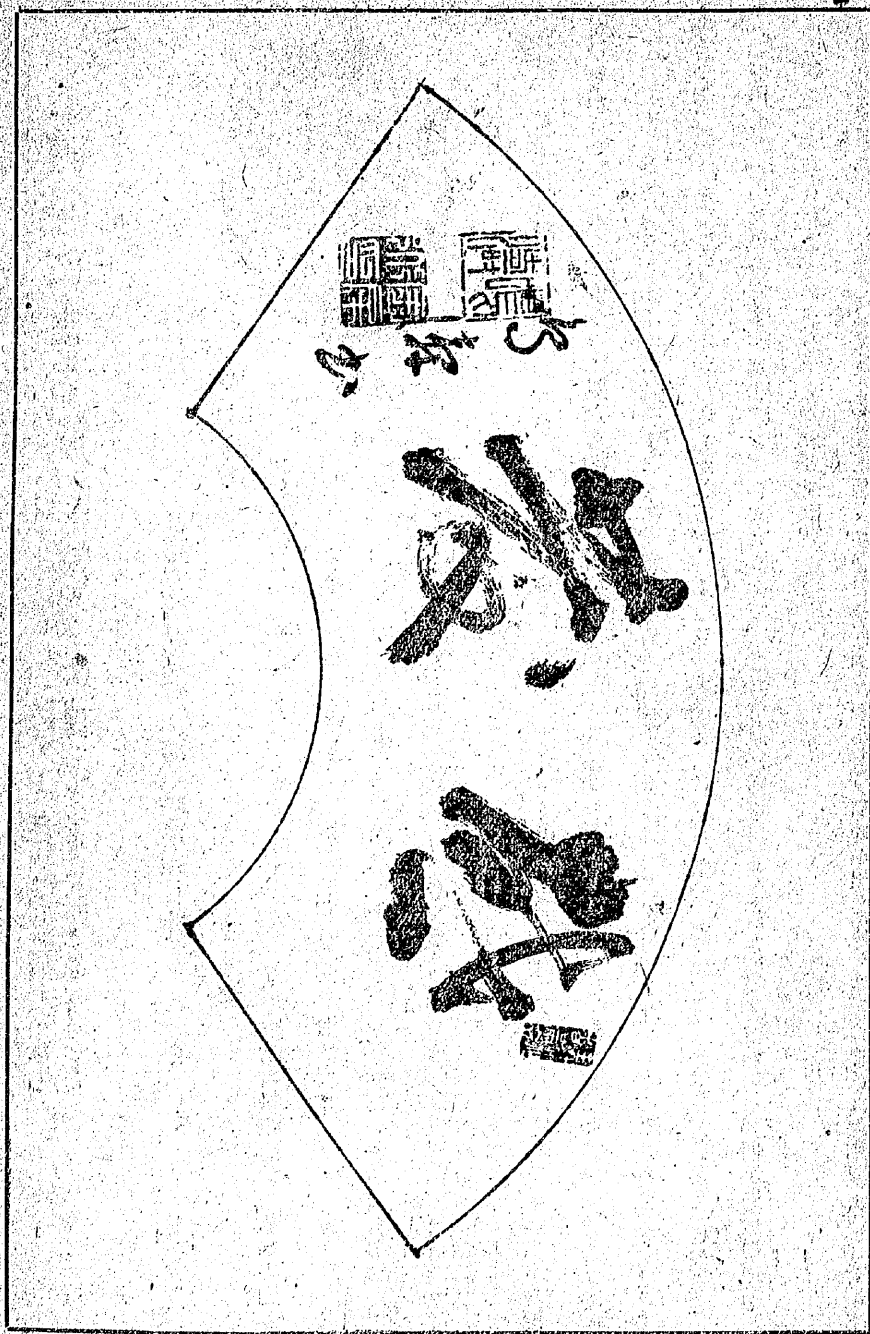
彙 報 常磐無煙炭陳情外……………(九)

石炭鑛業權設定異動……………(一〇)

本 會 記 事……………(一三)

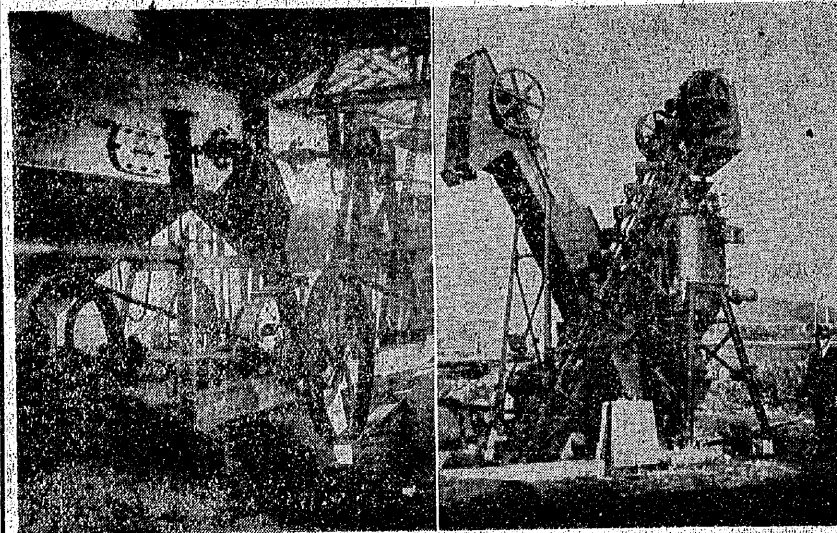
炭 界 日 誌……………(一三)

編 輯 後 記……………(一四)



石炭水洗機之新威力

賜商工省燃料研所御探用



專賣特許千々和式微粉採取機

專賣特許千々和水洗機

本機之特長

- 一、果進昇流 吸引絶無
- 二、選別顯著 再洗不要
- 三、調節自在 炭種不問
- 四、機械簡單 故障絶無
- 五、敷地狹少 設備低廉
- 一、微粉採取 粉炭水洗
- 二、除砂完行 灰分低下
- 三、排滴完全 採粉高率
- 四、操作簡單 常費輕微
- 五、機械簡單 設備低廉

(說明書贈呈
即納機在庫)

(設計應依頼)

千々和製所

所主千々和壽
 (電話一三二番) 福岡縣直方市衣町

發破による炭坑爆發と其の豫防法に就て

直方石炭爆發豫防試験所長 中西 信



(寫眞は中西信氏)

御釋迦様に説教といふことがございますが、私は爆發の豫防法は御承知の通りいろいろ研究してゐるけれども、實際問題として一番大事なことは、机の上で考へたことではなくて、之を現場で實際にどういふ風にやるかといふ所にあるのでございます。従て石炭を掘つた經驗でもあるが、それに依つていろいろ斯うもしたらよい、あゝもしたらよいといふことが考へられますが、さういふ經驗もございませぬので、皆さんの前に立つてお話しすることは、實際自分としても非常に心苦しいわけでありまして、併しこちらからの招きがあつたので、主として今迄私が炭坑の爆發の實例から考へ、斯ういふ點から爆發が起るのではないかといふやうなことに付て申上げて、その後で皆さんがお互ひにいろいろ御經驗なり何かをお話下さつて、私もそれを聴かして頂くことに、多大の期待をかけて参つたわけであります。先づ皆さんに斯ういふ風から爆發が起るといふことをお話しするのは要らないこととございませぬけれども、順序として一應申上げたいと思ひます。時間がございませぬので、今日は實例等は詳しくお話し出来ませぬから、何か機會のあるときにお話しすやうなことがあるかも知れませぬ。

鱧山講話の第七十五輯に、發破による瓦斯炭塵爆發の實例といふやうのが出て居ります。それは九州鱧山學會で頼ま

れて、さういふものを集めてお話をして、その後には恰度今日お集りのやうなクラスの方で、いろいろお互ひに御研究になつたものが載つて居ります。之を御覽下されば、私の申すことではないと思ふのであります。こちらでは大分導火線をお使ひになつてゐる處が多いさうであるさうでございますが、私が九州鱧山學會でお話したときにも、後の討議の際に導火線の話が出て、よく御讀みになれば判りますが、瓦斯のある處でも使へるやうなものがないかといふことが大分問題になつたのであります。私そのときは、いろいろの導火線があり、殊に當時は微焰導火線といふものが出て居つたけれども、それは信賴することが出来ないものだといふことを申したのでございますが、それは初めに微焰導火線を拵へて持つて参りましたときには、成程火が點かなかつた。若干試験をやりましたが、瓦斯に火が點かない。ところが瓦斯に火が點かぬにしても、その代り非常に導火線に點火することが困難であつた。斯ういふものを出しても、實際現場ではどうしてももつと火點のよいものになると云ふやうなことから、元に戻るぞと云つて置きましたが、果して只今導火線は必ず瓦斯に火が點くといふ實驗の結果になつて居ります。従て法令に書いてあるやうな程度の處のみに使はなければ、いけないといふことになります。是は大した問題でない。それだけのこととございませぬが、念のために申上げます。微焰と云つて安全な導火線があるかの如くに考へられたのであります。安全でないといふこととあります。

それから導火線の點火器でございます。導火線に點火する點火器が考案されて、特許を取つてゐると思ひますが、それはさういふ構造かと申しますと、雷管の管体のやうなものの中に燐寸を仕込んである。さうしてその中へ導火線を押込むと、その力で中の燐寸が火を出して、その管内で燃えて、導火線に火が點くといふやうな構造なんでありまして、やつてみると成程外の瓦斯に火の點かぬことが判りましたが、併し濕つてますと點火がうまく行かないといふ欠點が一つと、それを考案した人が其會社の一下級係員であるといふやうな關係で、資本がないといふやうなことで用ゐられて居りませ

ぬ。それだけ御報告して置きます。

従て後の爆発の原因になるものは爆薬爆発からでございます。是も申すまでもないことでありまして、爆薬の事に就ては、何も私がお話致しませんでも御承知と存じますが、一言申して置きますと、先づ爆薬から爆発を起す場合に於て、松・櫻と云ふやうな爆薬、或は黒色火薬といふやうなものを使つて居りましたために、爆発が多かつたといふので、そこに所謂安全爆薬と稱するものが生れて來たのであります。當時安全爆薬には三通りの意味がありましたので、宇治の陸軍の火薬製造所で造つた一號・二號の安全爆薬、九州の方では之を安爆といふやうなことを言つてゐる人があります。さういふやうな狭い意味と、それから瓦斯や炭塵に對して安全度の高い爆薬と云ふ意味の安全爆薬、つまり廣い意味の安全爆薬と二通り考へられて居りました。その廣い意味の方には梅の字のつく官製の梅印ダイナマイト、日〇製の山梅、紅梅ダイナマイトなどありました。これ等は所謂微焔ダイナマイトとも稱せられ、廣い意味の安全爆薬に屬してゐたのであります。それが段々進歩して参りまして、進歩しますに付ては、恰度私が大正十三年に直方に参つて、あそこで前の菅野技師から申送りを受けて、いろいろ試験を始めて行きます中に、會社の方がその試験に基いて、安全度を段々高めて行つたのであります。そのときに安全爆薬といふものは、今のやうに二通りの意味がある。又爆薬が安全だといふ考は、却て危険を招來する因であるといふやうなことから、自分で廣い方の意味の名稱に炭坑用爆薬といふ名前を使つて、之を成るべく使つて頂きたいといふやうなことを申したことから、現在の所謂炭坑用爆薬と云ふ名が生れて來たわけでございます。それで梅の方にも相當安全なものが出來て参りました。それから硝安類は、一號・二號の安全爆薬から硝安火薬が生れ、更に硝安爆薬が生れ、消焔剤も段々殖えて参りました。それに只今では殆ど重要な炭坑の總使用量の約五割くらゐまでは硝安ダイナマイトが使はれるといふやうな状態になつて参りました。この炭坑用爆薬がどういふ譯で安全だといふことは、特に

申上げる迄もないと思ひます。或は爆発温度が低いとか、或は爆焔の出る時間が短かいとか、爆焔そのものが短かいとかいろいろのことが謂はれて居ります。

それからいろいろ學者の方の御研究で、爆薬のどんなものから瓦斯に火が點くんだらうといふやうなことも、外國の木に書いてございます。例へば或る爆薬の中から非常に高熱な固形物が飛出して、それが瓦斯に火を點けるのだ。いやさうでない、爆薬の爆焔の先に衝撃波が出て、それから火が點くのだ。私等は初めに爆焔から點くものだといふやうに考へて居りましたが、さういふやうな研究もあります。まだ外にも色々説があります。さういふことも調べてみなければならぬと思ひますが、私は先づさういふ研究は、今の所では致して居りませぬ。將來やつてみなければならぬ點もあると思ひますけれども、それは現場としては大した必要がないといふやうな考から、今迄さういふ方の研究はして居りませぬ。唯温度の低い炭坑用爆薬を大体お使ひになれば結構だ。斯ういふ風に考へてゐるわけでありませぬ。

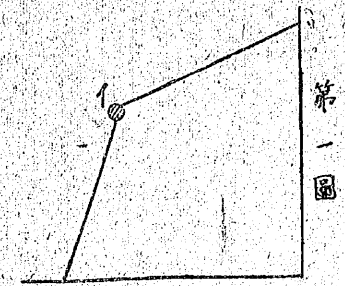
ところが斯ういふ問題が一つ起つてゐるのです。それは最近に於て炭坑の爆発といふものは、殆ど硝安ダイナマイトから起つてゐる。即ち一番餘計に使はれて居り、一番安全度の高いと思はれてゐる所の硝安ダイナマイトから起つてゐる。是はどういふ譯だらうか。それには斯ういふ三つの理由が考へられます。即ち一つの問題は、つまり一番危険な所へ硝安ダイナマイトが行つてゐるのだ。そのために之から事故が起るのだと云ふこと。従てそれにもつと危険な爆薬、即ち安全度の低い爆薬を使へば、いま一回の變災のあるものは十回にも増すといふ風に爆発が多くなる、だが安全なものを使つてゐるから、一回で済んでゐるのだといふ風に考へる考へ方でありませぬ。

もう一つは爆薬の強さといふものから考へて行かなければならぬ問題もあると思ひます。是は私はまだ結論に達して居りませぬが、皆さんに伺つてみたいといふ考を持つて居ります。それは硝安ダイナマイトといふものは弱過ぎるのぢやな

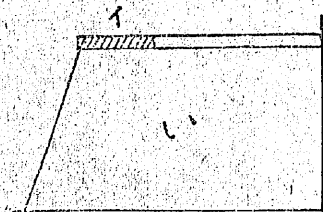
いかといふことでございます。安全度の高いことは確かですが、弱いのでないか、といふことが一つであります。その弱いのがいけないといふことは、後でお話申しますが、つまり弱過ぎるために爆発が起るのでないか。

もう一つは、弱い爆薬を強い爆薬と回じやうに使ふてゐるために、事故が起るのでないか。斯ういふのであります。つまり強い爆薬を使ふと同様な設計の發砂孔に使用するからであると思ひます。

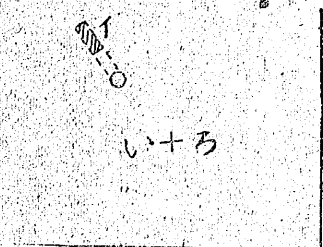
扱て先程お話ししたやうに、衝撃波で起るか、或は爆焰そのものから火が點くんだとか、或は中から高熱な固形物が飛出して點くとか、いろ／＼御研究が有りますが、私は何が飛んで出ても點くものがあつてはいけないと思ひます。そこで爆薬から瓦斯炭塵爆発を起さないやうにするには、何か飛び出さぬやうにする。つまり爆薬で物を破壊する。その破壊されるものを破壊するのに、全力を使つてしまつて、無駄に空費されるやうなものが外へ飛出すことのないやうにすることが、一番必要なことであるといふ風に考へて居ります。爆薬は何であらうが構ひませぬが、變な物が飛んで出ないやうな發破をやつて頂くことが、一番よいのではないかといふ風に考へてゐるのであります。



第一圖



第二圖



第三圖

そこで第一圖のやうな自由面が三つある場合を考へます。これは炭層でも何でもよろしい。斯ういふものがあつたと假

定いたします。右の方に自由面があり、下に自由面があり、前の方にも自由面がある。斯ういふやうなときに此處に彼破をかける。どういふ風な孔を穿つたらよいかといふ問題になつて参ります。是は金屬山でも同様であります。凡て斯ういふ風なものをやりますときに、斯ういふ處に孔を穿りますときに、一番考へなければならぬことは、火薬の袋の持つてゐる所の爆薬の成分から出て来る所の力と、もう一つは爆薬の持つてゐる藥徑を考へて、是だけの力を持つてゐるといふことを考へまして、之に孔を穿らなければならぬと思ひます。

もう一つは、破壊されるその物の性質に依て、孔の位置或は深さその他のことが決定されるべきものでないかと思ひます。假に茲に第一圖のやうに一つの孔を穿つた。さうすると點線で示したやうに爆破される。この爆破される部分が(1)發破孔に入れる爆薬を(1)だけ入れた。平假名・片假名の字で分けますと、斯ういふ風になります。荷は(1)であつて、さうして爆薬の方の(1)は爆力だとか、爆薬の量、いろ／＼なものを混ぜた力全体を考へて、頂かなければならぬ。強い爆薬ならば少し細くてもよいが、弱い爆薬ならば太くする。それでどういふ状態の孔かといふと、最も正しいよい孔或は今の爆薬のことを考へ、この荷の状態を考へて、誰が穿つても是程よい孔が穿られないといふ孔、即ち最も少量の爆薬で大量の破砕が出来ること云ふ、さういふ場合が最も經濟的の發破であつて、且つ最も安全な場合であります。最近爆薬が非常に足りないやうな状態にもなつて居りますので、出来るだけ經濟的に發破することが必要であります。それが安全な發破をかけることは全く一致するわけでありませぬ。斯ういふやうな状態、つまりこの爆薬を以て最大のものを落すやうな孔が穿れたものと考へます。

第一表の 1. 即ち荷は(1)であり、爆薬は(1)であります。之を標準適正發破(第一及第二圖)と見て、これから色々の場合を考へます。之に爆薬を使ひ過ぎたらどうなるか。2. の場合で(1+10)といふ爆薬を使つたらどうか。例

第一表 装薬荷重関係表

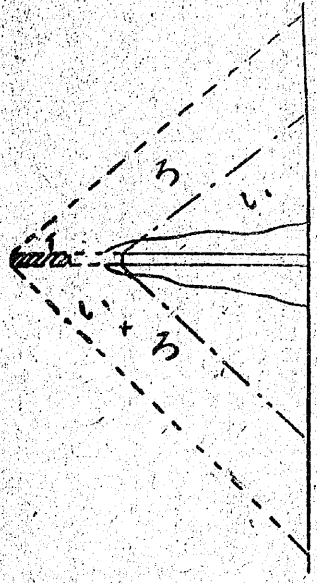
荷	爆	孔	良否	備考
1. い	イ	正	安全	適正發破、荷重と爆力とよく相當。
2. い	1+ロ	正	危険	爆薬が多すぎるか強すぎる。
3. い	1+ロ	正	危険	爆薬が少すぎるか弱すぎる。
4. い+ろ	イ	無理	危険	荷が重すぎる。
5. い-ろ	イ	不正	危険	荷が軽すぎる。
6. い+ろ	1+ロ	無理	危険	荷が重すぎると云ふて、爆薬を増した場合

へば二百グラムでよい所に四百グラムを使ふ、(イ)で荷の(イ)が落ちる。後の二百グラムで瓦斯炭塵に、火を點ける役をする云ふやうなわけでありませぬ。是はつまり多量の装填又は強すぎる爆薬を使ったといふことになりまして、之の危険なことは、孔そのものは正しい立派な孔であります、之ほどなたもお判りのことと思ひます。

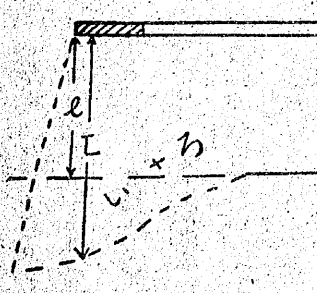
それならば、火薬が少な過ぎたらどうなるか。3. の場合であつて、四百グラム入れたらよかつた所に、二百グラム入れる。或は二號の硝安爆薬を使へばよい所に一號級の硝安ダイナマイトを使つて、弱かつたといふやうな場合はどうなるかといふと、爆薬に依て決めた孔ですから、さういふことが起る筈がありませんけれども、若もその孔が二號の硝安爆薬ならよいが、或は櫻ならばよかつたのに、硝安ダイナマイトを使つたといふことになる。1. のやうな(イ)の力が必要なのに(イ-ロ)しか力がない。之は必ずしも量ばかりでありませぬ、つまり爆力が弱い。爆薬が弱い場合は、皆さん御承知の通り、最も悪い場合に於ては、込物を吹出して飛んで来る。その他の場合に於ても大体鐵砲になつて参ります。さういふ状態のときは孔はよかつたのであるから、適當のものを入れればよいので、孔は正しいが是は危険になる。爆薬が(イ)を落さないで少量のものを破砕するから餘力が飛び出すのである。

それから今度は、4. の荷が重い場合はどうなるか。第三圖のやうに孔の方向が悪く、さうして態々そうしたか、さうなかつたか知りませぬけれども、荷が重いやうな状態になつた。或は又第四圖のやうに孔が深過ぎた場合はどうなるか。是も爆薬は先づ適量のとくと同じやうなものを使つたといはしますと、是は孔が無理であります。是も皆さんは百も御承知の通りであります、圖を描いてみますと、第四圖のやうになります。假に此處で短かい孔で考へてみると、是で爆破させますと恰度よいくらいに鎖線で示すやうに(イ)の圓錐狀の爆破孔が出来る。斯ういふやうな状態のときに、欲張つて例へば適正な孔深を二尺として、深い孔を三尺にするかどうなるかと云ひますと、恰度二尺の孔尻に於てこの爆薬がよい具合に、圓錐形のものをつ拵へたとしますと、つまり爆薬が自分の横に孔を砕くといふ力、この力が恰度うまくそこに合つてゐる。若も之が深くなると、同じ硬さ、同じ性質の岩でありまして、この三尺の孔尻に於ける抵抗は非常に増加するのであります。普通吾々が考へてゐると違つた増加の仕方をするわけでありませぬ。是も學者の方の説をその儘持つて來

第四圖



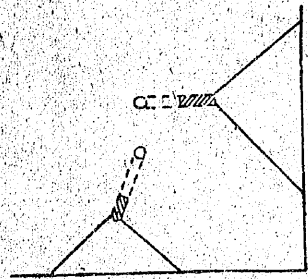
第五圖



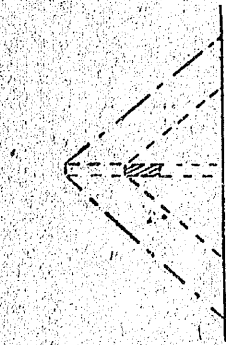
ましたが、假に八といふ力が二尺の孔尻で持つ抵抗とします。即ち二三が八の抵抗を持つてゐると致しますと、奥の方は

三三が二十七の抵抗を持つ、深さの三乗となります。一尺の差といふものが非常な違ひになります。斯ういふことのために深い孔を穿ると無理でありまして、この結果はどうなるかといふと、深く掘りすぎた部は何處までも破碎することが出来な。八の方に對してようやくと適するやうな爆薬でありますから、二十七の抵抗には耐え得られないから、孔尻が残ります。而もこの分だけは圓錐形を作ることが出来なで、點線で示すやうに長い孔尻と非常に細い孔が形成されて、所謂鐵砲が出来て来るわけであります。鐵砲が出来て参りますと、實際爆破されたものが非常に小さくなります。初めの(い)、或は(ろ)といふやうに落ちませぬ。従つて實際爆破されたものが非常に少ないために、吹出して来たもの、中から爆煙が外へ飛んで出る。斯ういふ状態になつて危険であります。斯う云ふ孔に無理に爆薬を入れて發破すると、恰も第二番目のイからロを引いた、弱少爆薬の場合と同じ状態になります。危険になつて参ります。この関係が思つたより軽く看られてゐるのぢやないかといふやうな氣がいたします。以上は孔の深さで云ひましたが、それは爆薬の位置と自由面との關係、即ち最小抵抗線の三乗に比例した抵抗になるのです。

第六圖



第七圖

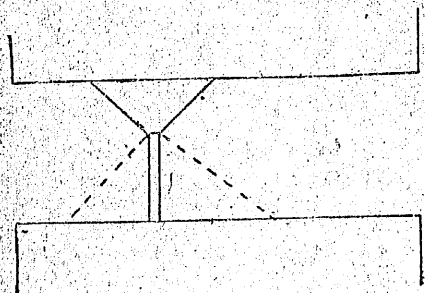


それから第五圖に示したものは、下方自由面との距離 l が適當であるから、この儘でもよく爆破出来ませんが、もし、下方自由面が點線で示すやうな形状になつてゐると其最小抵抗線 l が l に比して相當大きいとやはりよくないのであります。孔底の抵抗は l と l の三乗に比例してゐるのであります。

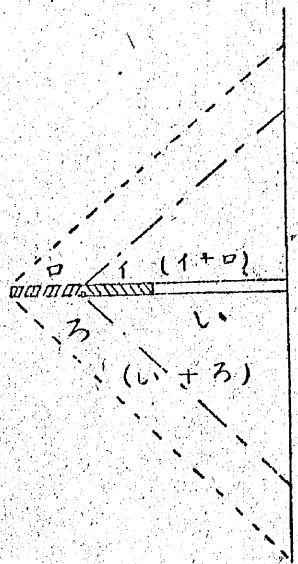
以上のやうに抵抗が大である場合には爆薬其ものの爆力即ち成分による爆力又は徑を増して爆力を増すならばよいのであります。單に爆薬の本數を増しても効果は擧げないのであります。

それから今度は l の場合で (い) から (ろ) を引いたもの、つまり荷が非常に輕かつた場合、即ち第六圖のやうな場合で、孔の方向が悪くて自由面に吹出してゐる。或は第七圖のやうに發破孔が短か過ぎたとか、ときによることよくあります。

第八圖



第九圖



のは第八圖のやうに、貫通際貫き合ひの發破が、まだ向ふがあると思つてゐたのに、壁が遊んで反對側に吹出してしまつた。是は誰が考へても正しい孔でなかつたのであります。

それからもう一つ考へなければならぬのがあります。6 の場合で、それは荷の重いことは承知してゐるのであります。が、そのために爆薬をどつさり使ふ。つまり荷は5十の、それに爆薬をイ十ロ使つた。是は孔が矢張無理であります。之が一番危険であります。その危険な譯は荷が重いから、そこで此の爆薬を變へて、二十七に應ずるやうな爆薬を入れたらばよいのであります。或はこの徑を太くして、こゝに二十七に相當するやうな爆力を持たしたならば、それは差支ないのでありますけれども、さうでなく、第九圖に示すやうにこゝに弱い爆薬を量だけ増して置くことになると、初めの爆薬甲がこの前の方の部分を落し、次の爆薬乙が吹出して瓦斯や炭塵に火をつけるのです。今迄炭坑の爆破の實例を見ますと、私等の手許に頂くいろ／＼の報告書は、爆薬が爆発を起したときの實例に、どうも孔の状況がどんな風に爆破されてゐたかといふ事を教えて頂く事が餘り出来ない。ひどいものになると、私等が近い處に爆発があつて山に參りますといやもう何ともございませぬ、既に仕事に掛つて居りますと仰しやつて、その現場は立派に切付が濟んでしまつて。どんな孔が残つてゐたか判らぬ。最近こちらの方で變災がありましたのを伺つたのでは、さういふことに就てはお調べがつかぬ。さういふことも非常に結構であります。濟んで仕舞へば何にもならぬやうですが、それが又將來のために非常に役に立ちます。それを見ると大分孔尻が残つて居ります。残らぬ場合はこの場合(イ十ロ)(い十ろ)だけでありまして後は孔尻が大體残つてゐる。8 と4 と6 でありまして、2 と5 が残らないのでありまして、後は残つて來るこゝになつて居ります。その實例から見ましても、孔尻の残るといふことは非常に危険であります。又爆薬が無駄に使はれてゐるのです。つまり空費されるといふことが、危険の因であるやうに考へて居ります。總てが空費であります。ろが空

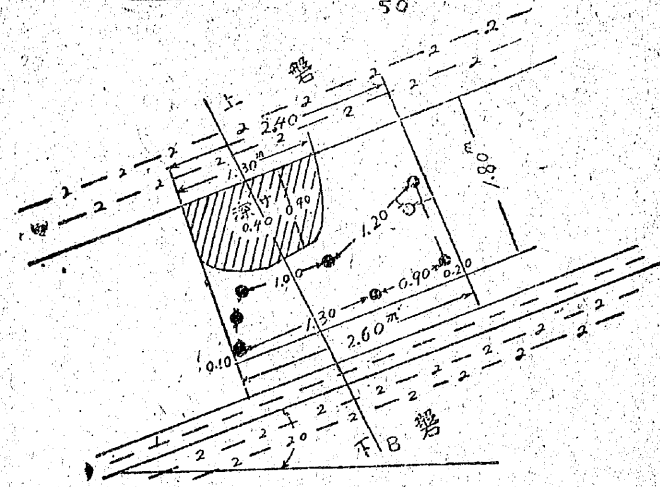
費されてゐる。是も矢張充分の仕事をして居りませぬから、空費といふことになりませぬ。

今孔尻が深過ぎるといふ場合に於て、斯ういふ風に考へると、もう一つは第五圖のやうな斯ういふことが起つて參ります。つまり孔に並行して自由面がある。さういふ場合に於て第五圖のやうに、こゝに斯ういふ風な爆薬を入れてありますと、こゝの間の自由面から孔尻までの、つまり最小の抵抗線が適當でなければいけないといふことは、判り切つたことでもありますけれども、之が往々にして孔尻の方が厚く點線で示したやうな格好になつてゐて、孔尻の方の最小抵抗線が大きくなつてゐることがあるのであります。實際現場の状況として、是は何でもないやうに考へて居りますが、それが今の二尺から三尺になるといふやうに孔の深さが變るのではないが、孔尻に於ける最小抵抗線の抵抗が急に増してゐる。昨年北海道にありましたいろ／＼爆発の實例から申しますと、矢張第十圖に示すやうな孔尻が残つて居ります。それが爆発を起す因になつてゐる、之がよく現場で輕んぜられてゐる。第五圖の點線で示すやうな出つぱりがあるといふやうなことが餘り重く視て居られない。第十一圖の實例も同様である。従つて孔の穿り方に就て、さうも孔尻の方に荷が懸り過ぎるに困る。懸り過ぎるとこの4 のやうな具合に、い十ろといふやうに重くなるこゝいふのが、一番大きな原因であるやうに考へて居ります。

それでイを強くするためには、強い爆薬を使ふのと、爆薬の徑を大きくするのが必要なことは御承知の通りであります。又この孔に適應した爆薬を使はなければいけない。空隙を置く爆力がずつと減ります。さういふ點があります。それと矢張填物をよくすることの必要なことは申すまでもない。私は暫らく金屬山に勤めたことがございます。その經驗から申しますと、炭坑では一般に申しますと填物に就ては輕んぜられて居ります。殊に私が北海道方面に於て非常な缺陷だと思つて居りますのは填物の乾燥であります。恰も素焼のやうなカチカチの固いものをボンボンと入れて、すこしも碎け

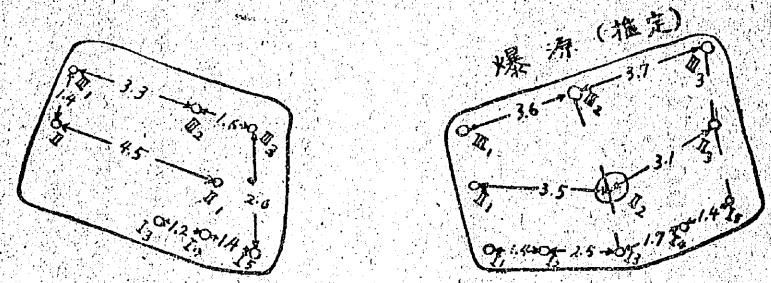
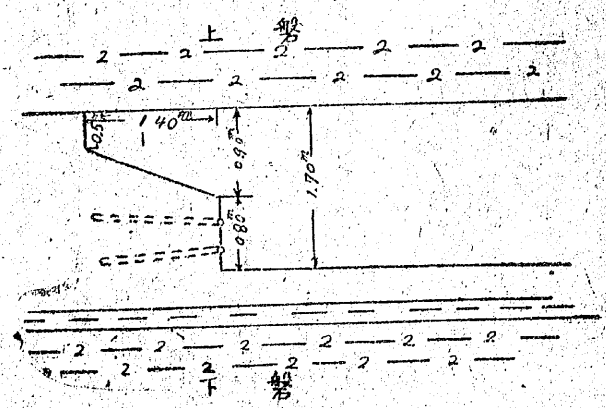
もせぬものを突込んでゐる。石炭は弱いからそれでも飛びますが、非常な損をしてゐるのみならず、危険な状態になる。さうしても水氣の相當ある粘土、或は砂混りの粘土は尙結構であります、それを入れてしつかり填めて欲しい。硝安爆

火薬装填見取圖
平面圖 1/50



第十一圖

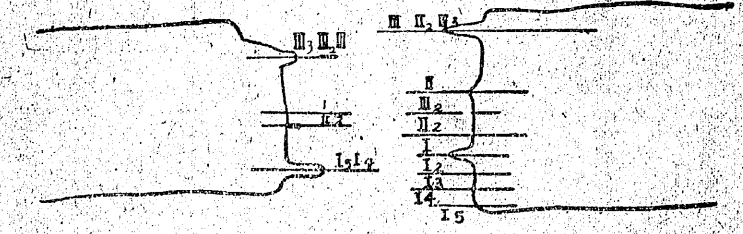
A-B 断面 1/30



正面圖

第十圖

全上 ()



側面圖

薬を初めから固く填めることは不爆を起す原因となりますから、是は段々強く填めねばならぬことはよく知られてゐる通りです。どうも粘土を何のために乾燥させるのか、本當の意味を取違へて硬くさへ焼けばよいと思つてゐる。現場に持つて行くのに形が崩れなければよいのだといふやうな考へであるのぢやないか。つまり乾燥させるのは、主に北海道の冬に凍るといふやうなことから、戸外を持つて行く間に凍つてはいかぬといふのが、乾燥さす因だらうと思ひます。なるべく必要以上に乾燥させない。現場でも一度粉にしてやる必要だと思ひます。さうして何處までも口元まで充分に填めることです。私は金屬山に居りましたときには、鑛夫の自由發破と申しますが、ダイナマイトを興へて、後で調べて幾ら残つてゐるといふやうな具合にやつてゐた。勿論爆薬の取締も相當やつてゐましたが、禪の中に半分持つて歸つて納屋の天井裏に入れて置く。火事のとぎなぞは側にも寄れぬといふことがあつたのでありますが、斯う云ふ場合火薬代は自分の方で拂はなければならぬ。つまり賃銀の中から火薬代を差引かれますから、火薬を非常に大事にします。従つて三分の一に切つて使つたり、いろ／＼なことをしてやります。殊に僅かの鑛脈があつて鑛石を掘るやうなまぎに、飛ばしてしまつては物になりませぬから浮かす、それをちんころタガネでコツコツ落すと云ふやり方をやつてゐたのが、非常に多かつたのでありますから、込物なんか上手にやつて居りました。

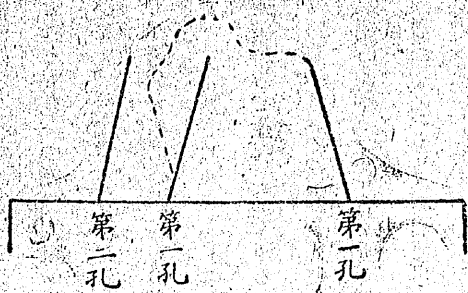
ところが炭坑に行くところが非常に難にやつてゐる。而も第一の例のやうな風に、非常に飛ばしてゐる。爆薬を餘計使つて飛ばしてゐるやうな感じがするのであります。

つまり適量のもを入れて適正な發破をやるのが、爆發防止の一番根本でないかと思ふのであります。しかし、唯斯ういふことが起つて來ます。折角斯ういふやうによく設計されて居りましても、隣の孔の發破のために荷が重くなり過ぎたり、或は輕くなり過ぎたといふやうなことののために、事故を起した例は相當あります。鑛山講話第七十五冊の中にも入

れて置きましたが以前茂尻炭坑で起つた實例(第七十七頁例)は、電氣發破でやつて居りました。ところが二本目の發破で前の發破で第二發目の荷が奥の方が輕くなつた。第十二圖で申しますと點線で示すやうに目か何かあつて、孔尻の近くに薄いものが出來た。そのときに、若も其處の瓦斯をよく計り、さうして炭塵に對しても充分の途を講じてやつたらよかつたと思ひますが、併しそれが充分行かなかつたといふことが、多少發破係員に實際發破をかけた人との連絡が取れない。さういふ點もあつたと思ひますが、そのために傍へ吹いて來て、死亡十名、輕傷三名を出したといふやうな實例もあるのであります。

それから先刻の硝安ダイナマイトが非常に安全度が高いといふことが考へられましたが、その爆力が弱過ぎやせぬかといふ問題は、矢張この點から言傳るのであります。寧ろ硝安爆薬の二號の方が相當安全度を持つて居り、相當爆力を持つてゐる。もう一つは膠質ダイナマイト、つまりニトログリセリンの相當這入つてゐるダイナマイトは、抵抗が強くなると爆力を發揮して參ります。さういふ性質を持つてゐる。そこで梅級のやうなものは、私は相當な岩石掘進の場合には、うまく利用が出来るのではないかと考へて居ります。

坑道試験の話は後で時間がありますれば、お話しやうと思ひますが、坑道試験の場合に於て、硝安ダイナマイトと同じやうな安全度を保つものが、矢張梅級にもあります。例へば三號梅、二號の紅梅といふやうな種類のものであります。さういふやうなものには硝安ダイナマイトと同様な安全度を示して居ります。さういふニトログリセリンの入つてゐるものを使つて



第二十圖

みることも大事でないかと思ふ。弾道振子試験をやつてみると、却て硝安類の方が強いやうに出で居りますけれども、實際に破碎をやつてみますと、力が出るのでないかといふやうな気がするのであります。

それともう一つは、大概の場合に於て爆發は掘進から起つて参ります。而もその中の又大多數は、私は心抜の發破だと思ひます。無論さうでないものもございますが、どちらにしても無理な孔である。是は無理だなど思つてゐるやうなものに就て、起つてゐるのが多いのであります。心抜の發破は、私は大いに再検討を要するものでないか。それは何故か申しますと、心抜發破といふものは、つまりあの發破法はどういふ所から生れて来たか申しますと、昔からある金屬山の岩石發破から、生れて來てゐるのであります。金屬山の岩石發破は、非常に強力な爆薬を使つて居ります。今の所松・櫻・桐といふやうな強い爆薬を使つてゐる。金屬山の非常に硬いものは別ですけども、普通の硬さのもの、それから炭坑の相當硬いもの、さういふ所になると、片一方は非常に強い爆薬を使ひ、片一方は弱い爆薬を使つてゐる、といふ處を、同じ設計の下につまり岩石發破と同じ方法に依て爆薬を使つてゐる。弱い爆薬を使ふ所に缺陷があるのでないかといふことを考へられるのであります。それで心抜をやるのも結構、唯心抜のやり方を變へなければならぬ。すかしをどういふやうに入れて行くか、さういふやうなことに就て、再検討を要するものでないかといふ気がするのであります。是れも机の上で考へたことでもございますから、皆さんがこれを現場に於てやつて頂きたいと思ひます。之が硝安ダイナマイトが弱過ぎるのぢやないか、といふお話をした譯であります。

その實例を一つ申上げて置きます。それは鑛山講話第七十五冊の實例の中に這入つて居りますから既に御覧になつた方もあらうと思ひますが、(第五十七頁例)岩石に坑道を掘進致しまして、少し昇をあげて行つて、それから少し曲けて昇をあげて行つた。そこに参るに向ふの炭層が近くなつて來ますから、今まで櫻を使つてゐたのを、瓦斯が出來たか

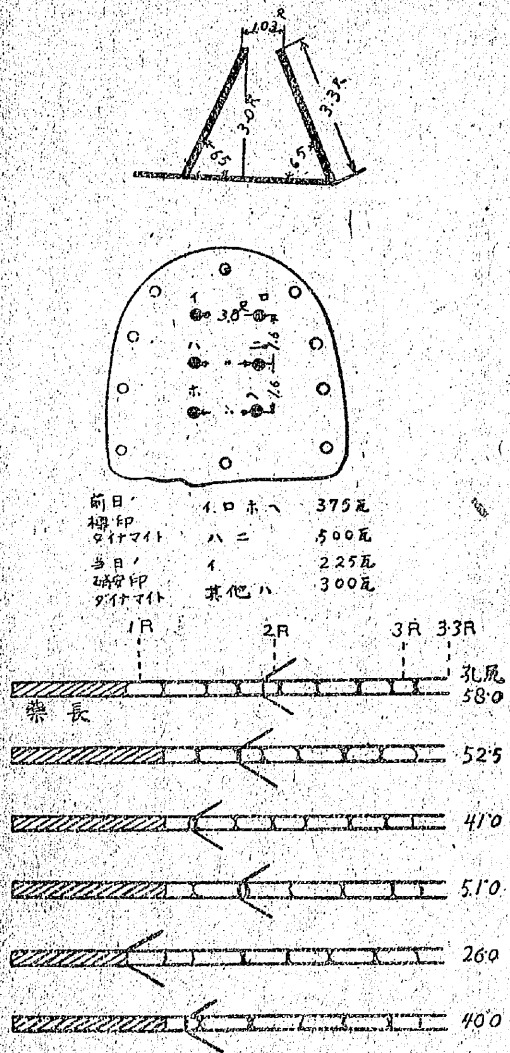
らといふので、會社の規則によつて硝安ダイナマイトに變へた。その時の孔はどういふ孔かといふと、上から見ると第十三圖甲のやうな格好です。それを正面から見ると第十三圖乙のやうな格好に六本あります。詳しいことは講話を御覧になつて頂ければ判りますが、この孔に五百グラム内外の櫻を使つて居つた、ところが之を掘進して孔を掘つて、今度瓦斯を計つてみたところが瓦斯がある。是ではいかぬ。今日は止めて次の日にしよう、櫻の設計による孔をその儘使つて、次の日に三百グラム以下の二號硝安ダイナマイトを入れた。その結果はどういふ風になつたかと申しますと、是もパンフレツ

甲

乙

丙

圖三十第



トに詳しく出て居りますが、丙のやうな格好になつて居ります。横から見ると斯ういふ風な孔尻が残つて居ります。つま

り六本の孔が全部吹出す状態になった。そのために瓦斯に火が點いて爆発を起し、相當の死傷者を出したといふ實例があるのであります。是は櫻のために設計された孔に、硝安ダイナマイトを使った。爆薬が弱かつたのであつて、弱いからと云つて薬量を増すとよいやうだが、薬量が多ければ尙いけなかつたかも知れぬ。

皮肉な言方かも知れませぬが、或は櫻を使つて居れば爆発が起らなかつたかも知れぬ。それ程孔の状況と爆薬の問題は關係があると考へて居ります。つまり安全な爆薬を使ふといふことは、或程度大事であります。併しそれよりも實際に安全な孔を穿つて、さうして發破することが、最も大事な事だと考へて居ります。

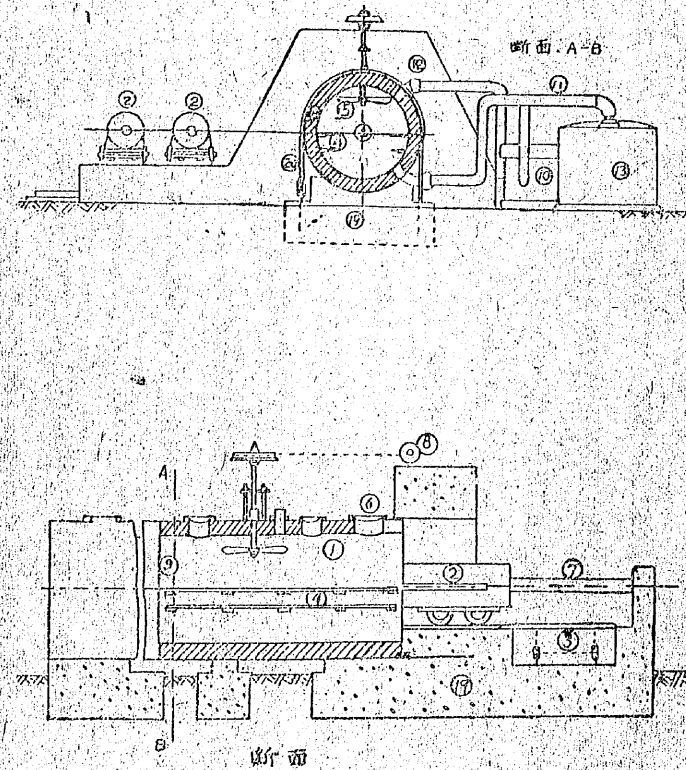
すつと前私がちらに居りましたとき、萬字炭坑を視に行きました。今東京の石炭聯合會に居られる太田さんが鑛長の時代であります。坑夫が道具を擔いで切羽から降りて来る。どうした、と尋ねると、どうも仕事にならない。係員が發破をかけて呉れぬ。と云ふ。それは富士山の頂きから下へ突込んだやうな無理な孔であります。そこに硝安火薬を四百グラム入れて呉れ。斯ういふ風に頼んだけれども、何としてもやつて呉れない。それは平素はやつて呉れるのに、今日の係員がやつて呉れぬと言ふ。この係員秋田専門を出られた藤澤さんと仰しやる方でありませぬ。この方は名ピッチャーでございまして、鑛山監督局が野球の試合をやつて、その方にストラック・アウトばかりを取られて零敗し、恨み骨髄に徹してよく知つて居ります。その方が巡つて來られて、斯ういふ處にさういふことは出來ないと言はれたものですから、仕事を止めて歸るといふのです。其處に藤澤さんがおいでにならなかつたが、私は偉いと思つた。大抵の人は坑夫の言ひなり次第にやつて居ります。その切羽は炭塵が非常に多くて、吹出したら私等も生命がなかつたと思ひますが、兎に角さういふ風な孔を坑夫が穿つてゐる。それに唯言はるだけの量を填めて、ボンと鳴らすのが發破係員の仕事であると思つてゐる。のが、大きな缺陷でないか。斯ういふ風に孔を穿らなければならぬと、誰が指導してゐるか、さういふことが、一番根本で

ないかと思ひます。掘進のときは斯ういふ風な穿方でしなければならぬ、と云ふことを示し、且つ充分な設計をやつてゐるかどうか。それを又實行されてゐるかどうか。それだけの能力があるかどうか。無論人が足りないから、さういふ係員が得られないことになりませうけれども、足りないからといつて抛つて置くことは拙い。現在一年くらいで以て發破係になるが、それを半年に短縮しやう。發破ぐらゐかけることは、ドンとやるだけではないかといふことを、皆さん方から聞くのであります。是は心外に堪えませぬ。そこで申して置きますが、爆薬に安全極量といふものがあると云ふことに就いてであります。是は私が現在の仕事に携りましたとき、速に安全極量を發表しろといふ申途を聞いたのであります。現に私の方から出で居ります爆薬試験坑道に於ける火薬實驗成績第五回報告にも安全極量といふ問題に付て、それを速に發見せんとするといふことを、確か書いて居ります。ところが段々やつて行く間に、今お話ししたやうに爆薬が多過ぎていけないから、少く使へばよい、と云ふ丈けならば安全極量もありますけれども、少な過ぎてはいけません。爆薬と關係なしに荷が重ければいけない。輕ければいけないといふことになると、安全極量と云ふものがない。之を試験の方からしてもどういふ試験をして火が點いたか、點かぬかといふことを申してゐるかといふと、第十四圖を御覽下さい。②は白砲といふ名前が附いて居ります。それが果して適當かどうか知りませぬが、是は札幌の試験所においてになると、是とよく似たものがございませぬが、斯ういふ鐵の塊りの中に孔が明いて居ります。この孔が内徑が五五ミリ、深さが一メートル二〇斯ういふやうなものが臺車の上に載つて、坑道の所に着いてゐる。坑道に孔が明いてゐる、この孔を通じて白砲から爆薬を坑道内に入れて爆發させますと煙が出ます。坑道は圓筒形になつて居ります。左右に二段の柵④がございましてこの柵の上に炭塵の場合は炭塵を載せて置きますと、之を吹上げて火が點く瓦斯の場合には⑤の點線の邊にボール紙の仕切をして、この中に瓦斯を充分入れて、よく攪廻し、九プラスマイナス〇・三パーセントさういふやうな所で爆發させる。

凡 例		
番 號	名 稱	摘 要 (尺度特記外ハ耗)
①	爆 發 室	徑 1550 長サ 3575 斷面積約 1.88m ² 容積約 6.9m ³
②	白 砲	徑 560 全長 1500 砲腔徑 55 全深 1200
③	白 砲 發 車	
④	炭 塵 撒 布 棚	五厘鐵板製巾 180 全長 3200 上下距離 300
⑤	翼 車	爆發室內瓦斯攪拌混合用
⑥	安 全 窓	爆發室中大ナルモノハ「マンホール」ニ併用
⑦	白 砲 支 柱	白砲ノ後退ヲ防グ
⑧	電 動 機	翼車用及循環用扇風機用
⑨	遮 斷 用 隔 膜	ホール紙ヲ使用 楔ヲ以テ縮メ付ク
⑩	扇 風 機 (循 環 用)	モーター直結 3500R.P.M
⑪	瓦 斯 管	徑 6吋 五厘鐵板製
⑫	コ ッ ク	
⑬	瓦 斯 計 量 槽	徑 4呎 9吋 高 4呎 容積 2m ³
⑭	瓦 斯 導 管	徑 2吋 CH ⁴ 瓦斯溜槽ヨリ計量槽ニ導ク
⑮	調 壓 栓	槽内ノ瓦斯壓調節用兼オーゾアフロー
⑯	採 試 孔	發射前瓦斯分析試料採取孔
⑰	測 壓 孔	爆壓測定用
⑱	爆 發 室 内 張	直徑 1.525米 厚サ 12耗ノ鐵板ヲ用フ
⑲	基 礎 コ ン ク リ ー ト	坑道最後部ノミ鐵筋入
⑳	パ ン ド	
㉑	發 射 電 導 線	
㉒	試 驗 坑 道	全長 34m 爆發室ハ 3/8吋 其他ハ 3/16吋 鍊鐵板製

第 十 四 圖

爆 發 試 驗 坑 道 要 圖 凡 例



斯ういふ状態になつて居ります。

そこでいろ／＼やつてみますと、火が點いたり點かなかつたりする。その状態をいろ／＼やつてみますと、いろ／＼な事が判つて参ります。まだ判らない事もございますが、今まで判つた事を申し上げますと、初めこの坑道を作るときに、この徑を六尺にした。何故六尺にしたか。元私の處にありました昔の坑道は、楕圓形でありました。そこで今度斯ういふのを作るときどうしやうか、材料は要るが六尺にしやう。何故斯ういふときに楕圓形の長徑が六尺であつたか知りませんが、中へ這入るときに頭を下けずに恰度よい。六尺にしやうぢやないかといふので六尺にした。食塩の這入らぬ硝安爆薬がありました。世界一の大爆發をやりましたフランスのクーリエー炭坑、千九十九人死んだといふあの爆發の原因となつたアツイエー一號と同じ成分の爆薬、それを使つても點かない。それでどうもおかしいといふのでいろ／＼してみましたがイギリスでは五呎になつてゐる。そこで五尺にしやうといふので材木で内張をした。さうすると火が點き出して來た。唯坑道を狭くしてみた丈けである。それで今では内張にやめてちやんと立派に、イギリスの坑道と同じ状態に狭ばめてみる。さういふことになる。硝安ダイナマイトをこゝへ入れて打つてみると、六百グラムで不引火、斯ういふことになりません。つまり六百グラム、六百五十グラム、七百グラムと射つて見て、六百グラム十回打つて不點火でした。今迄何回やつても斯ういふことになりません。

ところが六百五十グラムになると、或ものは十回中の二回とか、或ときは十回中一回といふやうに一回や二回は點いた。之が七百グラムになると、十分の五或は十分の七といふやうに、點火するものが多くなつて参ります。斯ういふ六百グラム不引火の爆薬と、同じ成分の爆薬について英國で一呎の坑道でやつてみた。さうすると五〇グラムでも火が點く。斯ういふことになつて來て、爆薬に一つも變りがない。唯坑道が狭いだけです。又白砲の孔について考へますと、どうせ

爆薬はものを破碎するものですから、白砲の孔がいたんで参ります。白砲は三重になつてゐます。之をドンと射つと擴がつて出る所がないから、一番中の部分が前へ出て参ります。それだけこの奥が膨れて居ります。膨れて來ると火が點きにくくなる。こゝで以て力が強まる。私も始めはさういふことを氣がつかせぬから孔の中に爆薬を三本長手に入れる代りに、重ねて三本入れて、長くする代りに三本を孔一杯に入れてやつたことがあります。こうすれば火が點くわけです。段々いたんで來ると點き方が悪くなる。又温度・濕度等、いろ／＼な問題があります。炭礦汽船でも坑道試験をやつた時に百から二百、二百から三百と上げて行くと點かない。七百でボンと點く。六百五十に下けても、六百に下けても點く。下から上げる方と、上から下げる方と比較されたものがありますが、多少私等もさういふ經驗があります。どうも一遍點けてみやう。櫻か何か持つて行つて、炭塵爆發を起して、坑道を温めてみると、どん／＼點いて來る。さういふやうなデリケートの問題もございしますが、結局出來る丈け一定の決つた方法でやると、爆發によつて最大不引火量が六百・六百五十・七百といふやうに、或る物差で計つたやうな數字が出て來ます。六百・五百・四百と云ふのは爆薬と爆薬を物差によつて計つた比率であります。それを現場で何百グラムなら火がつかない、といふやうなことは全く云へないのであります。ところがイギリスでは Permitted Maximum Charge と申しまして、つまり認可爆薬を坑内で使ふときには、一箇に二十八オンスまで入れてもよいといふことを、この頃出て居りませぬから或は氣がついて廢めたのかも知れぬが、三、四年前はさういふものが出て居りました。さういふやうな安全極量の精神。さうして置いて、實際その爆薬はどうかと云ふと、日本の硝安ダイナマイトと同じやうなものですから、二百瓦・百五十瓦といふやうな所で爆發を起してゐる。大概の人は信じて下さいますが、中西あいつは馬鹿だから毛唐の探し出した安全極量を、探し得ないのだ、といふやうに仰しやつて居る方もありますが、自分では毛唐より利巧だと思つて居ります。是は今の御説明で判りませぬければ、充分御質問

を願ひたいと思つて居りますが、さういふわけで安全極量は決してございませぬ。先刻申しました荷に對して、何處へ孔を穿つたらよいかといふこと、即ち最も經濟的で安全な適量はあります。それは中西が探し得るのでありませぬので現場の方が探すより仕方がございませぬ。あなた方が探すにも、それはどうして探すかといふことは、何處にも落ちてゐるのではない。自分が今日かけた爆破はどんな風にして、孔を穿つてあるか、今度斯うしてみたらどうか、毎日研究するより外に知ることが出来ないのです。假に一日に百發同じ處にかける人があつて、片一方六十發しか掛けれない人があるとする。だから百發かける人の方が優秀な係員だと思ふことは非常な間違ひで、研究して安全な六十發をかける人の方が、信頼するに足る立派な係員だと思ふ。是は上の方が十分考へて頂かなければならぬと思ひます。私は現場を暫く持つて居つた経験からしても、是れくらゐむづかしいものはないと思ひます。現場の状況によつて非常に違ふのですから。大概先山が穿つた孔に發破係員が爆薬を抛り込んで、ボンと鳴らせばよい。鳴らした數の多い方が成績のよい係員であるといふやうに考へられてゐるのでないかといふやうな氣持が致すわけでありませぬ。

それと關聯致しまして、一本発破をかけた方がよいが、何本も齊發した方がよいか。能率から安全度から申しまして是は犬分面倒な問題になつて參ります。一本一本かけて確實に瓦斯が測れて行くならば、非常に結構であります。一齊發破の方が安全だ。單發の方が安全だといふことに議論があります。齊發といふものは元來何本かを一緒にかけて、全体の力によつて狂ひのない効き方をして出て來るのが、齊發のよい所です。ところが唯齊發がよいか悪いかといふことは云ひ得ない。理想的の發破がかけられれば問題はない。さういふ風でなく先刻お話ししたやうに無理がある。齊發すれば、一本の無理孔であつたから火が點がなかつた。六本の無理孔を齊發したから火が點いたとも考へられますし、若し狭い處で齊發したならば、一本の爆破をやつて危ふくないときでも、六本爆破は爆力が強くなるから、火が點き易くなる。齊發後

破が危険か、單發が危険かといふ問題は、結局よい發破をかけたかどうかによつて決ります。即ち主に齊發の場合は、爆力に應じた御指導をなすつて、さうして昔のその儘踏襲した心算でないものが新しい設計の下に爆薬と破砕物とに適した齊發發破は結構であります。さうした發破の回數を或程度減じまして、又齊發數が多くなり過ぎると又不發の起る點もございますから、適度の齊發數として、發破回數を減じ、その間に於ては確實に瓦斯を測ると云ふやうにすることが切要であります。

瓦斯の問題であります。瓦斯検定は爆薬に關係無いのだから發破に關係ないと、斯う仰しやいますが、立派に發破係員の職責の第一に書いてあります。御承知の通り點火前瓦斯を測れ、少くも五メートルの區域に直り測れといふことを書いてあります。若もあの規則が守られてゐたならば、殆ど爆破が起らぬと思ひます。あれが何と言つたつて確實に守つてない、殊に一回が二回・三回になると測らないのが通例でないかと思ひます。私は是は餘程考へて頂きませぬといけなと存じます。若も測れないやうな仕事をさせなければならぬ状態であつたならば、考へなければならぬ。さういふ處に事故が起つたならば、責任は係員にあるのぢやない。さういふサーカスみたいな危険な状態で仕事をさして置く首腦部に責任があると思ひます。私はさう堅く信じて居ります。今人が足りぬのでどうするか、いろ／＼御苦心だらうと思ふが、何とか之は考へなければならぬ問題と思ひます。

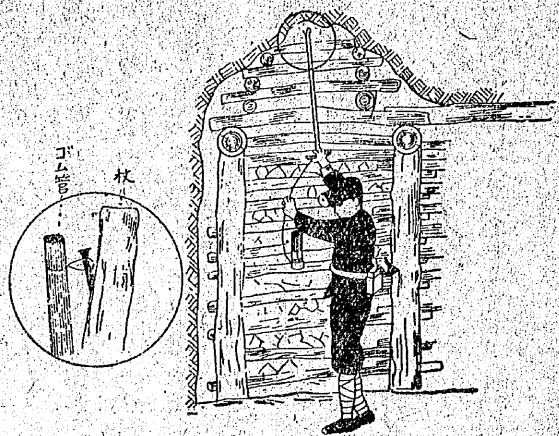
それともう一つは、最近巡つて視ますと、急傾斜で、いろ／＼瓦斯を測る道具を持つて歩くが、面倒な點もありませうが、各地共從來の揮發油安全燈を使つて居ります。どうも大多數の係員が、斯うやつて眼の高さで見れば、天井の瓦斯も見れるものだといふ考へを持つて居ります。大概それで片付けて居ります。セイセイの處手を伸ばして見るくらゐのものだと思ふ。殊にこの昇切羽の瓦斯を測るときは、その圖面などを拜見してみますと、先づ足場から相當高い所に瓦斯

が溜つて居つたことは考へられます。場合によると下にも瓦斯が来て居つたので、下磐の發破で以て、方向が天井を向いて居らぬのに、事故を起してゐる。是は何發目かの發破で、瓦斯が相當あつたのに測らなかつたのだと思ふ。又近く私の方で炭坑用品の檢定をやりますときに、檢定燈としましては、今迄の揮發油安全燈は認めないことにして居ります。天井から瓦斯を取るに、御存じの方もありませんが、第十五圖のやうな装置のものを使つて、ゴムのポンプをつけて、天井の隅々から瓦斯を取つて見るのであります。百米から先は見へない眼鏡で敵を見て、見えない所まで偵察をやり得たと信じてゐるといふやうな部隊長が悪いのです。この點に付ても是非御考慮を願ひたいと思ひます。

先程お話ししましたやうに、孔尻が相當しつかり詰つて居らぬと、爆力が弱くなる云ふことは先刻お話ししましたが、そこで問題になるのは安全被筒であります。安全被筒は相當實驗の結果效力のあることは、私も前に炭礦汽船の御依頼によりまして、試験して知つて居ります。その後色々材料も御研究になつてゐるから、更に良いものが出来てゐると思ひますけれども、あれを使ひますと、どうしても孔を大きく穿る。あゝいふ硬いものですから、相當の餘裕を以て押込まないと這入らないといふので、多少クツシヨンド・プラスチックのやうな傾向になると思ひます。その結果硝安ダイナマイトのやうな、弱い爆薬に使ひますと、爆力に就て餘程お考へにならぬといへないぢやないか、之に就ては机の上で考へたことであるから、實際使つてどうなるか、孔尻が残るやうなことがないか。さういふことに就ては伺つたことがありません。さういふ問題に付て後で伺つてみたいと思つて居ります。

それとこの昇切羽の發破による瓦斯炭塵の發破といふことに就ては、昭和十五年正月と二月でございましたが、北海道の佐山教授がお書きになつて居ります。私全面的に賛成であります。殊にその中で一番大事なことは、是は直接發破に關係して居りませぬが、昇切羽の瓦斯を充分拂はなければならぬと言ふ點。拂得ると思ひます。また私の拜見した範圍では

圖 五 十 第



昇切羽に充分の風を送つて居りませぬ。つまり風の送り方、風力に於て足りない。出て来た瓦斯を攪拌して、必要だけに充分薄めてしまふだけの風を送つて居りませぬ。それが爆發の起る根本であります。無論爆薬も荷を適當にして使ふことは必要でありますけれども、いろ／＼のこゝで結局高い温度のものを使ふのであるから、事故が起り易い。どうも的確に瓦斯を拂ふことに就て、私はまだ充分でないと思つて居ります。もつと風を充分送つて之を薄めることが非常に大事なことだと思ひます。切羽通風の根本方針の是正云ふことが大切なことと信じます。

それから是はもう餘談になりますが、序ですから、私の考を申述べて、皆さんからも後でお話を伺ひたいと思ひますのは、炭塵の問題であります。矢張瓦斯と同様に爆薬から炭塵にも爆發を起して參ります。殊に例の段發電氣雷管とか、導火線發破。即ちドンドン發破は、炭塵のある所には使つていけないといふことを言はれて居るのでありますけれども、兎に角水を撒けばさういふことをやつても差支ないといふやうな考があるやうであります。是は水を撒いても、炭層が乾燥してゐる場合は危険だといふことが言ひ得るわけであります。それと炭塵爆發の問題でございますが、炭塵があるから爆發するのだ。瓦斯もさうであります。是は馬鹿な話のやうですが、實際坑内の仕事は苦しいから出来ないかも知れませぬけれども、炭塵の處置さういふものに就ては、何處でも不徹底な點があります。

殊に岩粉の使用法に就て、色々の本に書いてありますのは、岩粉は爆發のとき立上つて烟を消す。炭塵の間に岩粉の位が入つて、傳播を防ぐのだといふやうに書いてあります。併しそれは第二義的なものであつて、私は岩粉で炭塵を覆ふてしまふ。さうして無くするものだといふことに考へてゐる。即ち坑道全体を眞白にしてその先の切羽だけを黒くして置く。風道などは岩粉で處理が出来ると思つて居ります。そして切羽には水を充分使つて頂くより他に方法が無いと思ひます。さういふ問題は是と別問題でありますけれども、兎に角岩粉棚に非常に重きを置かれる方が多うございますから序でに申述べて置きます。

最後に御相談したいことは、最近水銀と銅が缺乏してゐる關係上、アルミの雷管が出て居ります。アルミの雷管は爆藥の中に入れて爆發をやつてみると、果してどれ程危険かといふことは判りませぬが、アルミの雷管だけで爆發させますと確實に爆發致します。それでアルミの雷管を炭坑に使ふことを試験してみなければならぬが、先づ差控へたいといふ考を持つて居ります。従て金屬山の方も見えてゐると思ひますが、金屬山に於てはアルミの雷管を使つて頂いて、銅の雷管は炭坑にお廻しを願ひたいといふやうなことを考へて居ります。

以上陳べた處は技術的事であつて、皆さんのよく知つて居られることを繰り返したに過ぎません。しかし保安と云ふものは知るのみでは何にもなりません。實行が之に伴はねばならぬのであります。百を知つて一を行ふよりは五十を知つて五十を行ふことが肝要であります。

保安は恰も桶のやうなものであります。籠がしつかりしてゐなければ何にもなりません。籠が緩んでゐたり、腐つてゐれば水はどんどん漏つて仕舞ひます。しかし、籠が如何にしつかり締つてゐても、一枚一枚の板が丈夫で、しかも、お互に少しの隙間もなく密接して、手を握り合つて協力してゐなければ駄目であります。一人でも己が任務を忘るものがあつ

たらば、他が如何に緊張して努力しても災害はそこから侵入して來るのであります。

瓦斯炭塵の爆發の如きは實に唯一人のこの意のために甚しきに至つては、全坑を壊滅に歸せしめたこともあるのであります。

私は自分の仕事柄から多年各炭礦を視まして、保安の第一をなすものは籠である、即ち、會社の指導精神であると確信するのであります。次に大きな影響を持つものは炭礦長の人格であります。會社の氣風と礦の氣風とによつて養はれた坑員精神が萬端の保安を形成して行くのであります。如何なるよい設備も、この精神が悪ければ何の用にも立たないのであります。稍物足らぬ設備も堅確たる坑員精神によつて活きて使はれるのであります。

明治二十三年に 聖勅を下し賜はつてから茲に五十年、今日に於て、今更に皇運扶翼を強調せねばならぬと云ふことは誠に 畏れ多くもあり申譯もない次第であります。此道は實に爾祖先の遺風にして仰せられてあるのであります。我が日本臣民が一意、大御心を體して御奉公の誠を致すことは、我が祖先からの遺風であり、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることとは、皇祖皇宗の御遺訓であつて我々日本臣民の唯一の任務であると共に、お上に於かせられても、御親ら、天壤無窮の皇運の隆昌のために日夜御診念遊ばされてゐらされるのであります。軍人に賜はつた 御勅諭にはその司々こそ陛下には委ねなれ大綱は、朕親ら之を統ぶるところなればと仰せられてありますが、軍人に賜はつた 御勅諭であるために武に就いて御訓しあつたために、恰も、武のみを御親統あらせられるかのやうに考へる不心得者もあり、倒閣運動であるとか、内閣乗取だとか、盟廻しだとか、議會政治だとか、御親政のことを忘却した不忠の所論をなすものが多かつたのであるが、同じ 御勅諭に、天子は文武の大權を掌握するの義を存しと仰せられ、文に於ても、司々をこそ臣下に御委せあるのであるが大綱は常に御親統へさせられ、日夜我々の想像も及ばぬ御診念を重ねさせられて居りますので御座います。

これは明治天皇の御事蹟に明かであり、今上陛下の御事は、事毎に漏れ承り知ることが出来ないのでありますが漏れ承る處によりますと、次ぎ次ぎに起る重大時局に對し常に妙からざる 宸襟を惱まされ給ひ、日夜皇運の隆昌を祈らせられたの、御診念は申すも、畏き次第であるので御座います。九月十六日は日獨伊同盟につき近衛總理大臣の、聖斷を仰ぎ奉つた日であります。翌九月十七日の大政翼賛會準備委員會の最後の集りに於て、一億一心と云ふのは形容詞のやうに考へてゐるが、今日に於て本常に一億一心御奉公の誠を致して行かねばならぬと云ふ挨拶をされたのも、大御心を拜察し、皇運扶翼の責の層一層重大であることを眞に痛感し、恐懼措く能はずして述べられたものと漏れ承つて居ります。

商賣をするも、會社で仕事するも、皆之お上の御用であります。官に務めるのみが御奉公ではありません。従つて、儲けるために働くのではありません。給料を採るために働くのではありません。お上の御役に立つ御奉公をしたために、お上から下さるのであります。

我々石炭礦業に従事するものは、お上から石炭生産の仕事の御委かせを受けてゐるのであります。石炭の一塊、機械の一基、一人の働く人も、お上からお預りしたものであります。これを粗末にしてはならないのであります。

係員として、或る仕事をするとなれば、若干の人を指揮し、若干の設備を運用し、若干の石炭を出すのでありますがこれ司々を御委せ下さつた御奉公の仕事なのであります。

一稼働者が一本の鶴嘴を持つて働くのも其の精神に變りがない。これも大事な御奉公であります。

日本臣民は生れながらにして、お上に御奉公する光榮を有してゐるのであります。一旦緩急ある時、身を彈雨の中にさらすのみが御奉公ではありません。そしてその御奉公は自分でなければ斷じて出来ないのであります。一億一心の一億分の一の務であり、萬一、自分が怠れば、自分が間違つた考を持つてば、そこ支けは空いた場所が出来るのであります。他

人が自己の代りに仕事をしてくれる譯には行かないのであります。それは各其の全力を擧げて御奉公申上げてゐるからであります。しかし、各人は、それぞれの天分があります。十の力の人は十を、三の力の人は三を、各その全力を盡すのであります。お上は決して三の力のものに五を、十を御求めになつては居られないのであります。十の力のある人も病の時には充分に靜養して、一日も早く十の力にもどつて御奉公すればよいのであります。無理を押し、大事な お上からお預りした身體を役に立たぬやうにしては誠に申譯ない次第であります。十の力を以て十一、十二の仕事をやろうとし、又は、やつて居るやうな外見を裝うて居る處に無理が來て、災害が其の弱點をねらつて襲つてくるのであります。無理を知りつゝ、もし、無理だと云つては自分が怠つてゐると思はれやせぬかと自分と云ふものに捕はれて、黙つて無理な仕事を續けてゐることは誠によくないことでもあります。その自分の力では出来ぬ實情を上司へ速かに報告して、完全な仕事の出来るやうにせねばならないのであります。自分がどう思はれやうとか、自分と云ふものがあるのはまだ御奉公の眞精神の現はれではありません。

此御奉公の精神は新體制の根本精神であり、軍人精神と一體であります。茲に各職域に於て絶對の服従が行はれるのであります。従つて人に長たる者の責は頗る重大となるのであります。又職域に於て御奉公すると云ふことは、單に仕事に精勵するとか、汗水たらしてやるわけではいけない。常に 大御心を體し奉つて行はねばならない。「病を押してやる」などはそれは眞の御奉公がよく考へてやるべきであります。自分といふものはないのであり、自分の身體ではない。お上からお預り申して居る身體である。自儘に損したり、無理に使つて、御奉公の出来ぬやうになつては申譯がないのであります。

何卒「瓦斯検定も御奉公」「發破」つも御奉公」と云ふ氣持を常に持つて、鑛業報告の實を擧げられむことを切に希ふ

次第であります。

いろいろ取留のないことを、而も何等順序を立てずにお話申上げまして、前後した點も非常にございます。唯私は茲に皆さんにいろいろの質問をしたわけでありますから、それに付て皆さんからいろいろ有益なお話を伺ひ、又皆さん相互に於ていろいろお話をして頂きたいと思ひます。之で失禮致します。

(註本講述は中西所長が佐賀縣火藥協會招待席上で講演されたのを乞ふて轉載したものである。)

生産力擴充と價格政策私見

日本石炭株式會社副社長 古 田 慶 三



我國に於ける戰時物價對策は、一方に愈々強請せられつつある生産力擴充政策を控へて、今や重大なる轉換期に直面しつつあるやに見える。何故ならば物價問題は今日に於ては所謂價格釘付政策から價格形成政策の段階へ、別の觀點から云へばそれは單に消極的な國內惡性インフレーション對策から轉じて、積極的に東亞共榮圈を通ずる生産力擴充計畫の遂行の裡に解決の重點を置くべき時期に到達したからである。

素より我が東亞共榮圈を繞る社會情勢が今後如何なる波瀾を含んで展開されるかは何人も克く窺知し得る處ではない。然し將來如何様の事態が招來されようとも、戰爭經濟の進展に依つて異常に變質された從來の自由經濟的な價格關係は何等かの方法で更改されねばならぬ運命に在るのである。然し乍ら今日尙所謂自由經濟思想と國家經濟主義の新舊思想の衝突が未だ全く解消徹底されるに至らぬ憾があるのである。

抑、東亞共榮圈の確立が、國家經濟主義の下に重工業、化學工業の擴充を中心として推進せらるべきは茲に更めて云ふ迄もない。鐵、石炭、輕金屬、亞鉛、曹達、硫安、バルブ等我國生産力擴充計畫に於ける重要資源の中、石炭は今日に於ては其の第一順位に取り上げられ増産が重要せられてゐるのである。五ヶ年後に於ける日滿支を通ずる石炭需要は實に〇〇、〇〇〇千噸を豫想せられ、就中重工業、化學工業の發展に不可欠なる原料炭其他上級炭の増産が今後絶対に必要とされてゐる。然るに現状は業者の懸命の努力にも拘らず所期の適當炭の増産を完全に實現し得るに至らず、各種増産獎勵補助の政潮は未だ完全に其の目的達成に至つて居らぬのである。

斯かる増産を阻む諸原因並に其の對策に付ては既に他の機會に於て繰返し述べ、其の一部は既に實行に移されてゐる處であるが、本稿に於ては専ら炭價を中心としてこの問題を考察し、特に其の補助金政策との關係を究明して置き度いと思ふ。

我國戰時石炭統制に最初の國家の法權力が加へられたのは、昭和十三年九月に於ける臨時措置法に基く炭價引下命令である。當時の石炭界は全國出炭の七割を占める大手筋生産業者の販賣カルテルたる昭和石炭株式會社と、地方別に中小生産業者の結成する互助會其他數個の販賣カルテルと、爾餘の純然たるアウトサイダーと大別して三つのグループに於て販賣の自治統制が行はれてゐた。而して此の炭價引下は右の昭和石炭株式會社及互助會に對して行はれたのである。就中昭

和石炭加盟業者産出炭の如きは値下率多く地元標準炭價の約二割値下が行はれたが、之に反しアウトサイダーに對しては何等の措置も講ぜられることが無かつた。然し斯かる應急的措置としての價格統制の不備は早晚其の缺陷を現はさずには居らなかつた。即ちそれは一方に配給統制の不完全なりしことと相重なつて、市場に於て同品位の石炭に付て二重、三重の相場が現出し、同時に闇取引も激成され、且配給の上に偏在を來し、石炭市場は未曾有の混乱に陥つた。此の混乱を克服し、併せて増産目的を最大限に達成せしめる爲めには、何よりも先づ全國石炭の價格並に配給に關する一元統制機關を設ける必要が朝野に痛感され、昨年六月半官半民の國策會社として日本石炭株式會社が設立されたのである。即ち本會社を中樞とする統制機構を通じて全國石炭配給の一元化を圖ると共に、其の價格方面に付てはプールの標準價格制の採用により、異なつた生産費を以て生産される各炭礦の産出炭を同會社に於て總て一手に買取り、同一規格の石炭は同一市場では總て同値で販賣することとし、斯くしてかやうな操作を通じて需要者側對する販賣價格は總額に於て十三年九月に引下命令のあつた儘の位置に釘付け、一方生産者側對しては、かかる價格標準を以てしては採算困難なる者に對し別途採算に計上されたる買入補償金を交付することとし、以て低物價政策上の要求と増産促進上の要求との調整を圖ることとなつたのである。即ち生産業者は十三年十月より十五年九月末に至る二ヶ年間の間は引下げられたる炭價の埒内に在つて苦闘を續け、十五年十月日本石炭會社の事業開始以來補償金を交付されることとなり、同年度下期分として二千二百四十萬圓が採算に計上され、十六年度に於ては上、下期を通じて一億一千萬圓の國家補償が與へられることになつたのである。斯くして同社の統制事業の開始により、一方に價格の統一を圖り他方には配給の不公平を是正し、併せて炭質、斤量の正確を圖ることとなつたのである。

然し乍ら如何に補償金政策を加味したるプール標準價格制が理想的な制度であらうとも、生産費は逐年増加の一途を辿り到底採算上經營の困難を解消するに至らず、今後益々其の度を高めつつあることは増産對策の根本問題として殘された課題となつてゐるのである。

當社の調査に依れば、石炭生産費中其の約五割は礦夫賃金で占められ、約二割は資材費で占められてゐる。礦夫賃金は目下賃金統制令で一應統制は受けてゐるが、炭坑勞務は特殊の地下勞働であり、危険率も多く、此等の就業を好まざるは人情であり、殊に事變以來勞務對策の充分ならざりし爲め移動率甚しく、従つて其の募集費も意外に多額に上り、新に募集せる未熟勞働者多數に上り、爲めに坑夫一人當りの生産能率の低下も著しきものがあつた。又資材に付ても其の値上り或は配給事情に付て種々の困難に直面しつゝあることは周知の如くである。

斯くの如き生産諸條件の逼迫は炭礦の經營採算に當然影響を及ぼし、總括して其の事業成績は十三年下期以來悪化の一途を辿つてゐるのである。即ち一般に利益率、配當率の低下せるのみならず、償却金、社内留保金の如き諸積立金も減少を示して居り、かかる事態を其の儘に放任するに於ては將來の事業の健全性を維持する上に多くの危懼を残すものである。然らば今後、かかる業者の苦況を打開し、増産計畫を實現せしめる上に於て補償金制度は如何なる効果を有するであらうか。

抑も石炭鑛業は其の投資の大部分を地下に固定させる特殊の企業であり、夫々企業規模に應じた一定の經濟的出炭限度と云ふものがある。従つて其の限度以上に生産量を増加せしめんとするときは、企業規模の新設、擴張を必要とし、之が爲め多額の起業費が固定するを常とする。而も投下資本に對する收益の回収は他の製造工業に於けるが如く迅速且確實ではない。かやうに利益の回収が將來に残され、而も其の確實性が保證されぬ石炭企業に於ては、年々の政府の採算によつて其の額を加減される惧れのある補償金政策に依存することには尠からぬ不安があると云はねばならぬ。吾人が如何に戰

時石炭の重要性を説き、増産の緊要なる所以を高唱しても、企業家の心理状態に對し前途に安んじて經營を維持又は擴張せしめ得るだけの安心を與へるに非れば眞の増産計畫に乗出す意氣込を與へること困難である。否、寧ろ目先の補償金政策のみを以て増産を強行せしめんとするときは、企業心を不當に焦燥せしめ、勢ひ無理な經營によつて乱掘するの弊害を齎らし、長期に亘つて企業健全性を維持し、眞に増産計畫を達成せしめる所以とは考へられぬのである。

元來、此種補償金制度は悪性インフレ對策として臨時應急的に採用されたものである。従つてかやうな制度を長期に亘つて繼續的に實施することは、それ丈け年々國庫負擔を加重せしめ、いやが上にも財政の膨脹に拍車し、又業者に交付された金額は流通界を循環して結局に於て再び生産費の騰貴を齎らすに至るべきは見易き道理である。依つて長期に亘る総合的な生産計畫の實施が要求される今日に於ては、かやうな一時的對策としての補償金政策に何等かの考創が加へられなければならぬと思ふ。

補償金政策を修正すると云ふことは取りも直さずそれ丈け需要者の石炭購入費を増加せしめることになるが、今石炭の販賣價格の引下が需要者に對し如何なる影響を及ぼすかを見よう。

各産業の生産原價中に占める石炭費の割合は、製鐵業、窯業等特殊なものを除き概ね二%内外に止る。我國に於ては石炭程廣汎な需要面を持つた物資は他に例妙く、従つて石炭價格の引上が低物價政策上に及ぼす影響も極めて深刻なるもの如く考へられてゐたが、今假に石炭の販賣價格を一割引上げたとしても、其の需要産業の生産費に及ぼすべき騰貴率は僅かに〇、二%の少額に止まるのである。かかる關係にあるから、需要者側にあつては寧ろ多少の炭價の値上りは負擔しても確實に石炭の配給されることを切望してゐる實情である。

然し乍ら、今一舉にして補償金政策を轉回せしめることは需要者側に對して不測の影響を及ぼすべき恐れあるにより適

正炭價の形成を俟つて漸次補償金の政策に修正を加へて行くことと云ふ方法を取るべきことも考慮の餘地があると思ふ。現下の事態に於ては兩者を併行的に實施することが最も妥當であらう。只注意すべきは之に便乘して一般に價格引上げをなさんとするものに向ては嚴重に取締の方法を講ずる必要あるは勿論である。

洵に價格こそは凡ゆる經濟構造の核心を爲すものである。殊に凡ゆる産業の基礎的物資を爲す石炭の價格の合理的なる設定は、全産業に亘る綜合計畫經濟の運営に當つて基礎構造を爲す價格政策の基本方向を決定し將來に遷延されたインフレーション對策に根本的な解答を與へるものであると云はねばならぬ。

目下炭礦生産費に付て合理的な原價算出方法を考究中であり、遠からず之に基いて實情に即した適正價格が算定されることにならう。この場合には従來の如く自由競争市場裡に成立した自由價格を單に頭から抑へ付けるといふことではなくして、價格の構成内容に立ち入つて合理的なる統制價格を形成して行くことが考へられる。即ち勞務、資材對策に付て一層適切なる措置が要望される所以である。

既に軍需品の調劑價格の決定に當つてはそれ等産業に適用さるべき原價計算並に利潤率算定の要領が定められ、且實施されてゐると聞く。單に軍需工業に限らず、總ての産業に付て夫々の業態に適した原價計算或は適正利潤の算定方式が確立され、斯くして經濟界の全面に亘り新たな意義を帯びた價格体系が制定されたときに始めて物價政策は本來の軌道に乗り得たと云ふべきである。

我國に於ける戦時物價對策は、先づ第一段階に於て戦前の國內物價水準に其の目標を求め、次いで輸出の増進を目的として國際物價水準に其の目標を移した。今日以後に於ける物價對策の目標は、東亞共榮圏内に於ける自給自足の計畫經濟を完遂せしめ、其の國內に於ける物資と通貨との新たな平衡關係を樹立せんとする方向に求めらるべきであらう。先般

改組されたる物價審議會に於て、生産、配給、消費、努力、運輸等各般に亘る総合的な弾力性ある物價對策の樹立を第一目標としてゐることは、上述の方向に向つての一步前進と云ふべきである。



品位取締令の矛盾

互助會石炭株式會社
專務取締役 武内禮藏

頃月或る友人から突然「同じ鑛山から採掘石炭は同じ質の物か」つまり同一品位の石炭かと言ふ質問を受けた。「斷つて置くが本人はゾプの素人なのである。誰れしも同じ炭山から採掘する石炭なら同一品のものと思ふのは或ひは夫れが常識かも知れない。然し石炭は地下幾千尺に在る自然の資源である。早い話だが餅や餡ころや飛行機や各種機械や化學製品だつたら製造過程において材料、組み合わせや配合で砂糖が何処だ。水がいくらだ。と最初から規格がある。故に出来上つた製品は一定の寸法つまり規格通りに行く。

所が石炭は左様な製造加工品ではない。炭層と言つても掘進して行く時隨時隨所で厚くもならうし薄くもなる、斷層にブツつかる事もよくある事柄である。茲に石炭の特異性が存在する。話が岐路に這入つたが私は「素人は左様考へてゐる

かも知れない、しかし石炭は天然自然の物だから場所によつては良くもならうし悪くなるのは當り前ぢやないか」と答へると本人は「成程!」と呑み込めたらしく肯定した。

世の中には矛盾も撞着もある。高度國防經濟態勢へ移行しつつある各種産業界に於て相剋摩擦を生ずるのは又止むを得ない一時的現象と見れば國策遂行の見地から忍ぶ可きである。我々が携はつてゐる石炭鑛業界に於ける施策なり法令に於て余りに實體と相容れぬ事柄の多過ぎるのには寧ろ驚かざるを得ぬ。

前述した石炭の品位問題に就いてもゾプの素人でさえ容易に呑み込める事情がお役人となれば仲々呑み込めぬらしい。不思議な事とさへ思はれる。石炭生産業者と一般需要家とを保護し重要鑛産物の生産擴充を企圖する建前から石炭品位取締令(昭和 年 月 日發布)が實施されてゐる。勿論石炭配給統制法の補足法規で、品位届出制度と検査制度との表裏運用の宜しきを得て初めて完璧が期せらるるものである。元來この法令は立案したものが燃料局で、取締りの任に當るのは東京では警視廳、地方では經濟警察當局者である。

此所で一寸述べなければならぬのは石炭の配給は規格配給である事である。判り易く言へば「何千カロリーの品位の石炭を向ふ何ヶ月間に何萬、何千萬噸納入する」と契約される。其所で納入炭はいつ、どこでも單に一回の分析の結果が萬一にも契約通りの品位が無かつた際は直ちに販賣は中止された上犯罪として所罰される規定である。販賣が出来ねば直ちに配給計畫を變更せねばならぬ。分析資料も試料の採取方法や採取の位置に依つて其結果は千種萬体である(分析方は本標準規格第二三六號がある)所が事實はどうでせう。例へ一回の分析の結果不足した石炭でも、次ぎの納入に注意しさえすれば其の儘で立派に商取引は成立しその間何等の問着もなくスムーズに運んでゐる。反面分析の結果が契約面よりカロリーが高がつても契約値段の儘で一も二もなく取引されてゐる。これは石炭の特異性を認識した實在の商取引であ

る。この慣例を殊更ら打ち破つて平地に波亂を捲き起し配給計畫を混亂に陥らしめ、それ販賣は相成らぬ、違反だ、体刑だ、それ罰金だなど取締官權の方からは所謂の一本槍である。

業者は誰れしも優良炭をより多く採掘すべく一意鑛業報國の念に燃えてゐる。にも拘らず單なる一回の分析の結果最低保証品位を割つたとて所謂するが如きは徒らに業者を委微沈滞せしむるのみであつて國家が要請する生産など百年清河を待つに等しきものである。同一炭層の石炭さえ一時間違ひで同一品位のものではあり得ない。これが他の産業の如く規格が同一に非らざる自然物たる石炭の特異性あるゆえんである。

斯様に觀る時現行品位取締令は余りにも實體と遊離した「空文」との非難は免かれない。然らば實際に即し非難を除くとともに進んで業者を自肅せしめ延いて石炭増産を促進する方策につき一言し度い。理論と方法は至極簡單である。即ち分析を毎月抄くとも三、四回繼續六ヶ月間に亘り行ひたる記録を平均し基本品位とするところである。この分析の期間は長ければ長いだけそれだけ厳正公平「適正」に近い品位が算定される。萬々一にも速急に一、二回の分析に依つて品位算定の必要に差し迫られたる場合は抄くとも五百カロリーのアロウアンスを置く事が石炭の實體に即した遣り方である。この結果契約面よりも品位が高かつた際は格上げ、半面低品位の場合は次期契約に於て改訂するも異論なく一步譲つて炭價値引きも或は萬やむを得ぬ。たゞ一回の分析の結果によつて所斷するが如きは斷じて不可である。

法規そのものが特異性ある石炭を取締る實際と遊離した條文であるが故に取締る官憲當局の苦勞も亦並々ならぬものがある。要は「日も速かに業界に即した品位取締令に改正し運営に當つても亦「法」を堂護とする官僚の余弊を一掃し只管國家要請の石炭増産に資せられん事を切望してやまぬ。

鑛業被害田地の短期更生に就て

加茂鑛業有限會社加茂目尾炭鑛專務取締役
互助會 石炭株式會社理事 加茂 泰吉



鑛業被害のため不毛となる田畑は石炭増産に正比例して逐年増加の一途を辿り、然も近年其程度は益々深刻化し時局下食糧増産の絶叫せらるゝ秋、洵に寒心に堪えぬ次第である。重要鑛物増産の目的を以てする地下資源の開發は國家的事業にして是がため鑛害を生じ幾分にも食糧生産に悪影響を及ぼす事は眞に止むを得ずと雖も是を最少限度に止むる様最善の努力を致すは鑛業家として重大なる責務であると思惟せらる。

然し乍ら鑛害に依り不毛地となる場合の事實と其經過を検討する時、獨り鑛業家のみの責任と斷定する事の出來ぬ現實が存在する。

鑛業被害は種々多様の經過に依り次第に深刻化するものであるが一夜の中に陥没し池、沼の如くなる事は極めて稀にして多くは漸進的に被害擴大し地表に水没と傾斜を來し漸時耕作不能に陥るのである。

此被害漸進期間に相當の手當を施し部分的に又は農作物の作付變更等を試る時は被害の程度を縮減し且つ可成の利用價値を得、一時的には却つて収入を増加する場合もあり得る。

然るに地元農家に於ては經微なる被害の發生したる時期より不勞所得を見越し(後述)一般に耕作を回避する傾向濃厚に

して、傾斜田の部分的分割農耕及整理又は水路變更、水引の互譲等應急対策にも肯せず甚敷に至りては陥落田地内に立入る事をも拒否するが如き頑冥なる態度に出づる者もありて不惜美田を荒廢に歸し或る期間放置するの止むなきに立至る事は誠に遺憾にして食糧増産の見地よりするも特に農家の反省を促して已まぬ次第である。一方炭鑛側に於ても農耕の事に闇らしく且つ相手方が地主あり、小作人あり被害の状態も亦直接、間接又は水利關係等千差萬別にして多数相手の折衝に繁錯此上もなく遂に不知不識の間に農家の意に従ふ結果を招来しつゝある事は甚だ残念である。

是を要するに規家と炭鑛は渾然一體と成りて利害を超越し特に農家に於ては不勞收穫を一擲し又炭鑛に於ては被害田の部分的分割農耕、水路變更、引水互譲の勞力に對しては相當以上の報酬を醸出し更に是等の原因に據る天候障礙の不作等に對しても充分の補償を行ひ、作付時期に於ては双方相協力し萬難を排して鑛害地の整理を行ひ最大限度に更生活用せしめ其鑛害區域を極度に縮少し以て食糧増産に協力し、石炭増産に對する副作用の軽減を畫する事は今日の場合我々鑛業家並に地元農家の共同責務であると思ふ。

當炭鑛に於ては昨年以來鑛害地全部の更生活用を目論見社員を督勵して現地に付き精密なる調査を行ふと同時に被害地主小作人及隣接地主に對し交渉を進め是が完遂に努力中の處偶々食糧消費規正は極度に強化せられ一方其増産を絶叫せらるゝに至り農家も時勢に目覺め炭鑛の要望を受入れ茲に双方の意見一致し和衷協力の結果、新たに本年度不毛田として見込まれたる反別四町二反八畝十八歩と昨年度不毛田一町四反五畝二十七歩、合計五町七反四畝十五歩に對し水路改造、部分的區劃整理等何れも短期應急策を施し田、畑連田、養魚池等に復活又は利用した次第であるが左に實狀並に農家と接衝したる經過を略記すれば

一、從來陥落地に對する補償

(イ) 全く耕作不能の田地 (二尺乃至三尺位の水没田)

(ロ) 田面傾斜

(ハ) 灌溉不能

右は自作、小作何れの場合も炭鑛側に於て平年作收穫高全額賠償

(是は勞力及肥料等一切を要せず小作人の場合は全額地主は小作料を除きたる分に對し不勞所得となる)

(ニ) 輕微なる田面傾斜

(ホ) 灌溉不便 (陥落被害なき田地をも含む)

右は手直し及耕作不便に據る作付けの勞力に對し補償を行ひ更に收穫秋の損耗に對しては出來高により相當の賠償を成す。

此場合或程度の旱魃、水害は素より天候不順等に際しても一般に特別の手入を爲し極力收穫を計るべきなるにも不拘作付人は故意に施肥、除草灌溉等を怠慢し、收穫の激減若くは全く不作に陥らしめ全損補償を要求しつゝある事は過去の事實にして農家の常套手段なり、我利没常識も茲に至つては實に徹底して居る。

元來鑛害擴大の主たる原因は採掘跡充填の良否に據るは勿論なるも、前述の通り陥落の道程は地表に小移動を呈し始めてより數年若くは數十年に亘り徐々に擴大深刻となり遂に止むものにして一時に大陥没を來すが如きは極めて稀なり、故に陥落復舊の如き其時機を過る時は何等効果を奏せず。

如上の如き實情に鑑み農作に對する被害は地表に變動を生じてより直ちに全損害を被るものに非らず最初は極めて輕微なるものなれば此陥落漸進期間とも云ふべき過渡期に於ては怠りなく應急整理を施し農作に對する被害を輕減すべきである

然る時は完全復舊の際も比較的施行容易なりと信す。然らば陥落漸進期間如何なる手段方法を構すべきか、當炭鑛は次の如き諸點に付き地元農家と數十回に亘る接抄の後妥協を見たり、

一、農家に對し要望したる事項

- (イ) 部分的區劃並に高低整理
 - (ロ) 隣接地主所有田との併合整理
 - (ハ) 灌溉水路の季節的一時變更
 - (ニ) 灌溉水路の改築又は新設に對し用地割讓
 - (ホ) 陥落に據る不毛地の活用
- 二、炭鑛より農家に提供すべき施設其他
1. 電氣揚水設備を成し旱魃に供ふる事
 2. 水源地の枯渴を防止するため夜間坑内水を溜池に注ぐ事（晝間は洗炭に使用す）
 3. 應急整理を施行したる田地に對しては更に部分的補償を成す事
 4. 應急整理を施したる田地は前年度不毛田と雖も努めて作付けを成す事
 5. 應急整理を施行せる田地の地主にして應召軍人家族及家庭の事情等にて作付不能の場合は炭鑛に小作を成さしむる事

大要前項の如き原案に據り陥落現地に付き詳細精密なる調査並に地主對小作人の關係情實等を調べ對策を研究したる後地主小作人、隣接地主關係農事組員、區長等と接抄或る時は午前一時半迄でも懇談を重ねたる結果遂に農家を説き伏せ夫

々整理を終りたるもの左の如し

昨年迄不毛田、本年整理の結果稻作付

本年新に不毛田申出中整理其他の理由にて作付

右同炭鑛側稻作付

右同炭鑛側大豆蒔付

不毛田を連田に活用

右同養魚池に活用

合計

右の外本年不毛豫定

更生活用

前述の通り約八割六分を復活各植付け其他有効に利用せるが茲に特筆すべきは部分的區劃又は耕地整理は完成せるも猶ほ農家に於て耕作を成さぬ田及畑約一町一反歩の多きに達し折角の目論見も水泡に歸する虞れあるに依り進んで炭鑛自體小作人と成り稻作付け及畑作を營みたる事である。

元より素人の炭鑛が農作をなす事は甚だ至難である故に努めて農家の協力を求めたるも小作人無き地主、出征軍人家族、家内手不足等々餘儀なき事情に依るものを引受けたる次第である。

炭鑛に於ては婦人會員、少年團員等就業員家族を總動員し鑛業所長率先田圃に出で植付けを完遂せり、もとより收穫の多寡、収益等は此際論外とするも炭鑛自體が農作を成し作付けを行ひたる以上は此際充分の手入を施し努力の結果萬一僥倖

にして豊作を得んが今後地元農家の自制を促すに充分であると信ず、更に炭鑛地方の地元農家は附近の影響を受けて純農一本にて生計を樹つる者甚だ尠なく當炭鑛附近五十數戸中一町歩以上を農作する農家は僅々五六戸に過ぎず多くは半農半勞にして然かも農作よりも手つ取早く金に成り且つ收入増加の炭鑛或は工場就業若くは出稼等を志し本能的に農作を怠む事實は全般的傾向にして従つて不毛地は益々擴大し寒心に堪えぬものがあり、炭鑛被害地に對しても直接間接悪影響を蒙りつゝあり。

陥落補償に關しては曩に法律の制定を見、國家としても是が復舊には萬全の策を講ぜられあるも其初期より復舊完途迄には前陳の如き相當永き期間に渉る實情存在し等閑に附すべからざるものがある。

茲に於て我々鑛業家は地元農家と渾然一體、協力一致人爲の有らん限りを盡し以て鑛業被害を極度に輕減し食糧増産の一助とならん事を期せむ。

希は福岡縣廳並に福岡鑛山監督局に於かれても御協力の上兩者の指導に萬全の御措置を施されん事を切望して止まざる次第である。



増産の鶴嘴戰士表彰さる

全國の炭坑、鶴嘴戰士を總動員して一月から三月までの三ヶ月間に亘つて行はれた「石炭増産強調運動」は豫想以上の成果を収め終了したが商工、厚生兩省では我國勞働行政史上初めての試みとして期間中特に優秀の成果を挙げた炭坑一等【一】二等【二】三等【三】計十二坑（福岡鑛山監督局七、札幌【四】仙臺【一】一方厚生大臣賞に輝く譽れの鶴嘴戰士十名（各鑛山監督局長から一回連續して地方表彰を受けた者の中から厚生省が勤務成績、勤務年限、人物其他審査決定）に對する商工、厚生兩省主催の中央表彰式は五月廿六日首相官邸で行はれた。

この日晴れの表彰を受けた鶴嘴戰士らは國民服に身を固め、胸間には何れも二回に亘つて地方表彰を受けた黒ダイヤの十字章二個に更らに今回の中央表彰の徽章が厚相自らの手で一人々々の胸に飾られ戰士達は面上紅潮を呈し眸には永年千尺の地底生活に奮闘して來た逞しい氣魄が宿つてゐた一同式終了後官邸での午餐會の席上大臣と膝を交へて各自の汗と脂の尊い体験を語り列席者を感動させた。午後からは石炭鑛業聯合會の招待で新橋演舞場を見物し翌廿七日は産報招待で宮城遙拜靖國神社參拜午後は新宿御苑を拜觀、明治神宮參拜、廿八日は石炭鑛業聯合會招待で横須賀、鎌

倉を見物それ／＼歸途に就いた。尙表彰を受けた福岡鑛山監督局管内の増産の英雄達は當日官邸で左の如く感激深く語つた。

三菱鑛業仕練夫榎安平さん（五三）

私は大正十三年七月に三菱の餘田炭鑛に移りました、當時移りたてで父母の許に送金できないものと思ひつゝも會社にわけを話すと早速會社から送金してくれて郵便局の送金證をいただきました、見ず知らずの私に會社がこんなにしてくれるのかと思ひそこで大いに感激を感じどんなことがあつてもこゝで土着しようと決意しましたそれから今日までずつと働き續けて來ました、今回この光榮に浴して感激してゐます、私はいつも坑内に入るときは宮城遙拜をしてそれから自分の家に祀つてある神様を拜みます、今度歸りますればしつかり神様に祈つて一層石炭増産のため働く覺悟でゐます

三井鑛山三井田川炭礦

採炭夫日隈留吉さん（四四）

私は入坑以來十八年五ヶ月私がつとも苦心しましたの

は炭質を知ることでした、落盤は注意しながら採炭の仕事
をします、今日の午餐會の席上では出炭量と新人指導につ
いてお話ししましたが今後ともこの光榮に恥ぢないやう職域
奉公に精進します

日鐵三瀨炭採炭夫金永四十吉さん(三三七)

入坑以來七年四月になり毎朝六時宮城遙拜ののち
入坑、一心不乱に地下二千尺で採炭に従事します、今度の
増産期間中は全員非常な意氣込みで頑張りました、今日は
席上「勞務者は何が好きか」といはれ、われわれの切實な
問題を通じてわれわれのありのままの姿をお話ししました
今日の光榮を終生忘れることができません

日産化學高松炭礦採炭夫角要さん(三二九)

私は下關生れですがこゝに來ましてからもう十三年にな
ります、たゞ今は採炭の小隊長をやつてゐます、今度の増
産期間には全員張切つて参加、嚴格な近代式規律の下に整
然と作業を行ひました、けふの座談會ではわれわれが不足
な資材、物資を補ひつゝ敢然と採炭に従事してゐるありの
まゝの姿と災害防止對策について私の經驗をお話申し上げま
した、地下一千尺の坑内も近ごろはその設備は往年に比し
格段の進歩です、大旋風機の裝置された適温の坑内で作業

が行はれます、採炭にはハツバを用ひますがハツバにはハ
ツバ規定があり、この規定さへ守れば災害の大部分は未然
に防げるわけです、またわれわれの共同作業にもつとも必
要なことは人の和です、今度の週間中の意氣込みで協力一
致して増産に邁進しこの御芳情に報いたい決心です

麻生鑛業綱分炭礦採炭夫近藤勇さん(三二九)

私達は入坑以來十三年十一月月です、毎朝五時に入坑し
ますが、その前に宮城遙拜、山神社參拜の後ラヂオ体操を
やり一齊に入坑します、地下四千八百尺のもとで私は落盤
の危険を防ぐ仕續夫として仕事をやりますがこの仕事には
一心不乱緊張そのものです、兵隊に入りましたのでいつも
戦友を考へて仕事に携はりますがこの氣持でやれば間違ひ
はないと思ひます、今日の座談會の席上では報國隊と移動
防止についてお話ししました

住友鑛業忠隈炭礦採炭夫増原正利さん(四三三)

私は入坑以來十二年八月月です、いまは中隊長をやつ
てゐますが、今度の増産期間中は全員表彰の意氣込みでし
た、毎朝四時起床宮城遙拜、山神社參拜後入坑、作業時間
は十時間にもかゝらずみな十二時間平均頑張つた、日曜
日にも休まずこの期間中地下一千尺の坑内で皆眞黒になつ

てピツクで炭を掘り續けました、われわれの鑛山では女の
入坑は禁ぜられてゐますが、その女達までが是非入坑させ
てくれと嘆願し許されましたが、我々の身の廻りの
世話から入坑前の激勵をしてくれるのには感激しました、
今度私のやうなものがこんな光榮を擔つて恥しい、全く皆
さんのお蔭です、今後とも力の限り増産報國に御奉公いた
します

被表彰石炭鑛代表者

- | | | |
|---------|-----------|--------|
| 嘉穂郡穂波村 | 住友忠隈鑛業部部长 | 藤 哲夫 |
| 同 | 職員代表 | 日高 倉之助 |
| 同 | 勞務者代表 | 大場 三次 |
| 大牟田市 | 三井三池 鑛業所長 | 稻荷出 稻助 |
| 同 | 代理次長 | 濟 瀧彦 |
| 同 | 技師長 | 井福 武夫 |
| 同 | 勞務者代表 | 吉田 徳一 |
| 飯塚市餘田 | 三菱筑豊鑛業所所長 | 長崎國次郎 |
| 同 | 餘田坑長 | 渡邊 官平 |
| 同 | 勞務者代表 | 石本 登 |
| 同 | 三井田川鑛業所所長 | 太田 光久 |
| 田川郡後藤寺町 | 同 | 佐倉田 與人 |
| 同 | 勞務課長補 | 本間 親江 |
| 同 | 勞務者代表 | |

- | | | |
|--------|-----------|-----------|
| 遠賀郡水巻町 | 日産遠賀鑛業所所長 | 興 相友 兼 |
| 同 | 第三鑛長 | 本 村 岩 記 |
| 同 | 勞務者代表 | 原 順 操 |
| 嘉穂郡庄内村 | 麻生綱分鑛業所所長 | 門 元 順 一 |
| 同 | 職員代表 | 樺 本 憲 彦 |
| 同 | 勞務者代表 | 岩 橋 藤 次 郎 |
| 嘉穂郡穂波村 | 日鐵三瀨鑛業所所長 | 室 木 隆 三 郎 |
| 同 | 代理庶務部長 | 瀧 川 清 之 助 |
| 同 | 高嶺鑛長 | 河 内 久 次 郎 |
| 同 | 勞務者代表 | 萱 島 廉 次 郎 |



神林興亞少年塾 愈よ開所さる

本社名譽會長野上辰之助氏經營

本社名譽會長野上東亞鑛業會社々長野上辰之助氏は豫て少年保護事業の重要性を痛感され司法省から福岡少年審判所に於ける少年保護司の事務を囑託せらるゝに及んで一層其の念を強ふし此等少年の前途開拓に意を注がれ昭和十三年十一月長崎縣北松浦郡鹿町村に神林鑛業所を開坑するや將來性ある鑛山技術を保護少年へ授けることは人的資源の増強上最も機宜を得たる施設となし神林興亞少年塾建設を企て同十五年三月敷地の買収を終へ地鎮祭を執行、塾舎の建築工事に着手し同年十月竣工同年十一月福岡少年審判所より少年六名の保護委託を受け保護教化の施設充實に努めてゐた所本年二月四日附司法保護團體として認可を得茲に神林興亞少年塾の獨立を見現在塾生十三名を收容してゐる。同塾設備は敷地坪數三百八〇坪塾舎は主事住宅一棟の外、少年收容室十二室、保護主任居室五室指導員室三室、事務室、講堂、應接室、宿直室、炊事室各一室外に浴場、洗面

所、廊下等總建坪七〇九坪余、定員男子五〇名を收容する設備見事に完成せり塾舎建設及其他の設備費三萬五千九百九十五圓は總て塾長野上辰之助氏の據出に依つてなつたものである。

落成式並開塾式

別項の如く見事に竣工した野上辰之助氏經營の神林興亞少年塾の落成式並に開塾式は青葉若葉に照り映ゆる五月五日長崎縣鹿町村の神林鑛業所内で舉行

來賓として草野長崎控訴院長、岩松同檢事長、森山司法省保護局長(代理)平長崎縣知事(代理)山内鹿町村長、石炭鑛業五助會長代理理事風戸道康、秋吉、赤司、山下各部長、鍋島副長等

官民有力者二百名近く參列、先づ祭典に入り一同着席、修祓、降神式行事、齊主祝詞奏上、齊主玉串奉奠、塾長野上

辰之助氏玉串奉奠、來賓玉串奉奠、社員代表野上寅三郎氏玉串奉奠、勞務者代表、塾生代表の玉串奉奠あり昇神式で終り引續いて式典に移り宮城遙拜、默禱、國家奉唱、有馬理事の經過報告、野上塾長の式辭朗讀、草野控訴院長より野上社長へ委任待遇の内閣辭令の傳達相つぎ草野長崎控訴院長、岩松同檢事長、森山司法省保護局長(代理)平長崎縣知事(代理)山内鹿町村長、石炭鑛業五助會長々長山本平八氏代理風戸理事、吉原石炭鑛業五助會肥前支部長の式辭、朗讀あり、次いで頭山滿翁ほか司法保護協會理事長神谷敏行氏その他東京、長崎、名古屋、直方、八王子、北京、大連熊本、福岡、小倉、佐世保各地からの祝電を披露、塾生總代の謝辭あり盛況裡に閉會した。

拂して竣工を見亦去る二月四日本事業の正式認可を得ました茲に開塾式の運びに至りました事は洵に感謝感激に堪へない次第であります。此の少年保護事業の重要性に付きましては今更私が茲に申述べる迄もなく各位に於かせられましては夙に御了知の事と存じますが先月少年保護法發布二十週年記念日を迎へ且つ晩近時局の急展進と共に國の實とも言ふべき少年少女諸君を保護せんとする本事業の緊要性は益々其度を深めた事を感じる所以であります。先般の記念日に際し柳川司法大臣閣下は高度國防國家の建設に當り少年保護事業に國民一致の總力的參加を要請せられ總力戰の建前から一少年、一少女と雖も參加すべきであるを全國國民に呼び掛けられました此の時に當り常所に開塾の運びに至りました事は私の衷心感慨無量に感ずる次第であります。今や時局は歐洲戰局の進展、日ソ中立條約の成立を契機とし支那事變處理南方進出の兩對策等の強化あり茲に新しき段階に立ち到らんとして居ります。依つて我等後國民は假令一少年一少女たりとも不動の信念を不退轉の決意を以て一億一心萬民翼賛に邁進すべき時でありまして一人でも落伍者を出してはならないと存じます。亦一方人的資源の増強確保と言ふ點から見ても本塾の事業は現下特に有意義なるものと相信します。又私より申上げる迄もなく性は善なりと言ふ哲理に洩れず蓋し成長期に於て心の變化に堪へ

式 辭

本日茲に神林興亞少年塾建設工事の竣工を告げまして朝野貴賓の御來福を忝ふし落成式、並に開塾式を舉行し得ました事は私の最も光榮且欣快とする處であります。私年來の宿題であり亦私共の義務である此の少年保護事業を遂行せんとする本塾の建設を計畫致しました處、幸に關係官衙の御支援と大方各位の絶大なる御賛同に依りまして時局下物資調達困難の折柄にも拘はらず御蔭を以て工事は順調に進

ない所でありまして従つて其の恵れざる境遇より救ひ出すには本塾に於て誠心誠意父となり母となつて保護訓育に努めずればならずや本来の良心に立ち歸り得るものと信じます。又塾生諸君が吾々の心持を充分吸み取りまして互に信じ合ひ一家族人となり幸ひも悲しみも共に分つ様になり得まじらば始めて聖恩の宏大なる事や皇國少年たるの使命にも目覺め本塾の精神を忘れず人格の陶冶、心身の鍛練、技術の修得に努めて優秀有爲の産業人且又忠良無比の公民となり國家に御奉公致す事を得ますれば私共の念願とする本事業の目的は茲に達成せられ國家又は私共及び本人等に取りましても此の上ない喜びと存する次第であります尙私共も塾生諸君と共に此の有難き御皇恩の下に粉骨碎身本事業の目的成就に精進し洪大無邊の御聖慮に對へ奉るべく固く決意致して居る次第であります。

素より本塾は開塾早々でありまして未だ施設萬端に不備の點多々ある事と思ひますので務めて各地の同種施設を視察研究致しまして居らざる點は之を補ひ愈々本事業の完遂に邁進致し度い存念であります。然し乍ら本事業は其の性質上種々困難を伴ふものと存じます故何卒此上とも一層諸賢各位の絶大なる御援助と御鞭撻を懇願してやまない次第であります。茲に深甚なる感謝の意を表し所感を述べまして式辭と致します。

昭和十六年五月五日

神林興亞少年塾
塾長 野上辰之助

祝 辭

風薫る今日の佳き日を卜し、神林興亞少年塾の落成式並に開塾式を舉行せらるるに當り一言祝辭を述べざる機會を得ました事は私の最も欣快とする所でありました。少年保護事業の重要な事は今更贅言を要しないのであります。居ります現在の時局下に於て人的資源の確保は最も緊要にして一日も忽緒に附してはならない問題であると信じます。而して或は天賦の性格に恵まれず或は正しからぬ環境に原由して道を踏み違へる可憐なる少年を擁し其の性格を矯正陶冶し之れに適當なる職業を指導し依て以て善良なる國民たらしめ等しく陛下の赤子として職業戦線に活躍せしむる事は洵に容易ならざる難事業でありまして之を遂行すべき重要な役割を演ずるものは實に仁愛の精神に發足せる少年保護施設に外ならないのであります。豫て少年保護事業に深き理解を有せらるる、鑛業家野上辰之助氏の斯業に對する熱意は凝つて獨力克く多額の資材を投じて名も床しき興亞少年塾を建設せられ興亞の少年としての精神鍛錬道場た

らしめ一面之れに適應せる職業指導に備へ以て産業戰士の育成に献身の力を注ぎ將來練達の塾生は之を大陸に進出せしめ現在同氏の關與せられつゝある北支方面の産業開發にも従事せしめらるゝの遠大なる意圖あるやにて寔に國策に順應したる理想的の少年保護施設たるを信じて疑はないのであります。當地は往昔海外貿易の發祥地肥前平戸に近く東亞共榮圈確立上南洋進出の國策とも一脈相通するの感ある斯如地に少年保護團體の建設されましたことは邦家の爲にも慶祝に堪へざる次第であります。塾生の前途の多幸推して知るべく必ずや將來優良なる産業戰士として海外へも雄飛し國運の發展に貢献せらるべきを確信するものであります。

は意氣深き芽出度い日であります。此の佳き日に落成入塾式を行ひ向塾生達に時局に相應しき兵器の授與を嚴肅裡に行はれた事は塾の歴史に好記念ともなり且塾生に活きた教訓を與へられ塾の向上發展を象徴せられたものと謂ふべきであります。何卒塾長始め職員各位の一致協力に依り崇高なる少年保護の使命を全ふせられんことを切望して已まない次第であります。終に臨み塾長野上氏が多年少年保護事業に盡瘁せられたる功績に依り奏任待遇囑託少年保護司となられたることを御慶び申上げて祝辭と致します。

昭和十六年五月五日

長崎控訴院長 草野豹一郎

法 令

●商工省令第五十八號

石炭品位取締規則中左ノ通改正ス

昭和十六年六月七日

商工大臣 豊田貞次郎

第一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者石炭ヲ賣渡(輸出スル場合ヲ除ク以下同ジ)サントストキハ商工大臣ノ定ムル規格ニ依リ當該石炭ニ付種類及等級ヲ定メ之ヲ買受人(委託販賣ノ場合ニ在リテハ受託者以下同ジ)ニ通知スベシ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 日本石炭株式會社石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ヨリ種類及等級ノ通知ヲ受ケテ買受ケタル石炭ヲ當該種類

及等級ノ石炭トシテ當該生産業者又ハ販賣業者ニ賣渡
ストキ

二 特別ノ事情ニ依リ石炭ヲ目的トスル鑛業權者ガ自産
炭(自己ノ掘採ニ係ル石炭及之ト其ノ他ノ石炭トヨ混
合シタル石炭ヲ謂フ以下同ジ)ヲ賣渡ス場合ニ在リテ
ハ鑛山監督局長、其ノ他ノ場合ニ在リテハ地方長官ノ
許可ヲ受ケタルトキ

第二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者商工大臣ノ指定シタル石炭
ヲ賣渡サントスルトキハ前條第一項ノ規定ニ拘ラス當該
石炭ニ付銘柄及最低保證品位(發熱量及灰分以下同ジ)ヲ
定メ之ヲ買受人ニ通知スベシ但シ左ニ掲ケル場合ハ此ノ
限ニ在ラス

- 一 日本石炭株式會社ノ石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ヨ
リ銘柄及最低保證品位ノ通知ヲ受ケテ買受ケタル石炭
ヲ當該銘柄及最低保證品位ノ石炭トシテ當該生産業者
又ハ販賣業者ニ賣渡ストキ
- 二 特別ノ事情ニ依リ地方長官(石炭ヲ目的トスル鑛業
權者ガ自産炭ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長)
ノ許可ヲ受ケタルトキ

第三條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ地方長官(石炭ヲ目的トスル鑛業權者ガ自産炭ヲ賣

渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長)ニ於テ其ノ必要ナシ
ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參 照】

昭和十五年十月一日商工省令第七十七號石炭品位取

締規則抄錄

第一條第一項

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者石炭ヲ賣渡(輸出スル場
合ヲ除ク以下同ジ)サントスルトキハ商工大臣ノ定ム
ル規格ニ依リ當該石炭ニ付種類及等級ヲ定メ之ヲ買受
人(委託販賣ノ場合ニ在リテハ受託者以下同ジ)ニ通
知スベシ

第二條第一項

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者商工大臣ノ指定シタル石
炭ヲ賣渡サントスルトキハ前條第一項ノ規定ニ拘ラス
當該石炭ニ付銘柄及最低保證品位(發熱量及灰分以下
同ジ)ヲ定メ之ヲ買受人ニ通知スベシ

第三條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ其ノ賣渡ス石炭

ニ付第一條第一項ノ規定ニ依リ當該石炭ニ付定メタル
種類及等級(前條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定
シタル石炭ニ在リテハ同條同項ノ規定ニ依リ當該石炭

ニ付定メタル銘柄)竝ニ自己ノ氏名名稱ヲ揭示其ノ他
容易ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ但シ石炭
ヲ目的トスル鑛業權者ガ自産炭(自己ノ掘採ニ係ル石
炭及之ト其ノ他ノ石炭トヲ混合シタル石炭ヲ謂フ以下
同ジ)ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長、其ノ他
ノ場合ニ在リテハ地方長官ニ於テ其ノ必要ナシト認ム
ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

勅令第六百三十九號 (昭和十六年五月廿九日公布)

木材統制法施行令

第一條 地方長官軍需其ノ他農林大臣ノ定ムル需要ニ充ツ
ル爲テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ
立木ノ所有者ニ對シ森林法第九條又ハ第六十九條ノ三ノ
施業案ニ基キ其ノ所有スル伐期ニ達シタル立木ニ付必要
ナル事項ヲ指示シ伐採ヲ勸奨スルコトヲ得

第二條 前條ノ勸奨ヲ受ケタル立木ノ所有者ガ其ノ勸奨ニ
從ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方木材株式會社
(木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株
式會社ヲ含ム)ハ當該立木ノ所有者ニ對シ其ノ立木ノ讓
渡ニ關シ協議ヲ爲スコトヲ得

第三條 前條ノ協議調ハザルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハ
ザルトキハ農林大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ木材統制委

員會ノ議ヲ經テ立木ノ所有者ニ對シ價格其ノ他讓渡ニ關
シ必要ナル事項ヲ指定シ其ノ立木ヲ地方木材株式會社(木
材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式
會社ヲ含ム)ニ賣渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ立木ノ價格ハ當該立木ヨリ生産セラルベキ素材ノ
最寄市場價格ヨリ伐採費、造材費、運搬費其ノ他ノ經費
ヲ控除シタル額ヲ基準トス

第四條 木材ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務
ヲ行ハントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各營業所毎ニ
當該營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベ
シ但シ命令ヲ以テ定ムル者ハ此ノ限ニ在ラス

農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ
依リ前項ノ規定ニ拘ラス農林大臣ノ許可ヲ受ケシムルコ
トヲ得

第五條 製材業ヲ行ハントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
各工場毎ニ當該工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可
ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル者ハ此ノ限ニ在ラス
農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ
依リ前項ノ規定ニ拘ラス農林大臣ノ許可ヲ受ケシムルコ
トヲ得

附 則

本令ハ木材統制法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

當分ノ内地方長官ハ第一條ノ施業案ノ存セザル立木ニ付テハ立木伐採計畫ニ基キ同條ニ準ジ伐採ヲ勸奨スルコトヲ得
第二條及第三條ノ規定ハ前項ノ勸奨ヲ受ケタル立木ノ所有者ニ付之ヲ準用ス
第二項ノ立木伐採計畫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ施業案ノ存セザル立木ニ付地方木材統制委員會ノ議ヲ經テ地方長官之ヲ定ム
地方木材統制委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ前項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス
地方木材統制委員會ハ道府縣ニ之ヲ置キ當該道府縣ノ名ヲ冠ス
地方木材統制委員會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ
會長ハ會務ヲ總理ス
地方木材統制委員會ニ幹事及書記ヲ置ク地方長官之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
地方木材統制委員會ニ要スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
本令ニ定ムルモノヲ除クノ外地方木材統制委員會ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム
本令施行ノ際現ニ第四條又ハ第五條ノ許可ヲ受クベキ業務

ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ各第四條又ハ第五條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス
日本木材株式會社ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ内木材統制法第三十四條第二項ニ掲グル事業ヲ營ムコトヲ得
木材統制法第四十七條第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定スル株式會社（以下指定會社ト稱ス）同條同項ノ決議ヲ爲シ之ニ付農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ二週間以内ニ決議ノ日ニ於ケル財産目錄及貸借對照表ヲ作成シ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ
日本木材株式會社ノ設立委員ハ指定會社ノ株式ニ對シテハ之ノ額面及拂込金額ヲ同ジクスル日本木材株式會社ノ株式ヲ引當ツベシ
木材統制法第四十九條ノ定款ニハ商法ニ規定スル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 前項ノ規定ニ依リ指定會社ノ株式ニ引當ツベキ株式ノ數及拂込金額
二 指定會社ノ木材統制法第四十七條第一項ノ決議ノ日ニ於ケル財産ノ概況
木材統制法第五十四條ノ創立總會ニ關シ商法第百八十條第二項第三項及第二百二十四條第三項ノ規定ヲ適用スルニ付テハ日本木材株式會社ノ株式ノ引當ヲ受ケタル指定會社ノ株主ハ之ヲ株式引受人ト看做ス

日本木材株式會社ノ設立登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ指定會社ノ登記用紙ニ其ノ事由ヲ記載シテ之ヲ閉鎖スベシ
指定會社ノ最終ノ營業期ニ於ケル利益ノ配當ハ之ヲ爲サズ但シ日本木材株式會社ノ初營業年度ニ於ケル利益ノ配當ヲ爲スニ當リテハ指定會社ノ株式ニ引當テタル株式ニ對シテハ指定會社ノ最終ノ營業期ノ初ヨリ日本木材株式會社ニ其ノ株式存在シタルモノト看做シテ配當スベキ金額ヲ算定スベシ
前項ニ規定スル株式以外ノ株式ニ對スル利益ノ配當ハ會社成立ノ日以後ノ期間ニ付其ノ金額ヲ算定スベシ

◎農林省令第四十六號
木材統制法施行規則左ノ通定ム
昭和十六年五月三十一日

農林大臣 石 黒 忠 篤

木材統制法施行規則

- 第一條 木材統制法施行規則第一條ノ規定ニ依リ勸奨ハ左ニ掲グル事項ヲ指示シテ之ヲ爲スベシ
- 一 伐採スベキ立木
 - 二 伐採及造林ノ方法及期間
 - 三 搬出ノ方法、期間及場所
 - 四 其ノ他必要ナル事項

第二條 地方長官前條ノ勸奨ヲ受ケタル立木ノ所有者ガ其ノ立木ノ全部又ハ一部ノ伐採ヲ爲サザルトキハ其ノ旨ヲ地方木材株式會社（木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム）ニ通知スベシ但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
地方木材株式會社（木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム）前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ伐採ヲ完了セザル立木ニ付其ノ立木ノ所有者ト木材統制法施行令第二條ノ協議ヲ爲スベシ
第三條 地方木材株式會社（木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム）前條第二項ノ協議調ハザルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ事情ヲ具シ其ノ旨ヲ遲滞ナク地方長官ニ報告スベシ
地方長官前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ意見ヲ具シ左ニ掲グル事項ヲ遲滞ナク農林大臣ニ報告スベシ

- 一 第一條各號ニ掲グル事項
- 二 勸奨ニ從ハザル事情
- 三 協議ノ顛末

前項ノ報告ハ勸奨ヲ受ケタル立木ノ所有者ノ意見書ヲ添附シテ之ヲ爲スベシ
第四條 農林大臣前條第二項ノ報告ニ基キ木材統制法第二條ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ニ付豫メ木材統制委員會ノ議ヲ經ルモノトス

- 一 命令ヲ爲スコトノ可否
 - 二 立木ノ價格、受渡時期其ノ他讓渡ニ關シ必要ナル事項
- 前項ノ立木ノ價格ハ別ニ定ムル算式ニ依リ之ヲ算出ス
- 第五條 木材統制法第二條ノ命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル賣渡令書ヲ發シ當該立木ノ所有者ニ交付シテ之ヲ爲ス但シ所有者ニ交付スルコト能ハザル場合ハ交付スルコト著シク困難ナル場合ニ於テハ權原ニ基キ當該立木ヲ占有スル者ニ交付シ又ハ官報ニ公告シテ之ヲ爲ス
- 一 賣渡スベキ立木
 - 二 立木ノ賣渡先
 - 三 立木ノ賣渡價格
 - 四 立木ノ受渡時期
 - 五 其ノ他立木ノ讓渡ニ關シ必要ナル事項
- 第六條 農林大臣前條ノ賣渡令書ヲ發シタルトキハ其ノ旨ヲ當該立木ノ買入ヲ爲スベキ地方木材株式會社(木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム)ニ通達ス
- 地方木材株式會社(木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム)前項ノ通達ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク當該立木ニ付買入ノ申込ヲ爲スベシ
- 第七條 木材統制法第二條ノ命令ヲ受ケタル立木ノ所有者賣渡スベキ立木ニ付前條ノ地方木材株式會社(木材統制

法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム)ヨリ賣渡令書ニ定ムル價格、受渡時期其ノ他ノ取引條件ニ依リ買入契約ノ申込アリタルトキハ遲滞ナク契約ヲ締結スルコトヲ要ス

前項ノ立木ノ所有者ハ前項ノ契約ニ從ヒ地方木材株式會社(木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム)ニ對シ立木ノ引渡ヲ爲スコトヲ要ス

第八條 木材(丸太、柚角、一般板類、ベニヤ單板、合板、仕組板、挽割類及挽角類)ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務(以下木材業ト稱ス)ヲ行ハントスル者ハ農林大臣ノ指定スル者ヲ除ク外資本金(出資總額、株金總額又ハ出資總額及株金總額ノ合計額ヲ謂フ以下同ジ)十萬圓以上ノ會社又ハ二以上ノ道府縣ニ營業所ヲ有スル者ニ在リテハ農林大臣、其ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ハ各營業所毎ニ之ヲ受クベシ

第九條 木材業ノ許可ヲ受ケントル者ハ申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ前條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クベキ者ニ在リテハ農林大臣、其ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ニ提出スベシ

- 一 氏名及住所(法人ニ在リテハ名稱及主たる事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所)
- 二 營業所ノ位置(他ノ營業所在ルトキハ其ノ位置ヲ併

七 記載スベシ

- 三 業務ノ態様(卸賣業、小賣業、代理業又ハ媒介業ノ別)
 - 四 木材ノ卸小賣別、用途別及材種別ノ年取扱豫定數量(農林大臣ノ指定スル特殊樹種ノ取扱ヲ爲ス者ニ在リテハ其ノ年取扱數量ヲ併セ記載スベシ)
- 許可ヲ受ケントスル者法人ナルトキハ前項ノ書類ノ外定款、登記簿ノ謄本、財産目錄及貸借對照表ヲ添附スベシ
- 前二項ノ書類ノ外農林大臣又ハ地方長官ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
- 第十條 製材業(合板製造業及仕組板製造業ヲ含ム)ヲ行ハントスル者ハ各工場毎ニ其ノ設備ノ原動力五十馬力以上ノモノニ在リテハ農林大臣、其ノ他ノモノニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
- 第十一條 製材業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ事業計畫書、設備要領書及左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ前條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クベキモノニ在リテハ農林大臣、其ノ他ノモノニ在リテハ地方長官ニ提出スベシ
- 一 氏名及住所(法人ニ在リテハ名稱及主たる事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所)
 - 二 工場ノ位置(他ノ工場在ルトキハ其ノ位置ヲ併セ記載スベシ)

三 當該工場ニ於テ製材業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ事業ノ概要

許可ヲ受ケントスル者法人ナルトキハ前項ノ書類ノ外定款、登記簿ノ謄本、財産目錄及貸借對照表ヲ添附スベシ

前二項ノ書類ノ外農林大臣又ハ地方長官ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十二條 前條第項ノ事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 材種別ノ年製材豫定數量
- 二 原料材ノ入手區分別ノ年使用豫定數量
- 三 従業員ノ職種別ノ員數
- 四 起業費ノ收支概算
- 五 事業ノ收支概算
- 六 事業開始ノ豫定年月日
- 七 附帶事業ノ概要

第十三條 第十一條第一項ノ設備要領書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 建物ノ種類及面積並ニ構造ノ概要
- 二 製造機械ノ種類、大サ、所要馬力及員數
- 三 原動力ノ種類、馬力及員數
- 四 原料材及製品ノ貯藏設備ノ種類及構造ノ概要並ニ收容能力
- 五 乾燥其ノ他ノ附帶設備ノ概要

前項ノ設備要領書ニハ敷地内ノ建物及設備ノ配置圖並ニ敷地附近ノ概況圖ヲ添付スベシ

第十四條 木材業又ハ製材業ノ許可ノ期間ハ五年以内トス

第十五條 木材業ノ許可ヲ受ケタル者(以下木材業者ト稱ス)又ハ製材業ノ許可ヲ受ケタル者(以下製材業者ト稱ス)左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ許可ヲ受ケタル行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

一 木材業者ガ會社ナル場合ニ於テ其ノ資本金ヲ變更セシトスルトキ

二 木材業者ガ業務ノ態様ヲ變更セントスルトキ

三 製材業者ガ許可ヲ受ケタル工場ニ付製造機械ノ種類大サ若ハ員數又ハ原動力ノ種類、馬力若ハ員數ヲ變更セントスルトキ

第十六條 地方長官ヨリ木材業又ハ製材業ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ新ニ農林大臣ヨリ木材業又ハ製材業ノ許可ヲ受クベシ

一 木材業者ガ會社ナル場合ニ於テ其ノ資本金ヲ十萬圓以上ニ變更セントスルトキ

二 製材業者ガ許可ヲ受ケタル工場ノ設備ノ原動力ヲ五十馬力以上ニ變更セントスルトキ

地方長官ヨリ木材業ノ許可ヲ受ケタル者ガ二以上ノ道府縣ニ營業所ヲ設置セントスルトキハ新ニ各營業所毎ニ農

林大臣ヨリ木材業ノ許可ヲ受クベシ

第十七條 木材業者又ハ製材業者正當ノ事由ナクシテ事業ヲ開始セザルトキ又ハ其ノ事業ヲ休止シタルトキハ農林大臣又ハ地方長官ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十八條 左ニ掲グル場合ニ於テハ木材業又ハ製材業ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ第一號ノ場合ニ於テ其ノ相續人ガ引續キ其ノ事業ヲ行フトキハ被相續人ニ對シテ爲シタル木材業又ハ製材業ノ許可ハ爾後相續人ニ對シテ第八條又ハ第十條ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

一 木材業者又ハ製材業者死亡シ又ハ解散シタルトキ

二 許可ヲ受ケタル營業所又ハ工場ニ付其ノ事業ヲ廢止シタルトキ

三 許可ヲ受ケタル工場全部滅失シタルトキ

前項但書ノ場合ニ於テハ相續人ハ相續アリタルコトヲ證スル書類ヲ具シ相續ノ日ヨリ三十日以内ニ許可ヲ爲シタル行政官廳(相續ニ因リ二以上ノ道府縣ニ營業所ヲ有スルニ至リタル場合ニ於テハ農林大臣)ニ其ノ旨ヲ届出ゾベシ

第十九條 日本木材株式會社及地方木材株式會社ハ木材業及製材業ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

第二十條 左ニ掲グル場合ニ於テハ木材業者又ハ製材業者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ許可ヲ受ケタル行政官廳ニ届出ゾベシ

一 氏名又ハ住所(法人ニ在リテハ名稱又ハ主たる事務所ノ所在地)ヲ變更シタルトキ

二 法人其ノ定款數又ハ組織ヲ變更シタルトキ

三 法人ノ代表者ニ變更アリタルトキ

四 事業ヲ開始シタルトキ

五 引續キ二月以上事業ヲ休止シ又ハ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキ

六 事業ヲ廢止シタルトキ

七 工場ノ全部又ハ一部滅失シタルトキ

八 許可ヲ受ケタル營業所又ハ工場所又ハ工場ニ於テ木材業又ハ製材業以外ノ事業ヲ新ニ兼營シタルトキ

第二十一條 木材業者及製材業者ハ毎年二月末日迄ニ前年ノ事業報告書ヲ許可ヲ受ケタル行政官廳ニ提出スベシ

第二十二條 第九條、第十一條、第十五條、第十八條、第二十條又ハ前條ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ主たる營業所ノ所在地又ハ工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第二十三條 木材統制法第八條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

一 木材ノ買入ヲ業トスル者

二 木材ノ買入又ハ賣渡ノ代理又ハ媒介ヲ業トスル者

第二十四條 日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社木材統制法第十九條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ指示セントスル事項及其ノ事由ヲ記載シ

タル書類ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第二十五條 日本木材株式會社ハ其ノ事業執行ニ關スル業務規程ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

左ニ掲グル事項ハ業務規程ニ之ヲ定ムベシ

一 買入及賣渡並ニ販賣ノ受託ニ關スル事項

二 資金ノ融通及投資ニ關スル事項

三 資材ノ配給ニ關スル事項

四 受渡ニ關スル事項

五 代金決済ニ關スル事項

六 取引ノ違約ニ關スル事項

木材統制法第十七條第四項ノ規定ニ依リ木材統制法第三十四條第二項ニ掲グル事業ヲ營ム場合ニ於テハ前項ニ掲グル事項ノ外第二十九條第二項第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ定ムベシ

第二十六條 日本木材株式會社ハ毎月十五日迄ニ其ノ前月ニ於ケル業務ノ狀況ヲ農林大臣ニ報告スベシ

日本木材株式會社ハ每營業年度ニ於ケル業務ノ狀況ヲ其ノ營業年度經過後遲滞ナク農林大臣ニ報告スベシ

第二十七條 日本木材株式會社ハ定時總會ノ會日ヨリ二週間前迄ニ商法第二百八十一條ニ掲グル書類及株主名簿ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第二十八條 日本木材株式會社ハ株主總會終結後遲滞ナク

其ノ議事録ノ謄本ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第二十九條 地方木材株式會社ハ其ノ事業執行ニ關スル業務規程ヲ定メ日本木材株式會社ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

左ニ掲グル事項ハ業務規程ニ之ヲ定ムベシ

一 立木ノ買入及伐採ニ關スル事項

二 木材ノ生産ニ關スル事項

三 木材ノ買入及賣渡並ニ販賣ノ受託ニ關スル事項

四 受渡ニ關スル事項

五 代金決済ニ關スル事項

六 取引ノ違約ニ關スル事項

日本木材株式會社第一項ノ承認ヲ爲サントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十條 第三十六條乃至第二十八條ノ規定ハ地方木材株式會社ニ之ヲ準用ス但シ第二十六條ニ於テ農林大臣トアルハ農林大臣及日本木材株式會社トス

第三十一條 地方木材株式會社ハ計畫審査會ヲ設置スベシ左ニ掲グル事項ニ付テハ計畫審査會ノ意見ヲ徵スベシ

一 事業計畫

二 其ノ他木材需給調整上地方木材株式會社ガ爲スベキ重要事項

計畫審査會ニ關シ必要ナル事項ハ計畫審査會規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ

前項ノ計畫審査會規程ヲ定メントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第三十二條 地方木材株式會社商法第二百三十四條若ハ第二百三十五條ノ株主總會又ハ理事會若ハ監事會ノ招集ヲ爲サントスルトキハ會日ヨリ一週間前ニ農林大臣ニ通知スベシ

第三十三條 地方木材株式會社ガ木材統制法又ハ本則ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ日本木材株式會社ヲ經由スベシ

日本木材株式會社前項ノ書類ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ農林大臣ニ進達スベシ

第三十四條 地方木材株式會社日本木材株式會社ヨリ業務ニ關シ報告ヲ求メラレタルトキハ遲滯ナク之ヲ爲スベシ

第三十五條 日本木材株式會社ハ每營業年度少クトモ一回地方木材株式會社ノ帳簿書類其ノ他業務ニ付實地検査ヲ爲スベシ

地方木材株式會社ハ前項ノ検査ヲ拒ムコトヲ得ズ日本木材株式會社第一項ノ検査ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク農林大臣ニ検査ノ結果ヲ報告スベシ

附 則

第三十六條 本令ハ木材統制法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 木材統制法施行令附則第二項ノ立木伐採計畫ハ森林法施行規則第二章ノ規定ニ準據シ左ニ掲グル事項ニ付市町村又ハ之ニ準ズベキモノノ區域ニ依リ之ヲ定ムベシ

一 伐採率及年伐量

二 計畫期間内ニ伐採セラルベキ面積

三 計畫期間内ニ於ケル主伐及間伐ノ材積

四 伐採面積ノ更新方法

五 其ノ他施業上必要ナル事項

第三十八條 木材統制法施行令附則第二項ノ立木伐採計畫ハ農林大臣ノ指定スル樹種ニ付テハ森林ニ非ザル立木ニ付テモ之ヲ定ムコトヲ得

第三十九條 第一條乃至第七條ノ規定ハ木材統制法施行令附則第二項ノ立木伐採計畫ニ基キ勸奨ヲ受ケタル立木ノ所有者ニ付之ヲ準用ス

第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者及其ノ包括承繼人ニシテ木材統制法施行令施行ノ日ヨリ二月内ニ第八條又ハ第十條ニ準ジ届出ヲ爲シタル者ハ木材統制法施行令施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ木材業又ハ製材業ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

一 木材統制法施行令施行ノ際現ニ三月(被包括承繼人ノ業務ヲ行ヒタル期間ヲ通算ス)以上引續キ木材業ヲ行ヒツツアル者

二 最近二年間ニ於ケル事業ノ概況

三 前條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ工場ノ建設工事に著手シタル年月日、其ノ工事進捗ノ程度及事業開始ノ豫定年月日

第四十二條 當分ノ内左ニ掲グル場合ヲ除クノ外木材業又ハ製材業ノ許可ハ之ヲ爲サズ

一 木材業又ハ製材業ノ許可ヲ受ケタル者ガ其ノ事業ヲ廢止スルト共ニ合同シテ木材業又ハ製材業ヲ行ハントスル場合ニ於テ其ノ組織スル法人又ハ團體ガ木材業又ハ製材業ノ許可ヲ申請シタルトキ

二 木材業ヲ行フ者ノ從業者トシテ引續キ二十年以上木材業ニ従事シタル者ガ地方長官ノ木材配給上特ニ必要ト認メタル地域ニ於テ木材ノ小賣業ヲ營ム爲木材業ノ許可ヲ申請シタルトキ

三 木材ノ需給調整上特ニ必要アリト認めタルトキ

第四十三條 木材統制法第四十七條第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定スル株式會社ハ日本木材株式會社ト爲ルベキ旨ヲ議決スルコトヲ要ス
前項ノ議決ハ木材統制法施行後三日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

◎商工省令第五十五號

鑛業法第十四條ノ二ノ規定ニ依リ採掘出願ニ關シ鑛山監督局長ヘ委任ノ件左ノ通定ム
昭和十六年五月二十九日

商工大臣 豊田 貞次郎

- 第一條 採掘ノ出願ニ關シ左ニ掲グル事項ハ之ヲ鑛山監督局長ニ委任ス
- 一 出願地ガ鑛區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分ノ出願ノ不許可ニ關スル件
 - 二 出願地ガ他ノ出願地ト重複スル場合ニ於テ鑛業法第三十三條ノ規定ニ依リ優先權ヲ有セザル部分ノ出願ノ不許可ニ關スル件
 - 三 鑛業法第二十九條ノ三ノ出願ノ不許可ニ關スル件
 - 四 鑛區ノ減區、分割、合併及分合ノ出願ノ許可又ハ不許可ニ關スル件
 - 五 出願地ノ區域ガ鑛業法第九條ノ面積ニ滿タザル場合ノ出願ノ不許可ニ關スル件

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿
商工 大臣 豊田 貞次郎

勅令第五百八十五號

商工大臣ハ昭和十五年法律第百三號附則第十條ノ規定ニ依リ試掘權ノ存續期間ヲ延長スルトキハ鑛業法第十九條ノ規定ニ依ル登錄ヲ命ズルコトヲ要ス

附 則

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參 照)

明治三十八年三月八日公布法律第四十五號鑛業法抄

第十九條 鑛業權及抵當權ノ設定、變更、移轉、消滅並處分ノ制限ハ鑛業原簿ニ登錄ス共同鑛業權者ノ脱退ニ付テモ亦同シ但シ鑛業權ノ處分ヲ制限セラレタルトキハ鑛業ノ登錄ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ登錄ハ登記ニ代ルモノトス

登錄ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十五年四月八日公布法律第百三號鑛業法中改正抄錄

附則第十條 本法施行ノ際現ニ存スル試掘權ノ存續期間ハ本法施行ノ日ヨリ四年トス但シ主務大臣已ムコトヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ石油ヲ目的トスル試掘權ニ付テハ四年以内、石油以外ノ鑛物ヲ目的トスル試掘

六 鑛種名更正ノ出願ノ許可又ハ不許可ニ關スル件
七 鑛區ノ増區出願ノ出願地ガ間隔地ニ係ル場合ニ於テ其ノ間隔地ニ係ル部分ノ増區出願ノ許可ニ關スル件
第二條 鑛山監督局長ハ毎月十日迄ニ前月中ニ前條ノ規定ニ依リ處理シタルモノヲ取纏メ商工大臣ニ報告スベシ

附 則

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十四年農商務省令第十三號ハ之ヲ廢止ス

【參 照】

明治四十四年三月二十七日農商務省令第十二號ハ本號ト同伴ナリ

第七十五回帝國議會の協賛を経て昭和十五年四月六日公布の鑛業法中改正法律および砂鑛法中改正法律は來る六月一日より施行の旨十四日附官報に掲載せられたが、これに伴ひ鑛業法施行細則、砂鑛法施行細則、鑛業登錄令、鑛業登錄令施行細則、鑛業警察規則、石炭坑爆發取締規則および産金法施行規則など一部改正を行ひ六月一日より施行した

第百三號附則第十條ノ規定ニ依リ試掘權ノ存續期間ヲ延長スル場合ノ登錄ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年五月十三日

勅令第五百八十六號

朕昭和十五年法律第百三號砂鑛法中改正法律施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年五月十三日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿
厚生 大臣 金光 庸夫
拓務 大臣 秋田 清
司法 大臣 柳川 平助
商工 大臣 豊田 貞次郎

勅令第五百八十六號
昭和十五年法律第百三號ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎商工省令第四十二號

鑛業法施行細則中左ノ通改正ス
昭和十六年五月十四日

商工大臣 豊田 貞次郎

第七條 書面又ハ圖面ヲ郵便ニテ差出シタルトキハ引受時刻證明郵便ニ依ルモノヲ除クノ外消印記號ニ記載シタル最終ノ日時ニ差出シタルモノト看做ス其ノ消印記號ナキ場合又ハ其ノ不明ナル場合ニ於テ郵便物受領證ニ依リテ其ノ差出シタル日時ヲ證明シタルトキ亦同シ

第十二條中「改定」ヲ「變更」ニ改ム

第十三條中「鑛業法第七條第一項」ヲ「鑛業法第七條第三項」ニ改ム

第十八條 鑛業出願地鑛區ニ密接スル場合ニ於テ鑛山監督局長鑛業ノ監督上中間ニ相當ノ距離ヲ置クコトヲ必要ト認メタルトキハ出願人ニ對シ相當ノ期限ヲ附シテ出願地ノ減少ヲ命スルコトヲ得 鑛業出願地鑛區ニ密接セサル場合ト雖モ鑛山監督局長鑛業ノ監督上中間ノ距離ノ延長ヲ必要ト認メタルトキ亦同シ

鑛業出願地鑛區ニ密接セサル場合ニ於テ鑛山監督局長鑛業ノ監督上中間ノ距離ノ減少ヲ必要ト認メタルトキハ出願人ニ對シ相當ノ期限ヲ附シテ出願地ノ増加ヲ命スルコトヲ得

第十九條中「添附スヘキ圖面ハ」ノ下ニ「試掘出願ニ付テハ五葉、採掘出願ニ付テハ六葉トシ」ヲ加ヘ第一號中「出願地ノ名稱及種目」ヲ「出願地ノ所在及地目」ニ改メ第八號ヲ削リ第九號ヲ第八號、第十號ヲ第九號トシ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ相當ノ期限ヲ附シ更ニ五葉ヲ限リ前項ノ圖面ノ差出ヲ命スルコトヲ得 第二十一條第一項中「書留郵便」ヲ「第一種引受時刻證明郵便」ニ改メ同條第二項ヲ削ル 第二十二條ノ二 鑛業法第二十九條ノ三第三項ノ規定ニ依

第三十六條ノ二ヲ第三十六條ノ三トス 第三十六條ノ二 鑛山監督局長第三十六條第一項後段ノ規定ニ依ル通知ヲ爲シ出願人カ其ノ登錄ヲ受ケタルトキハ鑛山監督局長ハ其ノ登錄ヲ受ケタル鑛業權ノ登錄番號、鑛種名並鑛業權者ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ同條同項後段ニ掲クル鑛業權者ニ通知スヘシ

第三十七條第一項中「種目、」ヲ「地目、」ニ改ム 第三十八條第七號中「書留郵便」ヲ「第一種引受時刻證明郵便」ニ改メ第八號ノ二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

八ノ三 第二十九條ノ二ノ規定ニ違背シタルトキ 第三十八條ノ二第二號中「第三十六條ノ二」ヲ「第三十六條ノ三」ニ改ム

第三十九條第五號中「第十八條第三項」ヲ「第十八條」ニ改メ第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五ノ二 第十九條第二項ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ圖面ヲ差出ササルトキ

第四十條ノ二 共同鑛業權者死亡ニ因リ脫退シタルトキハ代表者若シ代表者ナキニ至リタルトキハ共同鑛業權者ハ脫退ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ登錄ヲ申請スヘシ 第四十一條中「鑛業事務所ヲ定メ」ヲ「鑛業事務所ヲ定メ其ノ位置及着手ノ年月日ヲ」ニ改ム

第四十四條第一項ヲ左ノ如ク改ム 採掘權者施業案ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ様式第十

ル公示ハ試掘權其ノ存續期間満了前消滅シ又ハ試掘鑛區ノ減少アリタル場合ニ於テ其ノ試掘權ノ殘存スヘカリシ期間又ハ殘存スル期間カ六十日ヲ超ユル場合ニ之ヲ爲ス前項ノ公示ハ鑛山監督局長ノ揭示場ニ揭示スルコトニ依リテ之ヲ爲ス

第二十七條中「十日以内」ヲ「十四日以内」ニ改ム 第二十九條ノ二 第三十六條第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ試掘出願人又ハ採掘出願人ハ其ノ出願地ニ付更ニ採掘若ハ試掘ノ出願ヲ爲シ、出願地ノ増減若ハ鑛種名ノ更正ヲ出願シ又ハ名稱ノ變更ノ届出ヲ爲スコトヲ得ス

第三十條第一項中「關係鑛業出願人立會」上ヲ削リ同條第三項ヲ左ノ如ク改ム 前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル鑛業出願人ハ抽籤日時ニ出頭シテ立會ヲ爲スコトヲ得

第三十一條ノ二ヲ削ル 第三十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム 鑛業ノ出願許可スヘキモノト決定シタルトキハ鑛山監督局長ハ其ノ旨ヲ出願人ニ通知スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ區域異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複シ鑛業法第四十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リ承諾ヲ受クヘキモノナルトキハ其ノ鑛業權ノ登錄番號、鑛種名、鑛業權者ノ氏名又ハ名稱及住所並重複範圍ヲ併セテ通知スヘシ

九號ニ準シテ調製シタル施業案ニ其ノ説明圖面ヲ添附シ之ヲ鑛山監督局長ニ差出スヘシ 第四十五條 採掘權者施業案ノ變更ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ様式第十九號ニ準シテ調製シタル新ナル施業案ニ其ノ説明圖面及變更ノ理由ヲ詳記シタル書面ヲ添附シ之ヲ鑛山監督局長ニ差出スヘシ

第四十六條 鑛山監督局長鑛業法第四十五條ノ規定ニ依リ施業案ノ變更ヲ命スルニハ少クトモ三十日以上ノ期限ヲ附シテ認可ヲ受クヘキコトヲ命スヘシ

第五十三條中「第四十四條及第四十六條乃至第五十一條」ヲ「第四十四條、第四十五條及第四十七條乃至第五十一條」ニ改ム

第五十四條第一項ヲ左ノ如ク改ム 鑛業權者自ラ鑛業ヲ管理セサルトキハ鑛業代理人ヲ選任シ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ 鑛業代理人ヲ變更シタルトキ亦同シ

同條ニ左ノ一項ヲ加フ 鑛山監督局長必要アリト認メタルトキハ鑛業權者ニ鑛業代理人ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第五十八條、第六十條第一項第三項、第六十二條及第六十三條第二項中「土地ノ名稱」ヲ「土地ノ所在」ニ、「種目」ヲ「地目」ニ改ム

第六十八條第一項中「第九十二條第一項」ヲ「第九十二條

第二項(同條第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ
同條第一項乃至第四項中「又ハ隣接鑛業權者」ヲ「又ハ隣接
鑛業權者若ハ異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者」ニ、同條
第六項中「隣接鑛業權者」ヲ「隣接鑛業權者、異種ノ鑛物ヲ
目的トスル鑛業權者」ニ改ム

第六十九條第一項中「第九十二條第二項」ヲ「第九十二條第
二項(同條第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)」ニ改
メ同條第二項ヲ削ル

第七十條 削除

第七十一條 鑛業法第九十三條第二項ノ規定ニ基ク處分又
ハ裁決ノ公示ハ鑛山監督局ノ揭示場ニ揭示スルコトニ依
リテ之ヲ爲ス

第七十二條 第二十二條第二項若ハ第二十二條ノ第二項
ノ規定ニ違背シタル者又ハ第二十二條ノ第二項、第二
十四條第一項若ハ第五十四條第三項ノ規定ニ依ル命令ニ
違背シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處
ス

第七十三條ノ二 第二十六條、第二十七條、第四十條乃至
第四十三條、第四十九條、第五十一條、第五十二條、第
五十五條、第六十一條若ハ第六十三條ノ命令ニ違背シタ
ル者又ハ第三十七條第一項ノ命令ニ依ル命令ニ違背シタ
ル者若ハ同條第三項ノ命令ニ違背シ期間内ニ登録稅ヲ納
メザル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十三條中「鑛業權者、法定代理人又ハ法人」ヲ「鑛業權
者」ニ改ム

第七十四條中「及第七十二條」ヲ「、第七十二條及第七十
二條ノ二」ニ改ム

第七十四條ノ二 鑛業法第十二條ノ二第二項ノ證票ハ様式
第二十號ニ依ル

第九十四條第一項第二號中「土地ノ名稱、種目」ヲ「土地ノ
所在、地目」ニ改ム

第九十六條 昭和十五年法律第百二號附則第四條ノ規定ニ
依ル願書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 事業ノ現狀ヲ詳記セル書類

二 昭和十五年法律第百二號(第十條ノ改正規定ヲ除ク
以下之ニ同シ)施行ノ際現ニ明礬石、螢石、石棉又ハ
炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯(石油層ト密接ノ關
係アル可燃質天然瓦斯ヲ除ク以下之ニ同シ)ヲ採探ス
ル者又ハ其ノ承繼人タルコトヲ證スル書類

三 法人ニ在リテハ定款

願書ニ添付スベキ圖面ニハ第百九條第一項ニ掲グル事項
ノ外昭和十五年法律第百二號施行ノ際現ニ明礬石、螢石
石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ採探スル區
域ト出願區域トノ關係ヲ明示スベシ

第一項ノ願書ニシテ第十條ノ規定ニ依リ鑛種ノ名稱ヲ更
正セントスルモノナルトキハ前項ノ規定ニ準ジテ調製シ

タル圖面ヲ添付スベシ

第九十七條 昭和十五年法律第百二號附則第五條又ハ第八
條ノ規定ニ依ル願書ニハ其ノ旨ヲ記載シ且之ニ添付スベ
キ圖面ニハ新區域ガ舊區域ト異ルトキハ其ノ關係ヲ明示
スベシ

第九十八條 昭和十五年法律第百二號附則第七條第二項ノ
規定ニ依ル申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 申請人ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 二 土地ノ所在、地目及面積
 - 三 土地所有者ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 四 鑛業權ノ登録番號
 - 五 申請ノ目的及理由
- 前項ノ申請書ニハ昭和十五年法律第百二號施行ノ際現ニ
明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦
斯ノ採探ニ付土地所有者ニ支拂フ代價ニ關スル契約又ハ
慣習ヲ證スル書面並ニ土地登記簿本、未登記ノ土地ニ付
テハ土地臺帳簿本、請求地ニ於ケル鑛床ノ關係圖、關係
地實測圖及土地所有者ト交渉シタル始末書ヲ添付スベシ
但シ交付ヲ爲スコト能ハザルトキハ其ノ事由書ヲ以テ始
末書ニ代フルコトヲ得
- 第六十八條第三項乃至第六項ノ規定ハ第一項ノ裁決ノ申
請ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第九十九條 砂鑛法施行細則第十六條及第十七條ノ規定ハ

昭和十五年法律第百二號附則第九條ノ規定ニ依ル裁決ノ
申請及訴願ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百條 昭和十五年法律第百二號附則第十條但書ノ規定ニ
依リ試掘權ノ存續期間ノ延長ヲ申請セントスル者ハ當該
試掘權ノ存續期間満了ノ日前六月乃至一年內ニ左ニ掲グ
ル事項ヲ記載シタル申請書正副二通ヲ商工大臣ニ提出ス
ベシ

- 一 採掘權者ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 二 試掘權ノ登録番號
 - 三 鑛區所在地
 - 四 申請ノ理由
 - 五 試掘權存續期間中ニ於ケル各地別稼行實績
- 第一百一條 商工大臣試掘權ノ存續期間ヲ延長スベキモノト
決定シタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依ル申請ヲ理由ナシト
決定シタルトキハ其ノ旨ヲ試掘權者ニ通知スベシ
- 第一百二條 昭和十五年法律第百二號附則第十二條第二項ノ
規定ヲ適用スル場合ニ於テハ第三十六條第一項及第三十
六條ノ二ノ改正法律ニ拘ラズ仍從前ノ規定ヲ適用ス
- 第一百三條 昭和十五年法律第百三號附則第十二條第三項又
ハ第四項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ第三十一條ノ二
ノ改正法律ニ拘ラズ仍從前ノ規定ヲ適用ス
- 第一百四條 本法施行ノ際現ニ隣接スル鑛區(昭和十五年法
律第百二號附則第十二條第三項若ハ第四項ノ規定ニ依ル

出願地ハ本法施行前試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付爲シタル探掘出願ノ出願地ノ中舊試掘鑛區ニ該當スル部分ヲ含ム本條ニ於テ以下同ジノ間ニ從前ノ第十八條ノ規定ニ依ル距離ヲ存スル場合ニ於テ本法施行ノ日ヨリ六月以內ニ其ノ鑛業權者(昭和十五年法律第百二號附則第十二條第三項若ハ第四項ノ規定ニ依ル出願地ハ本法施行前試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付爲シタル探掘出願ノ出願人ヲ含ム本條ニ於テ以下同ジ)ガ增區出願ヲ爲シタルトキハ其ノ鑛區ノ境界ヨリ隣接スル鑛區ニ達スル距離ノ半ニ至ル區域ニ付テハ他ノ鑛業權者ニ對シ優先權ヲ有ス第十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル增區出願アリタル場合ニ之ヲ準用スルコトヲ妨ゲズ

樣式第一號注意ノ一中「四葉」ヲ「五葉」ニ改ム
 樣式第二號注意ノ一中「四葉」ヲ「五葉」ニ、「五葉」ヲ「六葉」ニ改ム
 樣式第九號中「(注意事項樣式第一號ニ同シ)」ヲ「(注意事項樣式第一號ニ同シ但シ圖面五葉トアルハ圖面六葉トス)」ニ改ム
 樣式第十四號ヲ左ノ如ク改ム
 樣式第十四號(試掘出願ニ付テハ五葉、探掘出願ニ付テハ六葉)
 何鑛試掘鑛區圖 縮尺何分ノ一 年 月 日出願

府 何 郡 何 町 住所
 縣 何 市 何 村 出願人氏名印
 何 縣 何 市 何 町
 何 國 何 市 何 村
 大字何 官地又ハ民地 地目
 大字何 官地又ハ民地 地目
 面積 何坪
 注意

一、圖面用紙ハ礬水引美濃紙ヲ用フヘシ
 二、基點ハ特稱アル橋梁、家、込、川股、標石、其ノ他近傍ニ在ル顯著ナル不動物體二箇以上ヲ成ルヘク反對ノ位置ニ選定スヘシ
 三、基點及測點附近ノ地形及地物ハ成ルヘク詳細ニ之ヲ記入シ若シ記入シ難キトキハ欄外ニ於テ地形及地物ニ關スル說明ヲ附記スヘシ
 四、鉛筆及「インキ」ヲ使用スヘカラス
 五、縮尺ハ三千分ノ一又ハ六千分ノ一ニ調整スヘシ但シ鑛山監督局長ノ公告シタル地域ニ在リテハ二千五百分ノ一又ハ五千分ノ一ニ調整スヘシ
 樣式第十九號ノ次ニ左ノ如ク加フ
 樣式第二十號(用紙ノ大サハ日本標準規格B列八番ニ依ルモノトス)

表面

第 號 官 氏 名

商 工 省 又 ハ
 鑛 山 監 督 局 印

鑛 業 法 ニ 基 ク 臨 檢 査 證

年 月 日 交 付 (商 工 省 鑛 山 監 督 局)

裏面

鑛業法摘要
 第十二條ノ二 主務大臣及鑛山監督局長ハ鑛業權者ニ對シ鑛業ニ關シテ必要ナル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事業場ノ事務所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムヘシ
 第九十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第十二條ノ二ノ規定ニ依ル檢査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者

附 則

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
 (參照)
 明治三十八年六月十五日農商務省令第十七號鑛業法施行細則抄録
 第七條 書面又ハ圖面ヲ郵便ニテ差出シタルトキハ消印記號ニ記載シタル最終ノ日時ニ差出シタルモノト看做ス
 郵便物受取證ニ依リテ前項ノ規定ニ依ル日時外ノ日時ニ差出シタルコトヲ證明シタルトキハ其ノ日時ニ差出シタルモノト看做ス
 其ノ消印記號ナキ場合又ハ其ノ不明ナル場合ニ於テ郵便物受取證ニ依リテ其ノ差出シタル日時ヲ證明シタルトキ亦同シ
 第十二條 共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者代表者ヲ改定シタルトキハ遲滞ナク連署シテ其ノ旨ヲ届出ヘシ
 第十三條 鑛業法第七條第一項ノ規定ニ依リ鑛山監督局長代表者ヲ指定シタルトキハ之ヲ共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者ニ通知スヘシ
 第十八條 鑛業出願人他人ノ鑛區ニ鄰接シテ鑛區ヲ定メムトスルトキハ中間ニ十間以上ノ距離ヲ置クヘシ但シ鄰接鑛業權者ノ承諾ヲ得タルトキ、試掘鑛區ノ範圍內ニ於テ探掘ノ出願ヲ爲ストキ又ハ鑛業法第三十三條ノ二ノ規定ニ依リ鑛業ノ出願ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス

前項郵接鑛業權者ノ承諾ヲ得タルトキハ願書ニ承諾書ヲ添附シテ差出スヘシ之ヲ添附セザルトキハ承諾ナキモノト看做ス

鑛業ノ監督又ハ鑛利保護ノ爲前項ノ距離ノ延長又ハ減縮ヲ必要ナリト認ムルトキハ鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シテ出願地ノ増減ヲ命スルコトヲ得

第十九條 鑛業願書ニ添附スヘキ圖面ハ様式第十四號ニ準シテ調整シ左ニ掲クル事項ヲ明示スヘシ

一、出願地ノ名稱及種目

八、出願地ヨリ五十間以内ニ於ケル他ノ鑛區トノ關係

第二十一條 試掘又ハ探掘ノ願書及出願地又ハ鑛區ノ増減ノ願書ハ書留郵便ヲ以テ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ發送郵便局ヨリ受附ノ年月日及時刻ヲ記載シタル受取證ヲ請置クヘシ

第二十七條 共同鑛業出願人脱退シタルトキハ代表者若シ代表者ヲキニ至リタルトキハ共同出願人ハ脱退ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ原由ヲ證スル書面ヲ添ヘ其ノ旨ヲ鑛山監督局長ニ届出ヘシ

第二十九條ノ二 第三十六條第一項ノ通知ヲ受ケタルトキハ出願人ハ出願地ノ増減並鑛種名ノ更正ヲ出願スルコトヲ得ス

第三十條第一項及第三項

鑛業法第三十三條第二項ノ規定ニ依ル抽籤ハ關係鑛業出

願人立會ノ上鑛山監督局長之ヲ行フ

前項ノ通知ヲ受ケタル鑛業出願人抽籤日時ニ出頭セザルトキハ鑛山監督局長ハ二名以上ノ鑛山監督局職員立會ノ上之ヲ行フ

第三十一條ノ二 鑛業法第一十三條ノ二ノ規定ニ依ル鑛業ノ願書ニハ其ノ旨ヲ記載シ且之ニ添附スヘキ圖面ニハ新區域カ舊區域ト異ナルトキハ其ノ關係ヲ明示スヘシ

第三十六條第一項 鑛業ノ出願許可スヘキモノト決定シタルトキハ鑛山監督局長ハ其ノ旨ヲ出願人ニ通知スヘシ

第三十七條第一項

鑛區所在地ノ名稱、種目、境界、基點又ハ面積カ鑛區圖ト相違スルコトヲ發見シタルトキハ鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シテ鑛業權ノ表示變更ニ關スル鑛區圖ヲ提出ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ命令書ニ調查圖ヲ附スヘシ

第三十八條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ願書、申請書又ハ届書ヲ受理セス

七、第三十一條ノ規定ニ違背シ書留郵便ヲ以テ差出サザルトキ

第三十八條ノ二 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ登録稅納付書ヲ受理セス

二、第三十六條ノ二ノ規定ニ違背シ第三者ノ承諾書又ハ

之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附セザルトキ

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ願書又ハ届書ヲ却下ス

五 第十七條又ハ第十八條第三項ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ區域増減ノ願書ヲ差出サザルトキ

第四十一條 鑛業權者鑛業ニ著手シタルトキハ遲滞ナク鑛區所在地又ハ其ノ附近ニ鑛業事務所ヲ定メ鑛山監督局長ニ届出ヘシ

第四十四條第一項

鑛業施業案ハ様式第十九號ニ準シテ之ヲ調製シ之ヲ説明スヘキ圖面ヲ添ヘ鑛業ニ著手ノ日ヨリ三十日以前ニ差出スヘシ

第四十五條 鑛山監督局長ハ鑛業法第四十五條第一項ノ規定ニ依リ施業案ノ變更ヲ命スルニハ少クトモ三十日以上ノ期限ヲ附スヘシ

第四十六條 鑛業法第四十五條第二項ノ規定ニ依ル變更願書ニハ新ナル施業案ノ理由ヲ詳記シタル書面ヲ添附スヘシ

第五十三條 二個以上ノ鑛區ニ付合併施業ヲ爲ス場合ニ於テハ第四十四條及第四十六條乃至第五十一條ノ書類又ハ圖面ハ合併シテ之ヲ調整スルコトヲ得

第五十四條第一項

鑛業權者自ラ鑛業ヲ管理セザルトキハ鑛業代理人ヲ選任

シ鑛山監督局長ニ届出ヘシ

第五十八條 鑛業法第五十二條ノ規定ニ依リテ他人ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲サムトスル者ハ土地ノ名稱、種目及其ノ目的ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十條第一項及第三項

鑛業法第五十四條ノ規定ニ依リテ他人ノ土地ニ立入り又ハ之ヲ使用セムトスル者ハ土地ノ名稱、占有者ノ氏名又ハ名稱及其ノ目的ヲ記載シテ出願スヘシ

本條ノ出願ニ對シ電信ヲ以テ指令ヲ受ケムトスル者ハ土地ノ名稱、占有者ノ氏名又ハ名稱及立入り又ハ使用ノ目的ヲ記入スルニ相當スル電信料ヲ前納スヘシ

第六十二條 鑛業法第五十六條ノ規定ニ依リテ他人ノ土地ヲ使用セムトスル者ハ土地ノ名稱、種目、面積、所有者ノ氏名又ハ名稱、住所、使用ノ目的、時間及期間ヲ記載シタル願書ニ土地登記謄本、未登記ノ土地ニ付テハ土地臺帳謄本、關係地實測圖及工事設計書ヲ添ヘテ差出スヘシ

第六十三條第一項 前項ノ權利取得ニ關スル届書ニハ土地ノ名稱、種目、面積、所有者ノ氏名又ハ名稱、住所、使用ノ目的、時期及期間並補償金及擔保ヲ記載スヘシ

第六十八條第一項乃至第四項及第六項 鑛業法第九十條第一項又ハ第九十二條第二項ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ請求地ニ於ケル工

事又ハ鑛床ノ關係圖並所有者及關係人又ハ鄰接鑛業權者ト交渉シタル始末書ヲ添付スヘシ但シ交渉ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ事由書ヲ以テ始末書ニ代フルコトヲ得

ハ裁決ノ公示ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス但シ第三十九條ノ規定ニ依ル却下ニ付テハ鑛山監督局ノ揭示場ニ揭示スルコトニ依リテ之ヲ爲ス

(左記略ス)
鑛山監督局長前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ之ヲ所有者及關係人又ハ鄰接鑛業權者ニ交付スヘシ
所有者及關係人又ハ鄰接鑛業權者ハ申請書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ答辯書ヲ差出スヘシ
所有者及關係人ハ鄰接鑛業權者前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出ササルトキハ鑛山監督局長ハ申請書ノミニ依リテ裁決スルコトヲ得申請書ノ交付ヲ爲スコト能ハサルトキ亦同シ

第七十二條 第二十六條、第二十七條、第四十條乃至第四十三條、第四十九條、第五十一條、第五十二條、第五十五條、第六十一條、第六十三條、第七十條、第八十一條、第八十六條及第八十七條ノ規定ニ違背シタル者、第十二條ノ第二項ノ規定ニ依ル命令ノ期間内ニ設計書ヲ差出ササルトキ若ハ第二十二條第二項及第三十二條ノ第二項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ提出シタル設計書ニ反シテ作業シタル者、第二十四條ノ規定ニ基キ指定ノ期日ニ立會ハス若ハ調査事項ノ説明ヲ爲ササル者、第三十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ノ期間内ニ鑛區圖ヲ差出ササルトキ若ハ第三項ノ規定ニ違背シ期間内ニ登録稅ヲ納メサル者又ハ第九十條ノ規定ニ依ル扶助規則ヲ差出ササル者若ハ第八十九條ノ規定ニ依リ扶助規則ヲ改定セサル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

裁決書ニハ理由ヲ附シテ鑛山監督局長之ヲ申請人、所有者及關係人、鄰接鑛業權者ニ交付スヘシ
第六十九條 鑛業法第九十條第二項又ハ第九十二條第二項ノ規定ニ依ル訴願ニハ鑛山監督局長ノ與ヘタル裁決書ノ謄本ヲ添ヘテ差出スヘシ
前條ノ規定ハ前項ノ訴願ノ場合ニ之ヲ準用ス
第七十條 鑛業法第八十九條、第九十條第三項、第九十一條、第九十二條第二項及昭和九年法律第三十七號附則第七項ノ規定ニ依リテ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起シタル者ハ七日以内ニ其ノ旨ヲ鑛山監督局長ニ届出ヘシ
第七十二條 鑛業法第九十三條第二項ノ規定ニ基ク處分又

第八條第六號中「書留郵便」第一ヲ種引受時刻證明郵便ニ改メ同條第七號ノ次ニ左ノ一號ニ加フ
七ノ二 第二十一條ニ於テ準用スル鑛業法施行細則第二十九條ノ二ノ規定ニ違背シタルトキ
第九條第二號中「第三十六條ノ二」ヲ「第三十六條ノ三」ニ改ム
第十條第四號中「又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ノ期間内ニ承諾書又ハ承諾ヲ得ルコト能ハサル事由ヲ記載シタル書面ヲ差出ササルトキ」ヲ削リ同條第十一號中「第一條第二項」ヲ「第一條」ニ改メ「又ハ減區出願」ヲ削リ同條同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
第十二 第四條第三項ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ圖面ヲ差出ササルトキ
第十一條ノ二 砂鑛權者施業案ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ様式第十二號ニ準シテ調整シタル施業案ニ其ノ説明圖面ヲ添付シ之ヲ鑛山監督局長ニ差出スヘシ
砂鑛業ノ種類又ハ狀況ニ依リ前項ノ規定ニ依リ難キモノアルトキハ理由ヲ明示シ様式ノ記載事項ヲ増減スルコトヲ得
第十一條ノ三 砂鑛權者施業案ノ變更ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ様式第十二號ニ準シテ調整シタル新ナル施業案ニ其ノ説明圖面及變更ノ理由ヲ詳記シタル書面ヲ添付シ之ヲ鑛山監督局長ニ差出スヘシ

第九十四條第一項

昭和九年法律第二十七號附則第五項ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ニ掲ケル事項ヲ記載スヘシ
一、土地ノ名稱、種目及面積

◎商工省令第四十三號

砂鑛法施行細則申左ノ通改正ス
昭和十六年五月十四日

商工大臣 豊田貞次郎

第一條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ砂鑛出願人ニ相當ノ期限ヲ附シテ其ノ出願地ニ係ル土地所有者、地上權者、永小作權者及土地ニ對シ使用ノ權利ヲ有スル者ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載シタル書面ヲ差出スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第二條 削除

第四條第一項中「添付スヘキ圖面ハ」ノ下ニ「六葉トシ」ヲ加ヘ同項第一號中「出願地ノ名稱及種目」ヲ「出願地ノ所在地及地目」ニ改メ同條第二項中「添付スヘキ圖面ハ」ノ下ニ「六葉トシ」ヲ加ヘ同項第二號中「土地ノ名稱種目」ヲ「土地ノ所在地及地目」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ
鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ相當ノ期限ヲ附シ更ニ五葉ヲ限リ前二項ノ圖面ノ差出ヲ命スルコトヲ得
第六條ノ二ヲ削ル

第十一條ノ四 鑛山監督局長砂鑛法第十六條ノ三第二項又

ハ第三項ノ規定ニ依リ施業案ヲ認可又ハ變更ヲ命スルニハ少クトモ三十日以上ノ期限ヲ附シテ認可ヲ受クヘキコトヲ命スヘシ

第十一條ノ五 砂鑛權者砂鑛法第十六條ノ三第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ命令ノ期間内ハ砂鑛法第十六條ノ三第四項本文ノ規定ニ拘ラス從前ノ例ニ依リ砂鑛ノ採取ヲ爲スコトヲ得

命令ノ期間内ニ施業案ヲ認可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ認可又ハ不認可ノ指令ノ日迄亦同シ

第十七條第二項ヲ削ル

第十八條中「砂鑛法第十五條」ヲ「砂鑛法第十五條(同法第十六條ノ二ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)」ニ改ム

第十九條 鑛業法第九十三條第二項ノ規定ニ準シテ爲ス處分又ハ裁決ノ公示ハ鑛山監督局ノ揭示場ニ揭示スルコトニ依リテ之ヲ爲ス

第十九條ノ二 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ砂鑛權者ニ對シ技術管理者又ハ保安係員ノ選任ヲ命スルコトヲ得

第二十條 第二十一條ニ於テ準用スル鑛業法施行細則第二十二條第三項若ハ第二十二條ノ二第二項ノ規定ニ違背シタル者又ハ第二十一條ニ於テ準用スル鑛業法施行細則第二十二條ノ二第二項、第二十四條第一項若ハ第五十四條

第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違背シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十二條ノ二 第一條ノ規定ニ依ル命令ニ依リ差出スヘキ書面ニ不實ノ記載ヲ爲シタル者、第十一條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ違背シタル者、第二十一條ニ於テ準用スル鑛業法施行細則第二十六條、第四十條、第四十一條、第四十三條、第六十二條若ハ第六十三條ノ規定ニ違背シタル者又ハ第二十一條ニ於テ準用スル鑛業法施行細則第三十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違背シタル者若ハ同條第三項ノ規定ニ違背シ期間内ニ登録稅ヲ納メサル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第二十一條中「第二十一條乃至第二十五條」ヲ「第二十一條、第二十二條、第二十三條ノ二、第二十四條、第二十五條」ニ「第三十六條ノ二」ヲ「第三十六條ノ三」ヲ「第三十六條ノ三」ニ「第六十八條乃至第七十條」ヲ「第六十八條、第六十九條」ニ「第五十五條」ヲ「第一條第一項第四項第五項、第二條乃至第十二條、第十四條、第五十五條」ニ「第七十七條、第七十八條」ヲ「第七十六條乃至第七十八條」ニ改ム
樣式第一號注意ノ一中「五葉」ヲ「六葉」ニ改ム
第二號樣式注意ノ一中「五葉」ヲ「六葉」ニ改ム
樣式第九號ヲ左ノ如ク改ム

樣式第九號(六葉)

砂(金)(錫)(鐵)鑛區圖 縮尺何分ノ一

府 何縣何市何町 住所

國 何縣何市何村 氏名印

大字何 官地又ハ民地 地目

何縣何市何町 大字何 官地又ハ民地 地目

國 何縣何市何村 氏名印

面積 何 坪

注意

一、圖軸用紙ハ礬水引美濃紙ヲ用フヘシ

二、基點ハ特稱アル橋梁、家、辻、川股、標石其ノ他近傍ニ在ル顯著ナル不動物體二箇以上ヲ成ルヘク反對ノ位置ニ選定スヘシ

三、鉛筆及「インキ」ヲ使用スヘカラス

四、基點及測點附近ノ地形及地物ハ成ルヘク詳細ニ之ヲ記入シ難キトキハ欄外ニ於テ地形及地物ニ關スル說明ヲ附記スヘシ

五、縮尺ハ千二百分ノ一、三千分ノ一又ハ六千分ノ一ヲ用フヘシ但シ鑛山監督局長ノ公告シタル地域ニ在リテハ二千五百分ノ一又ハ五千分ノ一ヲ用フヘシ

樣式第十號ヲ左ノ如ク改ム

樣式第十號(六葉)

砂(金)(錫)(鐵)鑛區圖縮尺何分ノ一

府 何縣何市何町 大字何 住所

國 何縣何市何村 大字何 住所

何河筋 氏名印

延長何里何町何間

內幹流何河何里何町何間

第一支流何河何里何町何間

第二支流何河何里何町何間

第三支流何河何里何町何間

注意

一、圖面用紙ハ礬水引美濃紙ヲ用フヘシ

二、基點ハ幹流ノ上流下流及各支流ノ上流ニ各一箇所ツ、設ケ特稱アル橋梁、家、辻、川股、標石其ノ他近傍ニアル顯著ニシテ移動セサルモノヲ擇フヘシ

三、基點附近ノ地形及地物ハ成ルヘク詳細ニ之ヲ記入シ若シ記入シ難キトキハ欄外ニ於テ地形及地物ニ關スル說明ヲ附記スヘシ

四、鉛筆及「インキ」ヲ使用スヘカラス

五、縮尺ハ千二百分ノ一、三千分ノ一又ハ六千分ノ一ヲ

用フヘシ但シ鑛山監督局長ノ公告シタル地域ニ在リ
テハ二千五百分ノ一又ハ五千分ノ一ヲ用フヘシ
六、支流ノ番號ハ出願ニ係ルモノノミヲ掲クヘシ
七、圖面ニ肩書スル府縣國郡市町村大字ハ砂鑛區ノ兩岸
ニ接スル分ヲ記載スヘシ
「様式第十一號」ヲ「様式第十一號（正副三通）」ニ改ム
様式第十一號ノ次ニ如ク加フ
様式第十一號

砂鑛業施業案
砂鑛權者（又ハ砂鑛業代理人） 何 某 印
登錄番號.....
砂鑛區ノ所在地.....
砂鑛種名.....

- 一、採取ニ關スル事項
イ、主要ナル砂鑛床ノ位置及厚サ
- ロ、採取方法
- ハ、一箇年間ニ於ケル砂鑛採取豫定高
- 二、選鑛及製鍊ニ關スル事項
イ、選鑛及製鍊ノ方法
- ロ、一箇年間ニ於ケル鑛產物產出豫定高
- 三、操業上ノ危害豫防ニ關スル事項
イ、土砂、捨石及鑛滓ノ堆積場ノ位置
- ロ、土砂、捨石、鑛滓及廢水ノ處理方法

ハ、前二號ノ外危害ノ豫防又ハ公益ノ保護ニ關シ特別
ノ施設又ハ制限ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ施設又
ハ制限ニ關スル事項
備考 商工大臣又ハ鑛山監督局長ノ發シタル豫防命令
ニ基キ施工スヘキ事項ハ施業案ニ記載スルコトヲ要
セス

附 則

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十五年法律第百三號附則第二項ノ規定ヲ適用スル場合
ニ於テハ第一條、第二條、第六條ノ二並ニ第十條第四號及
第十一號ノ改正規定ニ拘ラス仍前ノ規定ヲ適用ス

〔參照〕

明治四十二年六月二十一日農商務省令第二十六號砂鑛
法施行細則抄錄
第一條 砂鑛出願地他人ノ所有ニ係ルトキハ出願後三十以
内ニ土地所有者ノ承諾書若ハ承諾ヲ得ルコト能ハサルト
キハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ差出スヘシ
出願地ニ付前項ノ規定ニ依リ差出スヘキ書面ノ提出ナキ
トキハ鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シ其ノ提出又ハ減
區出願ヲ命スヘシ
第二條 土地所有者カ砂鑛權ノ出願ヲ承諾セサルトキハ鑛
山監督局長ハ土地所有者ニ砂鑛願書ノ提出ヲ命スヘシ
土地所有者カ前項ノ命令到達ノ日ヨリ六十日以内ニ砂鑛

願書ヲ差出ササルトキハ砂鑛權ノ出願ヲ承諾シタルモノ
ト看做ス

第四條 直線ヲ以テ砂鑛區ノ境界ヲ定ムル場合ニ於テハ砂
鑛願書ニ添附スヘキ圖面ハ様式第九號ニ依リテ之ヲ調整
シ左ニ掲クル事項ヲ明示スヘシ

- 一、出願地ノ名稱及種目
- 河床ニ存スル砂鑛ヲ目的トスル砂鑛願書ニ添附スヘキ圖
面ハ様式第十號ニ依リテ之ヲ調整シ左ニ掲クル事項ヲ明
示スヘシ

一、出願河川ノ名稱及河川ニ沿ヘル土地ノ名稱種目
第六條ノ二 砂鑛出願地カ實地調査ニ因リテ他人ノ所有地
ニ係ルコトヲ發見シタルトキハ鑛山監督局長ハ相當ノ期
限ヲ附シ第一條ノ規定ニ依リ差出スヘキ書面ノ提出ヲ命
スルコトヲ得

第八條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ願書、申請書又
ハ願書ヲ受理セス
六、鑛業法施行細則第二十一條ノ規定ヲ準用スル場合ニ
之ニ違背シ書留郵便ヲ以テ差出ササルトキ

第九條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ登錄稅納付書ヲ
受理セス
二、鑛業法施行細則第三十六條ノ二ノ規定ヲ準用スル場
合ニ於テ其ノ規定ニ違背シ第三者ノ承諾書又ハ之ニ對
抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附セサルトキ

第十條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ願書又ハ願書ヲ
却下ス

四、鑛業法施行細則第十六條若ハ第十六條ノ二ノ規定ヲ
準用スル場合ニ期限内ニ許可書又ハ證明書ヲ差出サ
ルトキ又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ承
諾書又ハ承諾ヲ得ルコト能ハサル事由ヲ記載シタル書
面ヲ差出ササルトキ

十一、第一條第二項ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ書面ノ
提出又ハ減區出願ヲ爲ササルトキ

第十七條 砂鑛法第五條第三項ノ規定ニ依リ訴訟ニハ鑛山
監督局長ノ與ヘタル裁決書ノ謄本ヲ添ヘテ差出スヘシ
前條ノ規定ハ前項ノ訴訟ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 砂鑛法第十五條ノ規定ニ依ル裁決ノ申請ニ付テ
ハ第十六條ノ規定ヲ準用ス

第十九條 鑛業法第九十三條第二項ノ規定ニ準シテ爲ス處
分又ハ裁決ノ公示ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス但シ第十條ノ規
定ニ依ル却下ニ付テハ鑛山監督局長ノ揭示場ニ揭示スルコ
トニ依リテ之ヲ爲ス

第二十條 第十一條、第十三條、第十四條ノ規定ニ違背シ
タル者、鑛業法施行細則第二十六條、第四十條、第四十
一條、第四十三條、第六十一條、第六十三條、第七十條
第八十一條ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ニ違背シタル者、
鑛業法施行細則第三十七條ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テ

第一項ノ規定ニ依ル命令ノ期間内ニ砂鑛區圖ヲ差出サザルトキ又ハ第三項ノ規定ニ違背シ期間内ニ登録稅ヲ納メサル者、鑛業法施行細則第二十二條及第二十二條ノニテ準用スル場合ニ於テ其ノ規定ニ依ル命令ニ基キ提出シタル設計書ニ反シテ作業シタル者又ハ第二十二條ノニテ第二項ノ規定ニ依ル命令ノ期間内ニ設計書ヲ提出セサル者又ハ鑛業警察規則第五十五條、第五十六條、第七十三條、第七十七條、第七十八條ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ニ違背シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ糞料ニ處ス

第二十一條 鑛業法施行細則第二條乃至第八條、第十一條乃至第十四條、第十六條、第十六條ノ二、第十七條、第二十一條乃至第二十五條、第二十六條、第二十九條乃至第三十一條、第三十四條、第三十六條ノ二、第三十七條、第四十條、第四十一條、第四十三條、第五十四條、第五十七條乃至第六十三條、第六十八條乃至第七十條、第七十三條、第七十七條、第七十八條ノ規定ハ砂鑛業ニ關シテ之ヲ準用ス

◎商工省令第四十四號

鑛業登録令施行細則中左ノ通改正ス
昭和十六年五月十四日

商工大臣 豊田貞次郎

第三十二條第三項中「鑛業法第三十一條、第三十六條又ハ昭和九年法律第三十七號附則第三項若ハ第六項」ヲ「鑛業法第三十二條若ハ第三十六條、昭和九年法律第三十七號附則第三項若ハ第六項又ハ昭和十五年法律第一百號附則第四條第五條若ハ第八條」ニ改ム

第三十八條中「昭和九年法律第三十七號附則第三項」ヲ「昭和九年法律第三十七號附則第三項若ハ昭和十五年法律第一百號附則第四條」ニ改ム

第三十九條第二項中「共同鑛業代表者改定」ヲ「共同鑛業代表者ノ變更」ニ改ム

第四十四條ノ二第一項中「鑛業法第三十一條、第三十六條又ハ昭和九年法律第三十七條、第三十七號附則第三項若ハ第六項」ヲ「鑛業法第三十一條若ハ第三十六條、昭和九年法律第三十七號附則第三項若ハ第六項又ハ昭和十五年法律第一百號附則第四條、第五條若ハ第八條」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十五年法律第一百號附則第十條但書ノ規定ニ依ル試験權ノ存續期間ノ延長ノ登録ハ表示欄ニ之ヲ爲スヘシ

〔參照〕

明治三十八年六月二十一日農商務省令第十八號鑛業登録令施行細則抄錄

第二十二條第二項

表示欄ニハ鑛業權ノ表示ヲ爲シ、其ノ變更消滅及鑛業法第三十一條、第三十六條又ハ昭和九年法律第三十七號附則第三項若ハ第六項ノ規定ニ依リ鑛區ノ重複シタル場合ニ於ケル鑛業權ノ制限ニ關スル事項ヲ記載シ表示番號欄ニハ表示欄ニ登録事項ヲ記載シタル順序ヲ記載スヘシ

第三十八條 鑛業權ノ設定變更、表示ノ變更又ハ昭和九年法律第三十七號附則第三項ノ場合ニ於テ鑛種名更正ニ依ル表示ノ更正ノ登録ヲ爲ス場合ニ於テ登録用紙中表示欄ニ爲シタル登録ノ末尾ニ鑛區圖綴込帳ノ冊數及丁數ヲ記載スヘシ

第三十九條第二項

共同鑛業代表者改定ノ届出又ハ指定アリタルトキハ前項ニ準シテ其ノ登録ヲ爲シタル後前ノ代表者ノ表示ヲ朱抹スヘシ

第四十四條ノ二第一項

鑛業法第三十一條、第三十六條又ハ昭和九年法律第三十七號附則第三項若ハ第六項ニ依ル鑛業權ノ設定又ハ變更ノ登録ヲ爲ストキハ其ノ旨ヲ記載シ且他ノ鑛業權ノ登録番號ヲ表示シテ之ヲ重複ノ關係ヲ有スル旨ヲ記載シ他ノ鑛業權ニ付テハ其ノ登録用紙中表示欄ニ鑛業法第三十一條又ハ第三十六條ニ依ル鑛業權ノ登録番號ヲ表示シ之ヲ重複ノ關係ヲ有スル旨ヲ記載スヘシ

◎商工省令第四十五號

鑛業警察規則中左ノ通改正ス
昭和十六年五月十四日

商工大臣 豊田貞次郎

第七十九條乃至第八十二條ヲ削リ第八十三條ヲ第七十九條トシ同條中「第七十九條乃至第八十二條ノ規定ヲ除クノ外」ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和四年十二月十六日商工省令第二十一號鑛業警察規則抄錄

第七十九條 本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタル者ハ鑛業法第三百三條又ハ第四百四條ノ法定代理人又ハ鑛業權者ヲ除クノ外三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金若ハ糞料ニ處ス

本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタル者鑛業法第三百三條又ハ第四百四條ノ法定代理人又ハ鑛業權者ナルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ糞料ニ處ス

第八十條 本則ノ規定ニ依リ從業者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ直接ノ監督者ハ百圓以下ノ罰金又ハ糞料ニ處ス但シ監督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八十一條 鑛業法施行細則第五十四條ノ規定ニ依リ鑛業代理人ヲ選任シタルトキハ鑛業權者又ハ法定代理人ニ適

用スヘキ本則ノ罰則ハ之ヲ鑛業代理人ニ適用ス但シ其ノ
權限ニ屬セサル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第八十二條 技術管理者ヲ選任シタルトサハ鑛業權者又ハ
其ノ法定代理人若ハ鑛業代理人ニ適用スヘキ本則ノ罰則
ハ之ヲ技術管理者ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セサル事項
ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第八十三條 本則ハ第七十九條乃至第八十二條ノ規定ヲ除
クノ外國ノ鑛業ニ之ヲ適用ス

◎商工省令第四十六號

石炭坑爆發取締規則中左ノ通改正ス
昭和十六年五月十四日

商工大臣 豊田貞次郎

第三十條乃至第三十三條ヲ削リ第三十四條ヲ第三十條トシ
同條中「第三十條乃至第三十三條ノ規定ヲ除クノ外」ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和四年十二月十六日商工省令第二十二號石炭坑爆發
取締規則抄録

第三十條 本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル處
分ニ違反シタル者ハ鑛業法第百三條又ハ第百四條ノ法定
代理人又ハ鑛業權者ヲ除クノ外三月以下ノ懲役若ハ禁錮

又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ニ違反
シタル者鑛業法第百三條又ハ第百四條ノ法定代理人又ハ
鑛業權者ナルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 本則ノ規定ニ依リ從業者ヲ罰スヘキ場合ニ於
テハ其ノ直接ノ監督者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
但シ監督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第三十二條 鑛業法施行細則第五十四條ノ規定ニ依リ鑛業
代理人ヲ選任シタルトキハ鑛業權者又ハ其ノ法定代理人
若ハ鑛業權者又ハ其ノ法定代理人ニ適用スヘキ本則ノ罰
則ハ之ヲ鑛業代理人ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セサル事
項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 技術管理者ヲ選任シタルトキハ鑛業權者又ハ
其ノ法定代理人若ハ鑛業代理人ニ適用スヘキ本則ノ罰則
ハ之ヲ技術管理者ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セサル事項
ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 本則ハ第三十條乃至第三十三條ノ規定ヲ除ク
ノ外國ノ鑛業ニ之ヲ適用ス

◎商工省令第四十七號

産金法施行規則中左ノ通改正ス
昭和十六年五月十四日

商工大臣 豊田貞次郎

第十七條中「及第六十八條乃至第七十一條」ヲ「第六十八條
第六十九條及第七十一條」ニ改ム

第二十七條中「鑛業法施行細則第六十一條、第六十三條又
ハ第七十條」ヲ「鑛業法施行細則第六十三條又ハ第七十條」

ヲ「鑛業法施行細則第六十一條又ハ第六十三條」ニ「二十五
圓以下ノ罰金」ヲ「百圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十二年八月二十四日商工省令第十六號産金法施行
規則抄録

第十七條 鑛業法施行細則第四條、第六條、第五十八條乃
至第六十三條及第六十八條乃至第七十一條ノ規定ハ金鑛
業者ニ非サル金製鍊業者ニ關シ之ヲ準用ス

第二十七條 第十七條ノ規定ニ依リ準用シタル鑛業法施行
細則第六十一條、第六十三條又ハ第七十條ノ規定ニ違反
シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス



参 考

説 解

鑛業法施行細則及砂鑛法施行 細則等の改正に就いて

鑛産資源の徹底的開發を期する意圖の下に斷行せられた
鑛業法並に砂鑛法の改正は、第七十五回帝國議會の協賛を
經て鑛業法中改正法律及砂鑛法中改正法律として既に昨年
四月六日公布せられたのであるが、之が施行には各般に涉

る複雑なる附屬勅、省令の改正を必要とする關係上約一年
の日數を其の準備の爲に費したのであつた。
然るに今や附屬の勅、省令の改正も既に成り、愈々兩改
正法律は附屬法令と共に六月一日より之が施行を見ること

なつたのである。仍て改正法律運用の規律たる附屬勅、省令の解説を爲し参考に資したいと思ふ。

附屬法令中鑛業法施行細則及砂鑛法施行細則に付ては、鑛業法砂鑛法の改正に伴つて必要的に改正を加へた部分の外手續の簡易化並に合理化等の目的の下に相當廣範圍な改正が加へられてゐる、其の他登録令、登録令施行細則、鑛業警察規則、石炭坑爆發取締規則及産金法施行規則等は概ね本法たる鑛業法の改正に伴ひ必要的に變更を加へたものである、改正の主要なる點は次の如きものである。

鑛業法施行組則

一、願書の差出方法

第二十一條及第七條の舊規定に依れば試掘又は採掘の願書及出願地又は鑛區の増減の願書は總て書留郵便で差出すべきことを規定し、其の差出の日は郵便物の封皮に記載の消印記號の最終の日は差出したるものと看做されてゐるのであるが、例外として、郵便物受取證に依つて其の差出日時の證明を爲せば、其の日時に願書を差出したるものと看做されて居つたのであるが、通信官署の書留郵便の受領證發行の取扱が従前と異り、受領證には日附印の押捺でも單に日附の記入でも、何れにても差支へないこととなつた爲に、郵便物受領證には、前記の様場合に正確なる差出日附の證明が出來ぬこととなるから、第二十一條の規定

を改め、願書は總て引受時刻證明郵便に依ることとし、同時に第七條を改めて、書面又は圖面を引受時刻證明郵便にて差出したる場合は別として其の他の場合は消印記號に依り、若し消印記號が脱落又は不明の場合は從來通郵便物受領證に依つて差出日時を知ることとしたのである。引受時刻證明郵便は當該郵便物の封皮に引受時刻を記載し、同時に引受時刻を記載したる受領證を郵便物差出人に交付することとなつて居る（郵便規則第一四八條）

二、鑛區圖の提出葉數と其の様式
從來鑛區圖の提出葉數は様式第十四號中に規定され、試掘は四葉採掘は五葉であつたが、今回事務處理の進捗を期し各一葉を増加すると共に（第十九條第一項）鑛山監督局長が必要と認めたる時は相當の期限を附して、更に五葉を限つて其の提出を命じ得ることとし（第十九條第二項）此の命令の懈怠に對しては其の出願を却下することとした（第三十九條五の三）次に鑛區圖の記載事項中「出願地ヨリ五十間以内ニ於ケル他ノ鑛區トノ關係」の圖示及小字界の圖示並に圖面の着色を要せざることとした（第十九條第一項及様式第十四號）

三、鑛業出願の許可決定通知書受領後に於ける出願其の他制限
鑛業出願の許可決定通知書受領後に於ける制限は、從來は出願地の増減と鑛種名の更正の出願の制限に過ぎなかつ

たが今回更に試掘出願を採掘出願に、採掘出願を試掘出願に轉換すること及出願人の名義の變更をも認めぬこととし（第二十九條の二）若し此の制限に抵觸する出願又は届書を差出したる場合は不受理處分を爲すこととした（第三十八條八の三）

四、鑛區間の間隔地

從來他人鑛區に隣接して鑛區を設定せんとするときは、中間に十間以上の距離の存置を必要とした（尤も隣接鑛業權者の承諾を受けたときは此の限でない）而して鑛山監督局長が鑛業の監督上又は鑛利保護の爲、十間距離の延長又は減縮を必要とする場合は、相當の期限を附して出願地の増減區命令が出來ることとなつて居つた、右の様鑛區間に十間以上の間隔を必要とした理由は、主として警察上の見地に於ける危害防止の必要に出でたものであるが、劃一的に鑛區間に十間以上の距離を存置することは、鑛利保護の見地からすれば、資源開發を喫緊の要務とする、今日最早容認し得ざる處であり、危害防止の點より見ても採掘に付ては施業案、試掘に付ては設計書を活用することに依り十分其の目的を達成出來るものと思はれる。

斯様な視野に於て今回の改正に於ては原則として鑛區間の十間々隔地は今後原則として之を存置せざることとした、只鑛業の監督上どうしても相當の距離の存置を必要とする場合は、其の隣接する鑛區が自己名義なると他人名義なる

とを問はず、鑛山監督局長は相當の期限を附して出願地の減區を命じ得ることとし（第十八條第一項前段）鑛區が密接せざるも其の距離が仍寡少なる場合も同様とした（第十八條第一項後段）右の場合と反對に鑛業出願人に於て鑛區との間に相當の距離を存し出願したる場合、鑛利保護上其の距離の減縮を必要と認むるときは、鑛山監督局長は出願人に對し相當の期限を附して出願地の増區を命ずることを得る（第十八條第二項）此の場合増區の結果鑛區と密接する場合と増區を爲すも、仍相當の距離を存する場合とがあり得ることは當然である。

尙本則施行の際既に存する鑛區間の間隔地に付ては、經過規定を設けて本則施行の際現に隣接する鑛區及改正法律施行前に爲したる鑛業法第三十三條の二の規定に依る出願地、改正法律施行前十日以内に試掘權の存續期間満了したる場合に於て爲したる鑛業法第三十三條の二の規定に依る出願地並に本則施行前試掘權存續期間中同種の鑛物に付爲したる採掘出願地の中舊試掘鑛區に該當する部分に付て、舊第十八條の規定に依る距離の存する場合は本則の改正規定の施行の日より、六月以内に増區の出願を爲せば、其の鑛區又は出願地に達する距離の半に至る區域に付ては、他の鑛業權者又は出願人に對し優先權を有することとした（第四百四條第一項）尤も鑛業監督上仍相當の距離の存置を必要とする場合も豫想せらるるので、第十八條の改正規定の

適用を妨げることとした(同條第三項)

五、施業案

從來施業案は届出制であつたが、鑛業法第四十四條第一項の改正に依り認可制度となつた爲、本則中に其の認可申請手續を規定した、即ち施業案の認可を申請せんとする者は様式第十九號に準じて調製したる施業案に、其の説明圖面を添附して鑛山監督局長に差出すことを要するのであつて(第四十四條第一項)一度認可を受けたる施業案を變更せんとする場合に於ても、更に其の變更の認可を受くべきこととは言ふ迄もなく(鑛業法第四十四條第一項後段)此の場合に於ては、變更の理由を詳記したる書面の添附をも必要とする(第四十五條)又鑛山監督局長が鑛業法第四十五條の規定に依つて施業案の變更を命ずるには、少くとも三十日以上(第四十六條)尙舊規定に依りて届出を爲したる施業案に付ては、經過規定(本法附則第十三條)に依り本法に基き認可を受けたるものと看做したのである。

六、鑛業代理人

鑛業権者が自ら鑛業を管理せざるときは、鑛業代理人を選任し、之を鑛山監督局長に届出づべきことは從來も同様であるが、今回の改正に於て其の變更の場合に於ても届出を要することとした、而して今回更に一項を追加し(第五

十四條第三項)鑛山監督局長が必要ありと認むるときは、既に選任して届出を爲せる鑛業代理人の變更を當該鑛業権者に命じ得ることとした、此の命令の内容は鑛山監督局長が直接鑛業代理人を解任するものでなく、當該鑛業権者に對し、其の變更を爲すべき義務を課するものなることは言ふ迄もない。

七、異種鑛物の許可通知

鑛業法第三十一條の規定が改正せられ從來は鑛山出願地が他人の異種の鑛物の鑛區と重複する場合は、鑛山監督局長は一應其の鑛業権者に通知し、當該鑛業権者が六十日の法定期間内に、自ら出願を爲せば優先権を有することゝせられて居つたのであるが今後は他人の鑛業に妨害なき場合は原則として先願順に許可を與ふることゝなつた、尤も此の重複して許可せられた鑛業権者が實際稼行するに當つては、兩者の事業の圓滑なる遂行を期する爲、既許可鑛業権者の承諾を必要とすることとした、其の結果重複出願の許可決定通知の際、其の承諾を受くべき被重複鑛區の登録番號、鑛種名、鑛業権者の氏名又は名稱及住所並に其の重複範圍を併て通知することとした、右の重複範圍は區域の關係なるを以て、鑛區圖に之を表示して通知するものである(第三十六條)而して又一方其の出願が登録せられたる場合に於ては、

既に許可せられある鑛業権者に、其の鑛區に重複して異種の鑛物を許可したることを通知することとした、通知事項は大體前記の通知と同様であるが、只其の重複範圍に付ては重複鑛業権者が稼行の際に必ず承諾を受くるものなるを以て、其の通知の必要なきものと認め之を省略した、特に本條を設けて登録後に通知を爲すこととしたのは、登録税不納に依り出願が却下せらるゝ場合も豫想せらるるからである。

八、罰則

從來本則の罰則は一律に二十五圓以下の罰金であつたが他の産業法規との均衡上之を強化し、三月以下の懲役又は百圓以下の罰金及百圓以下の罰金又は料料の二階級と爲した。

九、その他

其の他追加鑛物に關する既得権利者の出願、其の他に關して必要な經過規定を設けた。

砂鑛法施行細則

一、出願地内の土地所有者及其の他の権利者に關する調査從來砂鑛出願地が他人の所有に係るときは砂鑛法第九條の舊規定に依つて、其の所有者の承諾を必要とし、一方土地所有者は自ら砂鑛權の出願を爲さざる限り其の承諾を拒

み得ないことゝせられてゐたが、今回の砂鑛法の改正に依り、向後は砂鑛出願があつた場合は、鑛山監督局長は其の出願地に於ける土地所有者、地上権者、永小作権者及土地に對し使用する権利を有する者に之を通知することゝなつた即ち承諾に代ふるに通知を以て足ることゝしたのであつて鑛業出願の場合と同様土地所有者の優先権は之を認めざることゝなつた。

斯る本法の改正に伴ひ出願地内の土地所有者其の他の権利者の調査に付て鑛山監督局長が必要ありと認むるときは砂鑛出願人に相當の期限を付して各権利者の氏名其の他を記載したる書面の差出を命じ得ることゝし(第一條)不實の記載を爲したる書面の提出に對しては罰則を以て臨み(第二十條の二)又期限の懈怠に對しては、砂鑛出願を却下することゝした(第十條十一)

二、砂鑛業警察

從來砂鑛法は鑛業法第四章第七十二條及第七十四條の規定、即ち危害防止及鑛業權消滅に於ける警察に關する規定のみを準用してゐたが、今回第四章全條即第七十一條乃至第七十四條を準用し、右の規定に基く命令たる鑛業警察規則中必要な規定を本則中に準用し、以て砂鑛業警察規定とした、

① 施業案

砂鑛業は其の規模が漸次擴大されつゝあるもので、今回の砂鑛法の改正に依り、鑛山監督局長必要ありと認むるときは、命令の定むる所に依り砂鑛權者に施業案を定め其の認可を受くべきことを命じ得ることとした(砂鑛法第十六條の三)認可申請手續等は鑛業の場合と大體同様であるから(第十一條の二乃至第十一條の五)説明を省略する。

② 技術管理者及保安係員

鑛業法中鑛業警察に關する規定準用の結果、鑛山監督局長が必要ありと認むるときは、技術管理者及保安係員の選任を命ずることを得る旨の規定を追加した(第十九條の二)而して其の資格及職務に關し鑛業警察規則を本則に於て準用した次第である(第二十一條)

③ 其他

尙罰則其他に付ても改正を爲したる點あるも、鑛業法施行細則と同様なるを以て説明を省略する。

登録令關係

鑛業法中改正法律第二十條の改正規定に依れば、死亡に因る共同鑛業權者の脱退は登録を要せずして放力を生ずることとなつたので、其の事實と鑛業原簿の記載を一致せしむる爲、殘存共同鑛業權者のみにて其の登録の申請を爲し得ることとした(第十一條)尙鑛業法中改正法律附則第十條

の規定に依り、其の登録に關しては前に勅令が公布せられ商工大臣は昭和十五年法律第二百一號附則第十條の規定に振り試掘權の存續期間を延長するときは、鑛業法第十九條の規定に依る登録を命ずることとせられた。

登録令施行細則

鑛業法中改正法律に於て法定鑛物を追加し、現に之等の鑛物の掘採する者が鑛業の出願を爲したるときは、之に優先權を與へることとした結果、所謂二重鑛區を生ずることあるに付、此の場合鑛業原簿に其の重複關係を記載すべきことを規定した(第二十一條)改正法の認めたる試掘期間の延長の登録の記載方法をも附則中に之を規定した。

鑛業警察規則及石炭坑爆發取締規則

鑛業警察規則第七十九條及石炭坑爆發取締規則第三十條の規定に於ては、各本則違反に對する鑛業權者及法定代理人の罰則を定め、鑛業警察規則第八十一條、第八十二條石炭坑爆發取締規則第三十二條、第三十三條の規定は鑛業權者の負ふべき罰則が原理として鑛業代理人又は技術範理者に轉嫁せらるべきことを規定したが、今回の鑛業法の改正に依り兩規則違反に對する罰則を強化する爲に之を鑛業法の本法中に規定すると共に本法の違反行爲に對しては技術者管理固有の義務違反を除き、鑛業權者を自己の指揮に出でざるの故を以て、其の處罰を免れ得ることとなつたの

で、鑛業警察規則第七十九條乃至第八十二條及石炭坑爆發取締規則第三十條乃至第三十三條の規定は之を削除した。

産金法施行規則

産金法施行規則第十七條の規定に於て準用する鑛業法施行細則第七十條、即ち訴願及訴訟提起の場合、七日以内に其の旨鑛山監督局長に届出を爲すべき規定は今回鑛業法施

行細則の改正に依り削除せられたので、本則第十七條中同條の準用を削り、又第十七條に於て準用する鑛業法施行細則第六十一條及第六十三條の規定違反に對する罰則は今回の改正に依り「百圓以下ノ罰金又ハ科料」に加算せられたるを以て、之と同様に刑を高めたものである。

石炭輸送對策協議會創立

— 本部を東京(日本石炭會社内)に設置 —

豊田商相は五月二日の定例閣議に於て曩に決定を見た物動計畫の第一四半期の暫定計畫に關聯する生産力擴充並に輸送力増強について發言し、特に當面の般復對策に關し政府全體として何等かの措置を講ずべきを要請し各相の協力を求め、更に商工省に於ても省議を開き輸送力の増強に關し種々對策を考究中であつたが、最も船腹を必要とする石炭の輸送に就ては一元的統制機關を通じて海運統制組合との間に配給計畫の圓滑なる運用を期せしむべく、右機關の設置方を日本石炭會社に懇望の結果、愈々石炭出荷統制機關として石炭輸送對策協議會の創立を見ることとなり五月

十六日午後二時より日本石炭會社に於て創立總會を開催、商工省より東燃料局長官、津田石炭部長並に企畫院、遞信

省關係官、民間側より日本石炭、三井、三菱その他内地主要生産業者出席、松本日炭社長の設立經過報告の後、協議會規則並に出荷統制規定を附議可決、次で東燃料局長官の指名により常任委員として三井物産、三菱鑛業、明治鑛業、貝島炭礦、住友鑛業、古河鑛業、沖ノ山炭礦、互助會石炭會社を選任、午後四時散會した。

猶同協議會は本社を東京(日本石炭會社内)に置き支部を全國主要積揚地に置くことになつてゐる。

△石炭輸送對策協議會規則

第一條 本會ハ石炭輸送對策協議會ト稱ス
第二條 本會ハ石炭配給ノ適正圓滑ナル遂行ヲ期スル爲業者相協力

シ輸送力ノ確保並ニ輸送及荷役ノ能率増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ利條ノ目的ヲ達成スル爲燃料局指導監督ノ下ニ左ノ事項ニ付協議實施スルモノトス

一、石炭配給計畫ニ基ク要輸送量ノ決定並ニ船車ノ確保

二、石炭輸送計畫ニ基ク出荷ノ統制

三、關係官廳及海運中央統制輸送組合其他輸送關係機關ニ對スル連絡及折衝

四、荷役施設ヲ有效利用其他輸送及荷役ノ能率増進ニ關シ必要ナル事項

第四條 本會ハ本部ヲ東京市ニ支部ヲ重要積揚地ニ置クモノトス

第五條 本會ハ日本石炭株式會社、指定會社及指定團體並ニ生産業者、輸移入業者、販賣業者又ハ其ノ團體ニシテ本會ノ指定シタルモノヲ以テ組織ス

第六條 日本石炭株式會社ヲ本部ノ幹事トス

第七條 幹事ハ本會ヲ代表シ會議ヲ召集其他一般會務ヲ處理スルモノトス

第八條 本會ハ會務ニ參照セシムル爲本部ニ常任委員若干名ヲ置ク

常任委員ハ總會ニ於テ之ヲ會員中ヨリ選任ス

第九條 本會ハ必要アルトキハ特別ノ事項ニ付審議スル爲メ特別委員會ヲ設置ス

調整出荷ノ刺當、荷役施設ノ有效利用、輸送及荷役ノ能率増進其他計畫遂行ニ必要ナル事項ヲ協議實施スルモノトス

第七條 會員ハ出荷實績、配船決定狀況其他協議會ノ必要ト認ムル事項ヲ遲滞ナク報告スルモノトス

第八條 協議會ハ必要アリト認ムルトキハ前各條ニ準ジ陸上輸送ニ關シ關係官廳ト折衝其他必要ナル事項ニ付キ協議實施スルモノトス

第九條 輸移入炭ニ關シテハ本規程ニ依ラズシテ別途協議實施スルコトヲ得ルモノトス

△石炭輸送對策協議會々々員

- 三菱 礦業株式會社
- 三井 礦山株式會社
- 北海道炭礦汽船株式會社
- 明治 礦業株式會社
- 貝島 礦業株式會社
- 住友 礦業株式會社
- 古河 礦業株式會社
- 麻生 礦業株式會社
- 杵島 礦業株式會社
- 東邦 炭礦株式會社
- 沖ノ山炭礦株式會社
- 東見初炭礦株式會社
- 磐城炭礦株式會社
- 入山探炭株式會社

員會ヲ設置スハコトヲ得

第十條 本會ハ本部ニ於テハ毎月一回定期ニ其他必要ニ應ジ支部ニ於テハ必要ニ應ジ臨時總會ヲ開催スルモノトス

第十一條 本會ハ第三條ニ掲グル事項ヲ實施スル爲メ必要ナル規定ヲ定ムル事ヲ得

第十二條 本會ノ會員ハ前條ノ規程其他本會ニ於テ決定シタル事項ヲ遵守スルモノトス

△石炭出荷統制規定

第一條 石炭輸送對策協議會以下協議會ト稱スハ石炭配給ノ適正圓滑ナル遂行ヲ期スル爲メ輸送力ノ確保並ニ輸送及荷役ノ能率増進ヲ圖ルノ目的ヲ以テ本規程ノ定ムル所ニ依リ出荷ノ統制ヲ行フモノトス

第二條 會員ハ石炭配給計畫ニ基ク各自ノ半期、四半期、月別ノ産炭地別、積地別、仕向地別、汽船、帆船別要輸送數量ヲ當該月ノ前々月末日迄ニ協議會ニ提出スルモノトス

第三條 協議會ハ會員ノ提出シタル前條要輸送數量ヲ綜合シ遲滞ナク燃料局ニ提出スルモノトス

第四條 協議會ハ關係官廳ニ於テ決定セラレタル海上輸送計畫ニ基キ業者別、積地別、仕向地別出荷計畫ヲ作成スルモノトス

前項ノ出荷計畫ハ總會ノ議ヲ經テ決定スルモノトス

第五條 協議會ハ所要船腹ノ確保其他計畫ノ作成及遂行ニ必要ナル事項ニ付キ關係官廳及海運中央統制輸送組合其他關係輸送機關ト連絡折衝スルモノトス

第六條 協議會ハ第四條ノ海上輸送計畫並ニ出荷計畫ニ基キ配船ノ

昭和 礦業株式會社

松浦 炭礦株式會社

三井 物産株式會社

三菱 商事株式會社

日鐵 礦業株式會社

北海道石炭販賣株式會社

常磐 石炭株式會社

宇部 石炭株式會社

互助會 石炭株式會社

西部 石炭株式會社

筑豐 採炭組合

日滿 商事株式會社

華北石炭販賣株式會社

開瀾炭販賣株式會社

有川 商事株式會社

東光 商事株式會社

株式會社 安宅商會

佛印炭配給統制組合

樺太石炭株式會社

朝鮮無煙炭配給統制組合

日本石炭株式會社

坑木用材集荷配給機構

本會ではかねて坑木の圓滑なる配給に腐心し昨年九州坑木協會の設立にも眞つ先之に参加し又これまで幾度となく上京陳情を行つて來たが、去る四月十八日の農林省山林局より九州炭礦に對する坑木用材集荷配給機構に關する試案が提出されたので本會資材部では慎重に凝議した結果、農林省案に全面的に賛成であるが、中小炭礦の實狀よりみて少しく改正して貰ひたい箇所があつたので意見書を添へて山林局へ提出した。

九州炭礦ニ對スル 坑木用材集荷配給機構ニ關スル件

農林省試案 山林局一六、四、一八

第一方針

坑木用材ノ供出ヲ確保シ、價格ノ公正ヲ圖ル爲差當リ（地方木材株式會社ノ機構充實ヲ見ル迄）日本木材統制株式會社（又ハ日本木材株式會社）及坑木商ノ團體並ニ山林會ヲ以テ集荷配給機構ヲ樹立セントシ右機構ニ依ル運營ハ坑木ノ公定價格ノ指定ノ日ヨリ開始ス

第一要項

- 本方針實施ノ機構大要左ノ通トス
- 一、九州大口炭礦ノ坑木納入商ハ出材縣毎ニ何々縣坑木供出組合ヲ組織スルコト
- 二、九州小口炭礦ノ坑木納入商ハ一括シテ坑木協會ヲ組織スルコト
- 三、坑木供出組合及坑木協會ハ九州坑木供出組合聯合會ヲ組織シ聯絡協調ヲ計ルコト
- 四、政府ハ出材府縣ニ坑木生産割當ヲ行フモノトスルコト
- 右生産割當ハ各縣坑木供出組合ト坑木協會トニ區分シテ之ヲ行ヒ（但シ山林會ノ取扱フベキ數量ヲ含ム）前者ニ付テハ各炭礦別ノ配分ヲ明カニスルト共ニ日本木材統制株式會社及炭礦ニ通知スルモノトスルコト
- 五、大口炭礦ニ付テハ左ノ通トスルコト
- ① 大口炭礦ハ日本木材統制株式會社ニ坑木用材ノ發註ヲ爲スコト
- ② 各縣坑木供出組合ハ四、ノ割當數量ノ範圍内ニ於テ國及府縣ノ間伐獎勵補助ニ依ル間伐材以外ノ出材

山林局試案ニ對スル互助會案

（昭和十六年五月五日）

第一方針

坑木用材ノ提出ヲ確保シ價格ノ公正ヲ圖ルタメ差當リ（地方木材株式會社ノ機構充實ヲ見ル迄）日本木材統制株式會社（又ハ日本木材株式會社）及坑木商ノ團體並ニ山林會ヲ以テ集荷配給機構ヲ樹立セントス

第二要項

- 本方針實施ノ機構大要左ノ通トス
- ① 九州炭坑ニ納入スル坑木商ニシテ他縣ニ生産實績ヲ有スルモノハ出材縣毎ニ〇〇縣坑木供出組合（假稱A組合トス）ヲ組織スルコト
- ② 九州炭坑ニ納入スル坑木商ニシテ他縣ニ生産實績ヲ有セザルモノ又ハ九州炭坑ニ納入實績ハ有セザルモ生産實績ヲ有スルモノ（又ハ組合）ヲ以テ所屬縣毎ニ組合ヲ組織スルコト（假稱B組合トス）
- ③ A組合及B組合ニ依リ組織サレタル組合ハ日本木材統制株式會社ノモトニ聯合會ヲ組織シ聯絡協調ヲ計ル

- ニ付縣及縣木聯ト緊密ナル聯絡ノ上發驛「ホーム」
- （又ハ港棧橋）渡價格ヲ以テ日本木材統制株式會社ニ仕切ヲ爲スモノトスルコト
- ③ 山林會ハ縣ノ指導監督ノ下ニ國及府縣ノ間伐獎勵補助ニ依ル間伐材ノ販賣斡旋ヲ行ヒ發驛「ホーム」（又ハ港棧橋）渡價格ヲ以テ日本木材統制株式會社ニ仕切ヲ爲スモノトスルコト
- ④ 日本木材統制株式會社ハ各縣坑木供出組合ハ山林會ニ對シ夫々ノ出材ニ係ル坑木ノ納入ヲ委託スルコト
- ⑥ 清算ハ日本木材統制株式會社ト大口炭礦トノ間ニ於テ之ヲ行フモノトシ其ノ最終販賣價格ハ豫定「プール」價格ニ依ルコト
- 六、小口炭礦ハ坑木協會及協會員並ニ出材縣ト連絡シテ左ノ方法ニ依リ供出ヲ確保スルコト
- ① 坑木協會員ハ縣及縣木聯ト緊密ナル聯絡ノ上四、ノ割當數量ノ範圍内ニ於テ各小口炭礦別ノ供出數量ヲ小口炭礦ト協調シテ配分スルコト
- ② 坑木協會員ノ小口炭礦ニ對スル販賣價格ハ五ノ⑥ノ豫定「プール」價格ノ範圍内ニ於テ別途定ムルコト

- コト
- ④ 政府ハ出材府縣ニ坑木生産割當ヲ行フモノトスルコト右生産割當ハA組合及B組合ニ區分シテ行ヒ(但シ山林會ノ取扱フベキ數量ヲ含ム)前者ニ付テハ各炭礦別ノ配分ヲ明カニスルト共ニ日本木材統制株式會社及炭礦ニ通知スルコト
- ⑤ A組合ニ依リ受入レル炭坑ニ對シテハ左ノ通りトス
- 一、Aノ組合ニ依リ受入レル炭坑ハ日本木材統制株式會社ニ坑木用材ノ發註ヲナスコト
 - 二、A組合ハ④ノ割當數量ノ範圍内ニ於テ國及府縣ノ間伐獎勵設備補助ニ依リ間伐以外ノ出材ニ付キ縣及縣木聯ト緊密ナル聯絡ノ上發註ホーム(又ハ港棧橋)渡價格ヲ以テ日本木材統制株式會社ニ仕切ヲナスモノトスルコト
 - 三、山林會ハ縣ノ指導監督ノ下ニ國及府縣ノ間伐獎勵補助ニ依リ間伐材ノ販賣斡旋ヲ行ヒ發註ホーム(又ハ港棧橋)渡價格ヲ以テ日本木材統制株式會社ニ仕切ヲナスモノトスルコト
 - 四、日本木材統制株式會社ハA組合又ハ山林會ニ對シ夫々ノ出材ニ係ル坑木ノ納入ヲ委託スルコト
 - 五、清算ハ日本木材統制株式會社トA組合ヲ通ジ受入レタル炭坑トノ間ニ於テ行フモノトシソノ最終販賣價格ハ豫定「ブール」價格ニ依ルコト

- ⑥ B組合ヲ通ジ受入レノ炭坑ニ對シテハ左ノ通りトスルコト
- 一、B組合員ハ縣及縣木聯ト緊密ナル聯絡ノ上④ノ割當數量範圍内ニ於テ各契約炭坑別ノ供出數量ヲ該契約炭坑ト協議シテ配分スルコト
 - 二、⑥ノ二、適用セズ
 - 三、⑥ノ三ノ豫定「ブール」價格ノ範圍内ニ於テ別途定ムルコト
- 互助會變更希望の理由
- 一、統制上大口小口炭礦に區分することは本會團體内の二分を意味シ(實際當つて客觀情勢より推移される結果よりして)從來本會に於て育て來た強力な土臺、崩壞の崩し生ずるおそれあり、かゝる危険は極力避けねばならぬので本會案の如く供給者を單位として區分すれば山林局案の趣旨にも合致する
 - 二、山口縣、長崎縣、佐賀縣の各炭礦に於ては大口径炭礦と稱するものにも自縣産のみに依存し居るものあり、殊に山口縣の如きは炭坑使用坑木の九割を自縣産に依存し居る状態なるにも不拘單に大口炭坑なる故を以て自縣産使用のもの迄もブール計算されることは實情に副はないものが本會の案より行けばその間の不合理も解決されるのである
- 要するに生産集荷配給は完全なる統制の前提とするもの

であつて、これが實際上の運営に當るには、政府木材統制會社縣縣木聯炭坑坑木業者が一體とならざる以上實効の擧げぬの言ふまでもないが、中にも實際問題として縣、縣木聯の協力如何がこれが成果を左右するは明らかである

すれば、現在縣及び縣木聯が庇護助成しつつある生産縣單位小坑木業者若くは組合の取扱を縣及び縣木聯との方面に會ふて考案に入れることは、この際緊急必要なことである



彙報

格安是正を懇ふ

常磐無煙炭の特質を強調

常磐石炭會社ならびに常磐炭礦聯合會では日炭の檢炭に關する取締強化により、所屬炭礦の申請せる保證品位と日炭分析試驗結果とにおいて著しい相違を來し、發熱量のごとき殆ど標準規格に對し減少を來してゐるため、日炭の分析に本づく成績によつて買取單價を決定せんか、直ちに諸屬各炭礦のコスト高を更に拍車せしめ赤字續出の危殆に瀕する狀況に陥つた、よつて同社としては日炭の規格賣炭建前からみて嚴重なる規格買取の強行には反對の餘

地なく、豫めてこれが緊急對策を練つた結果、福島縣植田驛以南茨城縣川尻驛に至る産出白煙炭にして、所謂常磐無煙炭の買取價格改訂方を東燃料局長官はじめ日炭、東京、仙臺兩礦山監督局長宛て陳情した、即ち常磐無煙炭は

- 一、家庭用炭として煤煙稀薄なること
- 一、九北炭のクイック、パニニントを補ふスロー、パニニングによつて混焼用炭の性能を備へること(配合用適性)
- 一、百分の一以下の硫黃分で臭氣を發しないこと(仲銅、食糧工業用に適性)
- 一、火持よく工場用炭に適性

一、關東北の需要市場に近接して輸送上の不安がない等諸性能を認め「覺の書」を提出、カローリおよび灰分による規格のほかに炭質による性能をも勘考して買取価格を取決められたといふに、殊に殆ど同一の用途にある宇部炭の標準単價に比し常磐炭の格安是正を要望してゐる、即ち同一の發熱量を有するものにして宇部炭に比し常磐炭の標準單價は左のごとく格安である。

發熱量	塊	粉
カローリ	一・八五	一・七〇
五七〇〇	一・七五	一・八〇
五五〇〇	一・六〇	一・九〇
五二〇〇	一・四〇	一・〇〇
五〇〇〇	一・四〇	一・〇〇
四七〇〇	一・四五	一・〇〇
四五〇〇	一・四五	一・〇〇
四二〇〇	一・〇五	一・一〇
三九〇〇	一・五五	一・二〇

(但し△印格高)

常磐石炭總會

常磐石炭株式會社では五月二十七日午前十一時より東京丸の内中央亭に第二回定時總會を開き、古賀社長以下各重役株主出席第一號議案 昭和十五年下期營業報告、貸借對照表、財産目錄損益計算書承認利益處分案(年六分配當)

を一括上提、何れも原案通り承認可決、次いで、を五百名以内とするもので、これも異議なく承認、依つて第二號議案 取締役補缺並に増員に依る選舉の件 第三號議案 監査役補缺並に増員に依る選舉の件を相次いで上提、選舉の結果左の如く決定、最後に第四號議案 統制規約一部變更の件を上提、これも原案通り承認決定して正午過ぎ散會した

- 役員(○印新任)
- 社長 古賀 春一
 - 専務 岡部 正樹
 - 取締役 岩崎 清七
 - 中野 友禮
 - 池野 實
 - 菊池 實
 - 戸部 光實
 - 小田 吉次(前監査役)
 - 山口 浩(同上)
 - 岩川 與助(大日本炭礦専務)
 - 松平 安彦(常磐石炭販賣會社社長)
 - 渡邊 寛一郎(中郷無煙炭礦社長)
 - 上田 長一(上田炭礦社長)
 - 水野 一壽(壽炭礦社長)
 - 青木 均一(品川白煉瓦社長)
 - 山添 次七(山添炭礦社長)
- なほ同社ではこれまで常務取締役を置いてゐたが、役員増員を機に常務制を廢止することとなつた、また辭任をみた役員は園本平

次郎(常務)尾藤憲祐(監査)の兩氏である。

標準炭價、最低熱量

—宇部炭に比し共に冷遇—

常磐無煙炭標準炭價改定御願 世間では一口に常磐炭とは常磐炭田など申してゐるやうであります、地方民はむろんのこと私たち業者の間では、昔からこの炭田を無煙炭田と有煙炭田とに截然と區別して來てゐるのであります、そのうち有煙炭田は、福島縣湯本驛以北一帯を指し、無煙炭田は植田驛以南、茨城縣川尻驛に至る東北二十五キロ、東西五キロに跨る地帯を含むものであります、地域的に主として茨城縣に位置するところから別に茨城無煙炭とも稱せられ、またこの區域から産出する石炭は、茨城無煙炭とも稱せられて居るのであります

常磐無煙炭は純粹の無煙炭ではありませんが、福島縣湯本驛以北から産出する石炭、乃至一般の有煙炭と甚だしく性能を異にして居りまして、燃焼の際、黒煙を發せず、稀薄な白煙炭の稱すら與へられて居るのであります、また灰分少く、火持ちのよいことなど純無煙炭に近い特質を持つて居るのであります、常磐無煙炭發達の歴史を顧みますと、確か明治二十三年の頃、内閣印刷局を始めとして、東京に於てボイラーを使用する者が漸く多くなり、これから發する煤煙のために帝都の美觀を害すること甚だしかつたのでこれを憂慮した時の御當局および先覺の土犬井卓、林有藏、竹内綱、淺野總一郎の諸氏が、一般の有煙炭に比べて非常に煤煙

の少い茨城無煙炭に目をつけ、當時、小規模ながら諸所に於て地方的に採掘せられて居つたものを統合し、組織的に經營開發することになつたものであります、爾來、幾變轉はありましたが、今日では既に年産百二十萬噸に及びます、増産の傾向を示すと共に、京濱を中心とする關東北一圓に於ける産業及び家庭用炭として、抜くべからざる地歩を占めてゐる現狀であります、この間、大阪が煤煙の都と稱せられるに比し、東京が大して煤煙禍を蒙らず美觀を保持し、市民の衛生を害すること少くして済まされてゐるのは、或る程度、常磐無煙炭の持つ特性のお蔭であると私たち常磐石炭聯合會は固く信じて居るのであります、常磐無煙炭の特性、或は性能に就いては別に「覺の書」及び灰分比較表のなかに認めてあります通りでございますが、昨年十月から實施せられました、規格買炭に據りますと、主に熱量(カローリ)を基準として買上價格を決定せられる結果として、常磐無煙炭が由來、帝都を中心として廣く愛用せられて來ました犧牲、すなはち

一、火持ちよく
二、煤煙が稀薄
三、灰分が少い
等の諸點が無視される結果になつて居るのであります、現在の化學分析は、カローリの多寡を分析し得ませんが、各々石炭の持つ性能を適確に算定し計量し得ないからであります、更に常磐無煙炭は從來の市場に於て宇部炭と同格の取扱ひを受け、むしろ火持ちがよく煤煙の少い點などからしますと、一層高く評價されて來たのであります、現在に於ては品位の點に於ても、標準價格の點に於ても宇部炭に比べて甚だしく冷遇されてゐるといふ點であり

ます、すなはち品位の點を申しますと、宇部炭の最低熱量を三、四五〇カロリーとしたが、常磐炭のそれが、三、九〇〇カロリーとされ、標準單價に於ても別紙の通り著しい差別扱ひを受けてゐるのであります、この二つは私たちのどうしてでも諒解することの出来ぬものであります、以上に置きまして、私たちの立場を續々陳情いたしました、繰返して申し上げますならば、火持ちよく煤煙及び灰分の少いことなど、常磐無煙炭の持つ独自の性能に對して、深い御理解と御賢察とを垂れ下さいまして、標準單價を改定し、從來保持してゐた地位を一日も早く回復し得るやうにして頂きたいのであります、標準單價を改正いたしますに就いてはむろゝ種々の御手續を要せられることゝ存するのであります、私たちが生産業者の立場到底、時日の遷延をゆるさない窮状にあることを屬と御考慮下さい、右御詮議御決裁までの暫定御處置として常磐無煙炭を是非とも宇部炭と同格に取扱つて頂きたいのであります、この點も合せて御願ひ申し上げる次第でございます。

常磐炭礦聯合會會長 古賀春一

覺 え 書

常磐無煙炭（通稱は常磐白煙炭とも唱へられてゐるが、概ね福島縣植田縣以南茨城縣川尻驛に至る炭田を一般に常磐無煙炭田と稱せり）

常磐無煙炭の長所

一、家庭用炭 一般有煙炭と趣を異にし煤煙稀薄にして黒色を見ず殆ど白色なるを以て常磐無煙炭、又は白煙炭と稱せられて居るものにして、この故に煙突の掃除費を省き都市の美觀を害せ

ず國民の保健衛生上、好適せる石炭なるため家庭用炭として半世紀この方廣く愛用せられて居り、この事實は皆で特視願に於て實驗済みなり

一、火持よし 然に盡したる後も數時間、多きは十數時間消火せず、そのまゝ火力を保持する點に顯著なる特色を有す、長時間保温を要する浴場等に於て需要多きは之れがためなり

一、臭氣なし 硫黄分の百分の一以下なるを以て燃焼の際殆ど臭氣を發せず伸銅工場、食糧工業等に於て愛用せらるゝ所以なり

一、配合炭 常磐無煙炭の妙味は九州炭と混合することによりて遺憾なく發揮せらるゝ、兩者の配合によりて水分の度合も適當なるためならんか右の外經濟上の理由より製糸工場、製茶工場、酒、醬油等の醸造業家内工業等に於て夙に廣く試みられ居り

一、消費者の利益 以上の諸特徴に加ふるに、常磐無煙炭はその主需要地たる關東北中部地方に近接せるを以て、九北炭等に比し容易に搬入し得べし、輸送力の窮迫せる現状に於て消費者にとりてこの上なき經濟上の利益を齎らすべきはいふまでもなし

常磐無煙炭の缺點

一、水分の多き點 水分多き點は常磐無煙炭の最も特徴とせるところにして、火持よきは之れがためなり、然るに現行の化學分析は熱量のみに基準を置き石炭全體としての性能を無視せるため、折角、常磐無煙炭の見備せる特質を表示し得ず、甚だ遺憾とするところなり

一、塊粉比率の不均衡 一般石炭は塊粉比率、概ね七對三、少くとも五對五の割合を維持し居るものなるが、無煙炭は炭質もろ

きたため植田、勿來附近産出炭は塊三分に對し粉七分、更に南下し磯原、高萩等に及び一層甚しくその比率二對八となり居り、之れが勢ひ生産費及び販賣價格の關係を著しく不利ならしめ、之れを具體的に云はば日本石炭買取價格は有煙炭の平均炭價十五圓内外なるに對し無煙炭は全販賣炭平均十二圓五十錢前後となり居り

一、運搬の問題 無煙地域は概して自動車運轉に依存し來れるが近來ガソリン窮乏と共に運搬費ますます増高し、一應當り最高四圓、最低一圓、平均二圓五十錢餘を要する實状なり右の事實に鑑み他の運轉手段に變更せんと意圖せるも、資材等の關係にて未だ實状を見るに至らず

一、低カロリー炭 多く炭層の關係にて産出炭の大略三十%は三、九〇〇カロリー以下の低カロリー炭なり産出炭の多寡に拘らず、この比率は常に不動のものにして新法令施行せられこの低カロリー炭にして格外炭として市場性に壓縮せられんか、無煙炭の適當り生産費急激に膨脹し致命的打撃を受けることゝならん

常磐炭礦聯合會

兩監督局長に

常磐石炭から懇情

東京、仙臺兩礦山監督局長に對し、常磐石炭會では左の「御願ひ」と題する陳情書を提出、常磐無煙炭の窮状を陳情した

お願ひ

品質がよく、従つて市價を高い石炭は生産費が多かゝり、品質の悪い、そして市價の安い石炭は生産費が少く上がるといふ譯のものでないことは、先刻、御承知の通りであります、あべこべに品質の悪い石炭ほど、却つて生産費がより高くなるといふことが、最後までこの産業に附けまゝの特徴であると申してもよいのであります、荷めのことを申し上げて甚だ恐縮でございます、品質のよい石炭は身體の丈夫な子供で、品質の悪い石炭はからだの悪い子供に例ひ得るのではないかと存じます、からだの丈夫な子供は、大して親の厄介にならずとも立派に成長いたしますが、からだの弱い子供を人並みに育て上げることが容易なことではない、これを手しほにかけて育て上げる親にとつて、精神的にも物質的にも並み大抵の苦勞ではないのでございませう、俗に、世話のやけた子供ほど可愛いと申しますが、まことに親の心情を、こゝろ憎いまでに、まざ／＼と拙き出したことばではないかと存じます、一方大局の見地から見ましても、からだの丈夫な子供だけが國のためになり、體の弱い子供は世の中のためにならぬかと申しますと、あながち、まうとばかり云ひ切れぬのです、人間には物の／＼性能があり、からだの弱いものは弱いなりにその反面に優れた天分を具へて居り、國の爲め人のために盡し得て居るのであります、私たち常磐炭田の生産業者は、體の弱い子供を持つた親のやうに、比較的品質の悪い石炭の採掘に従事して居るのであります、殊に昨年品位取締規則が實施せられましたからは、あたかも弱い子が中學校への入學試験に苦心するやうに、あゝすればよくなるだらうか、斯うすれば規格炭に入らうかと親の苦勞をそのま

に、私たちは日夜心を碎いて来てゐるのであります、けれど
も生れながら體質が弱く出来てゐるものですから、撰別すれば
撰別するほど、塊粉の歩合が悪くなるばかりでなく水選の場合
は三割から三割までの廢物を生じ、またその努力の割合に品質
もよくなるさといふのが在りのまゝの質状でございます、中
には資材、勞力等の不足してゐるこの時代に、そんな石炭は掘
らぬがよいではないかといふ議論もあるやうですが、之れは體
の弱い子供を見殺しにしてもよいといふことと同じく、甚だし
い思ひ遣ひではないかと存じます、からだが弱くとも天分ゆた
かで國の爲め、人の爲め大いに貢献してゐる人物の例は、古來
大して少しとはしないのであります、石炭に就いて申ししまし
ても同様のことが云ひ得るのであります、品質が劣つて居つても
他の石炭に優る天分(石炭の場合は性能と申しませうか)を持つ
て居る石炭があるのであります、これは物と云はず人と云はず
すべてのものにそれぞれの性能とか特技を賦與せしめようとな
る造物主の尊い意思に出でたものと、私たちは深く考へて居
るのであります、常磐無煙炭は品質は劣つて居ても天分ゆたか
な、すなはち性能の優れた石炭でありまして、この故に別紙「覺
に書」のなかに申し上げて置きましたやうに、半世紀この方、
京濱一帯に於て廣く愛用されて來て居るのであります、昨年
以來、いわゆる規格を基準とした石炭の配給統制が實施せられ
ましてから、常磐無煙炭はその獨特の性能を無視されるがため
に甚だしく不利な立場に押し落されてゐるのであります、石炭
の性能は残念ながら今の化學では分析出来なない爲です、常磐無
煙炭の窮狀を具體的に申し陳べますと、日本石炭の買取値段は

平均適當り十三圓五十錢七厘五毛(仙臺礦山監督局管下勿來、
植田兩隣地帯の無煙炭買取値段は平均一三圓六一錢、湯本礦以
北產出炭の平均値段は一四圓九五六七となつて居ります)とい
ふことになつて居りますがこの買取値段の取り決められた昨年
秋以來、勞賃、坑木等の類が適當り一圓五十錢騰貴し、これに
運賃を平均買取價格から差引くと九圓前後で一切の生産費に當
てなければならぬ勘定になる譯であります、兎にか、買取價
格が十二圓五十錢ではとても將來の計畫は樹たず、増産を圖る
ことなどは全く覺束ないので、この窮狀を別紙のやうに「覺
に書」に認め、先頃から商工省燃料局長官、石炭部長、日本石
炭當局に陳情したのであります、この上は、常磐無煙炭を直接
の御管轄下にお持ちになられる貴長官閣下の御力にお頼りする
ほか、殘された道はないのでございましてどうぞ私たちの立場に
御同情を垂れさせられ右に申し上げた要路の方々へ御取りなし
下され、私たちの要望の達せられますやう、伏して御願ひ申し
上げます

希望より要求だ

古賀會長談

右につき聯合會長ならびに常磐無煙石炭會長古賀春一氏は左の
如く語つた
日炭の買取標準炭價に不足がある、日炭の買取炭價はカロリ
と灰分のみ基準を置き地利とか炭質の性能は少しも考慮さ
れてゐない、從來常磐炭は低カロリながら地利があつたた
めに、實際の山元の手取は九北炭と同様であつた京濱市場では
宇部炭に比し應六圓乃至七圓見當安、九北炭に比して四圓程

度格安になつてゐるとは地の利を加味しない結果であつて、
これは天の配劑を無視したものである、妙くとも東京市場で利
用價值の同一なものは同値にして欲しい、われらはブル運賃
による格安を全部認めてくれるといふのではない、その半分以上
を認めて貰つて生産コストの増高をカバーしやうといふ切
實な要求である、世間では低カロリ故常磐炭と輕視し勝ちで
あるが、輸送力が減殺されて掘つても持つて來れぬやうな樺北
炭に比ぶれば低カロリコスト高の常磐炭だからとの理由で排
斥するわけにはいかぬ、不時の用として大いに増産使命がある
わけで、勿論、炭にのみ重點主義をとつて擴充することは贊
成だが關東北、信甲州の需要地に僅か一兩日で着ける常磐炭の
風味を忘れてはならないこの意味で常磐炭も重點主義で見直さ
ねばならぬ、

重要礦物の生擧へ
増産法全面發動

商工省速に具體案樹立

【東京】石炭金銀銅鉛亜鉛硫化鐵錫等重要礦物の増産は刻下の急
務とされ商工省は目下金屬増産強調期間を設け礦山業者を鞭撻し
つゝあるが更に根本對策として經營の合理化、勞力、資材輸送等
の効率的利用を主眼とする礦區の整理休眠礦區の開發、事業設備
の讓渡、非能率礦山の事業廢止等の積極的増産政策を強行しこれ
がため理行重要礦物増産法(昭和十三年六月十日施行)の關係條文
の全面的發動をなす他更に同法で實行し得ざる問題に關しては國

家總動員法第十四條及び第十六條の二及三によりそれが目的を達
成すべく目下それが具體案を準備中である。

一、礦區整理(讓渡を含む) 重要礦物の礦山にして同一礦脈が異
る會社の礦區に亘つてをり或は礦區の間に他會社の小礦區が介
在してをる等の事例が多く業者については石炭、後者について
は金銀銅に於て著しいのでこの際礦區の整理統合をなし開發經
營の合理化をはかるがため重要礦物増産法第四條乃至第五條を
發動する即ち第四條により礦業權の讓渡又は隣接礦區との間の
礦區の増減につき當該礦業權者をしてまづ自治的に協議をなさ
しめ協議が整はざるときは商工大臣に裁定を申請せしむ、更に
必要とあれば第五條により礦業權者に對し強制的に礦業權の讓
渡、礦區の増減につき協議すべきことを商工大臣より要望す
二、休眠礦區の開發 礦業權者をして休眠礦區の積極的開發を圖
るため重要礦物増産を第三條により礦業權者に對し事業に着手
し又は事業を繼續すべきことを命ずる

三、事業設備の讓渡

① 礦區整理に伴ふ事業組織の讓渡につき重要礦物増産を第十
二條により前述のごとく第四條五條を準用する
② 礦區整理によらずして單獨礦業者の事業設備を能率増産を
圖らんとする礦業權者に讓渡せしむることは重要礦物増産法
では不可能なので總動員法第十六條の二の規定により新しく
勅令を制定する
四、非能率礦山の事業廢止 能率礦山及び精鍊、選礦場に資材
勞力輸送機關を集中するため非能率礦山に事業の休止又は廢止
を命ずる、これについては重要礦物増産法では行ひ難いので總

勸業法第十六條三の規定により勸令を制定する

五、鑛業の収用使用重要鑛物の増産を圖らんとするものに鑛業権採鑛権の収用使用をなすしめる必要があるこれには總勸法第十六條に基き勸令を制定す

六、總勸員法發勸重要鑛物の増産を圖るため總勸員法第十六條第十四條などの關係勸令を發勸する場合はなるべく重要鑛物増産令は一部の勸令を制定することが實際に即してあるものと見られる商工省としては總勸員法の發勸には關係當局と打合せを要するので先づ當面の問題として重要鑛物増産法の全面的活動をなす第二次の手段として總勸員法を全面的發勸を促し高度國防國家體勢實現に不可欠の鑛物増産に大馬力をかけることになつてゐる。

【註】重要鑛物増産法

【第四條】重要鑛物増産をはからんとするものはこれがため必要とする鑛業権の譲渡又は隣接鑛區の増減につき當該鑛業権者に對し勸令の定むるところにより協議をなすことを得

前項の協議を爲す能はず又は協議整はざる時は重要鑛物の増産をはからんとするものは當該事項につき政府の裁定を申請することを得

【第五條】政府は重要鑛物の増産をはかるため必要なりと認めるときは鑛業権の譲渡又は隣接鑛區の増減につき當該鑛業権者に對し重要鑛物の増産をはからんとするものと協議をなすべきことを命ずることを得

鑛業権者前項の協議をなす若しくはなすこと能はずまた協議整はざるときは政府は當該事項につき必要な決定をなす

ことを得

【第十三條】第四條乃至第十條の規定は鑛業権の譲渡又は隣接鑛區との間の鑛區の増減に伴ひ必要な事業設備の譲渡に準用する(以下略)

國策總勸員法

【第十六條の二】政府は戦時に際し國家總勸員上必要あるときは勸令の定むるところにより事業に關する設備又は権利の譲渡その他の處分出資使用および移動に關し必要な勸令をなすことを得

【第十六條の三】政府は戦時に際し國家總勸員上必要あるときは勸令の定むるところにより事業の開拓委託共同經營譲渡廢止若しくは休止又は法人の目的變更、合併若しくは解散に關し必要ある勸令をなすことを得

鑛區など整理

——石炭銅金の大增産へ——

商工省では重要鑛物増産對策協議のため、五月十二日より十六日に亘り、全國鑛山監督局長會議を開催、當面の増産問題に關し各局長より具體案を提議せしめたが、豊田商相は六月三日の開議で鑛物増産事業對策につき説明し、特に村田選信、金光厚生、小川鐵道の關係三相に對し協力方を要請したが商工省事務局では重點主義により鑛山會社の合併鑛區の整理(特に石炭)選炭所選鑛所軌道索道製鍊所などの設備の譲與(特に銅)などの金屬などに關し別項の如き積極的な増産計畫樹立につき現に考究中である

これが急遽實行によつて飛躍的増産の効果が期待されるものは石炭、銅、金などである、なほ鑛山局では目下東京、仙臺、札幌、大阪、福岡の各鑛山監督局長より各資料を要する具體的事例を蒐集、綜合的整理案を検討中である。

日炭分掌規定改正

日本石炭では石炭輸送協議會設立に伴ふ社内事務の整備を行ふため、業務部の販賣及び買入兩課を廢止し、新たに商務、輸送の兩課を設け、この分掌規定變更に依る中堅級の人事異動を五月末次の如く行つた

- 東京支店次長心得 水 井 直 榮
- 命業務部商務課長
- 企畫部企畫課長 赤 羽 正 一 郎
- 命若松友店次長心得
- 業務部販賣課長 白 根 鶴 松
- 命企畫部企畫課長
- 統制部需給課長 伊 藤 保 太
- 命業務部輸送課長
- 統制部調整課長代理 栗 原 俊 雄
- 命統制部需給課長

石炭試掘鑛業權設定

登録番號	鑛區位置	鑛區坪數	鑛業權者
熊本三、七五二	天草郡富津村	五六〇、四〇〇	東京市麻布區永坂町 青 柳 直 繁
佐賀三、四六六	小城郡多久村、南多久村	六三一、七六一	東京市麴町區丸ノ内二丁目 三菱鑛業株式會社
山口五、六九七	大津郡深川町	四九九、九〇〇	宇部市小串 末 永 悅 藏
同 五、六九八	同縣日置村	五二八、九〇〇	東京市澁谷區幡ヶ谷笹塚町 木和田彌太郎 外二人

山口五、六七八	大津郡日置村	七四、五〇〇	東京市澁谷區幡ヶ谷笹塚町 木和田彌太郎 外二人
同五、六八二	美禰郡於福村、大嶺町	五四九、五〇〇	大阪市東區北濱二丁目 古川 秀代
佐賀四、〇八二	杵島郡若木村、小城郡西 多久村	八六三、九〇〇	東京市京橋區銀座西七丁目 明治鑛業株式會社
同四、〇八三	小城郡小城町、東多久村	二二三、四〇〇	宇部市東區明治町二丁目 久保 金太郎
同四、〇八四	杵島郡武内村、朝日村、 若木村	二三五、〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町 松 永德 助外一人
同四、〇八五	藤津郡鹽田町、久間村、 杵島郡橋村	五九二、九〇〇	直方市 吉 田 靖
長崎四、九六〇	北松浦郡福島村並海面	一三一、九〇〇	東京市麹町區平河町一丁目 中島鑛業株式會社
熊本三、九九五	球磨郡山江村、人吉町	九八二、七四三	福岡市御供所町 置 鮎 耕 作外一人
同三、九九六	同郡山江村、人吉町、川 村	九九八、〇三五	同上
同三、九九八	下益城郡豐田村、豊野村 中山村、上益城郡乙女村	一、〇〇〇、〇〇〇	熊本縣下益城郡當尾村 稻崎寅之兵 外三人
福岡八、〇〇四	鞍手郡宮田町、直方市	一四一、八四〇	小倉市馬借町 高倉 順一郎

長崎四、九九五	東彼杵郡折尾瀬村早岐町	九六五、〇〇〇	名古屋市熱田區池内町 株式會社鈴木石炭商店鑛業部
福岡八、〇三〇	糟屋郡志賀島村地先海面	一、〇〇〇、〇〇〇	宇部市小串 瀬 戸 軍 一
同八、〇三一	京都郡仲津村並海面	九六三、四四〇	同市西區松島町二丁目 内 田 良 平
同八、〇三二	同	八八七、三〇〇	同
熊本四、〇一二	天草郡今津村並海面	一五七、〇〇〇	長崎市今魚町 松 本 作 市
同四、〇一三	同郡中村並海面	九八五、八〇〇	佐世保市園田町 谷 本 欣 四 郎
長崎四、九九七	南松浦郡青方村並海面	五八二、七五〇	同市白南風町 西 肥 自 動 車 株 式 會 社
同四、九九八	同	六七〇、〇〇〇	同上
同四、九九九	同	八六八、二〇〇	同上
宮崎三、一六四	宮崎郡木花村、青島村	七七〇、一〇〇	宇部市沖宇部 西 村 萬 平
同三、一六七	南那珂郡大東村、北方村	九五七、八〇〇	小倉市砂津 津 島 五 六

山日五、六八五	宇部市地先海面、小野田市地先海面	九九八、五〇〇	宇部市沖宇部	東見初炭鑛株式會社
長崎四、九六四	西彼杵郡三重村、式見村 並=海面	八〇一、〇〇〇	長崎縣北松浦郡佐々村	田中雅美
同四、九六五	東彼杵郡西大村	一三五、〇〇〇	飯塚市立岩	宮島倉七外一人
同四、九六六	南高來郡多比良町地先海面、湯江町地先海面	八二〇、〇〇〇	下關市關後地村	海部義道
同四、九六七	北松浦郡南田平村	九一〇、八〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草場淺市外一人
同四、九六九	同郡矢上村、北高來郡戸石村、古賀村	三五三、七〇〇	別府市三田尻村	松尾鐵藏
同四、九七〇	北松浦郡鷹島村地先海面 星鹿村地先海面	五六三、〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	松永徳助外一人
同四、九七一	同	六三七、六〇〇	同上	
大分四、二三一	下毛郡大幡村、如水村、鶴居村、中津村	四四一、二〇〇	福岡市東職人町	永田計介外一人
宮崎三、一四六	宮崎郡清武村	一、〇〇〇、〇〇〇	東京市世田谷區三宿町	中村直三郎
同三、一四七	同	九七四、一〇〇	同上	

佐賀四、〇八六	藤津郡吉田村、五町田村、嬉野町	四四四、〇〇〇	福岡市大名町一丁目	高須重彦
同四、〇八七	佐賀郡久保泉村、金立村	九七一、五〇〇	同市西職人町	山崎和三郎
同四、〇八八	西松浦郡南波多村、大川村	六六七、〇〇〇	同上	
同四、〇八九	佐賀郡久保泉村、金立村、兵庫村、神埼郡西郷村	九八七、三〇〇	同上	
同四、〇〇九	佐賀郡金立村、春日村、高木瀬村	九九四、〇〇〇	同上	
同四、〇九一	神埼郡三田川村	九九一、四〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	山口峰
同四、〇九二	同郡西郷村、佐賀郡久保泉村	九九九、〇〇〇	同上	
同四、〇九三	神埼郡西郷村、仁比山村、神埼町	九九七、七〇〇	同上	
大分四、二二八	大分郡植田村、野津原村	一、〇〇〇、〇〇〇	佐賀縣東松浦郡相知町	工藤市夫外一人
同四、二三〇	下毛郡鶴居村、中津市、福岡縣築上郡南吉富村、東吉富村	五三七、三〇〇	福岡市東職人町	永田計介外一人
熊本四、〇〇〇	天草郡中村、登立町、上村	八四二、四一八	佐世保市園田町	谷本欣四郎

同 三、一四八	同 郡同村、田野村	一、〇〇〇、〇〇〇	同上
同 三、一四九	同 郡木花村、清武村	二三六、五〇〇	同上
同 三、一五〇	同 郡赤江町、木花村、清武村	九八三、〇〇〇	同上
同 三、一五一	同 郡清武村	九四〇、〇〇〇	同上
佐 賀 四、〇九四	西 松 浦 郡 山 代 町 並 二 海 面	七一九、二〇〇	宇 部 市 小 串 沖ノ山炭鑛株式會社
同 四、〇九五	杵 島 郡 福 富 村 地 先 海 面、北 有 明 村 地 先 海 面	六七八、〇〇〇	同 市 中 宇 部 内 田 象 二
同 四、〇九七	西 松 浦 郡 伊 萬 里 町 二 里 村	一〇五、〇〇〇	佐 世 保 市 保 立 町 吉 原 梅 吉 外 一 人
同 四、〇九八	同 郡 伊 萬 里 町、二 里 村、東 山 代 村 並 二 海 面	五七、〇〇〇	同 上
長 崎 四、九七二	西 彼 杵 郡 矢 上 村	二四六、〇〇〇	大 阪 市 東 區 北 濱 五 丁 目 佳 友 鑛 業 株 式 會 社
同 四、九七三	同 郡 江 島 村 地 先 海 面	一、〇〇〇、〇〇〇	長 崎 縣 北 松 浦 郡 佐 々 村 田 中 雅 美
福 岡 八、〇〇八	宗 像 郡 神 湊 町 並 二 海 面、勝 浦 村 地 先 海 面	九二二、〇〇〇	宇 部 市 沖 宇 部 三 隅 順 輔

宮 崎 三、一五三	宮 崎 郡 木 花 村、清 武 村	七八二、〇〇〇	東 京 市 世 田 谷 區 三 宿 町 中 村 直 三 郎
同 三、一五四	同 郡 清 武 村	一、〇〇〇、〇〇〇	同 上
同 三、一五五	同 郡 同 村、木 花 村	九三八、七〇〇	同 上
長 崎 四、九七四	北 松 浦 郡 佐 々 町	一三四 〇〇〇	長 崎 縣 北 松 浦 郡 佐 々 町 角 口 菊 藏
同 四、九七五	同 郡 御 厨 村、江 迎 村	一七〇、六〇〇	東 京 市 麴 町 區 丸ノ内 二 丁 目 北 松 炭 鑛 株 式 會 社
同 四、九七六	南 高 來 郡 三 會 村、島 原 市 並 二 海 面	九八〇、〇〇〇	飯 塚 市 立 岩 株 式 會 社 麻 生 商 店
大 分 四、二三七	下 毛 郡 深 秣 村、三 保 村、山 口 村	九七三、六四八	福 岡 縣 嘉 穂 郡 稻 築 村 永 富 宅 三 郎 外 一 人
佐 賀 四、〇九九	神 埼 郡、神 埼 町、仁 比 山 村、三 田 川 村	九八三、三〇〇	佐 賀 縣 杵 島 郡 武 雄 町 山 口 峰
長 崎 四、九七八	西 彼 杵 郡 神 浦 村 地 先 海 面	九一二、六六一	東 京 市 日 本 橋 區 室 町 二 丁 目 松 原 炭 鑛 株 式 會 社
同 四、九七九	同	九七四、八二三	同 上
同 四、九八〇	同	九一六、四六〇	同 上

同 八、〇二二	同郡末佐木村、大溝村、江上村	六〇八、二〇〇	同上
同 八、〇二三	同郡城島町、大溝村、犬塚村、三瀨村	六二七、〇〇〇	同上
同 八、〇二四	嘉穂郡千手村	六六二、八〇〇	福岡市箱崎町西御門町 坂井清吉外一人
同 八、〇二六	糟屋郡宇美町、筑紫郡大野村	七三、七七三	福岡縣三瀨郡末佐木村 北島徳象外二人
同 八、〇一七	朝倉郡夜須村、筑紫郡筑紫村	五八一、〇〇〇	八幡市尾倉 芳川命照
佐賀四、一〇五	藤津郡多良村、七浦村	九五四、八〇〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目 三菱鑛業株式會社
長崎四、九八三	北高來郡湯江村地先海面、小江村地先海面、南高來郡山田村地先海面	九九九、六〇〇	長崎縣北松浦郡柚木村 吉居修外二人
同 四、九八四	北高來郡小長井村	六九三、六〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町 草場淺市
同 四、九八五	諫早市、東彼杵郡大村町 鈴田村	九八九、五〇〇	福岡市大名町一丁目 高須重彦
同 四、九八六	北松浦郡御厨村	五二七、〇〇〇	佐世保市保立町 吉原梅吉
同 四、九八七	北高來郡小長井村、湯江町	七三六、〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町 草場淺市

同 四、九八一	東彼杵郡早岐町	二二二、〇〇〇	名古屋市熱田區池内町 株式會社鈴木石炭商店鑛業部
同 四、九八二	同郡同町、折尾瀬村	六四四、〇〇〇	同上
鹿兒島四、五九八	出水郡東長島村並海面	九五六、〇〇〇	東京市本所區向島須崎町 高光英十外一人
同 四、五九九	同	九九五、六〇〇	同上
福岡八、〇二〇	三井郡三國村、立石村、筑紫郡筑紫村	九九三、七五〇	佐世保市春日町 緒方行夫
佐賀四、一〇〇	三養基郡上峰村、三川村 神埼郡三田川村	九七四、八〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町 山口峰
同 四、一〇一	西松浦郡大川村	七三、五〇〇	同上
同 四、一〇二	神埼郡神埼町、三田川村 仁比山村	九九三、七〇〇	同上
同 四、一〇三	佐賀郡春日村、高木瀬村 鍋島村	九八五、七〇〇	同上
同 四、一〇四	同郡兵庫村、金立村、高木瀬村	九七二、〇〇〇	福岡市西職人町 山崎和三郎
福岡八、〇二二	三瀨郡青木村、江上村、三又村、太室村	九九四、〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目 三井鑛山株式會社

同五、〇〇二	南高來郡西郷村地先海面	八七九、〇〇〇	下關市關後地村	海部義道
同五、〇〇一	南松浦郡坂宿村、三井樂町並=海面	三三八、〇〇〇	福岡市新開町一丁目	佐々木仙太郎
長崎五、〇〇〇	北松浦郡南田平村地先海面、平戸町地先海面	一七六、三〇〇	大阪市西區江戸堀上通一丁目	石原産業海運株式會社
熊本四、〇二二	天草郡一町田村	三一、九〇〇	熊本縣天草郡一町田村	田中仙之助
同四、一二二	杵島郡武内町、住吉村、中通村	七四六、〇〇〇	佐世保市保立町	篠崎縁吉
同四、一一一	同郡同村地先海面	九八四、五〇〇	同上	
同四、一一〇	杵島郡北有明村地先海面	八四二、六〇〇	東京市芝區芝公園	津島秀登
佐賀四、一〇九	東松浦郡北波多村	一八六、三八〇	同市潮見町	富田保
同四、九九四	南高來郡湯江町、大三東村、三會村	九八四、九〇〇	下關市關後地村	海部義直
同四、九九三	西彼杵郡日見村、矢上村並=海面、北高來郡戸石村地先海面	六六一、〇〇〇	大阪市東區北濱五丁目	住友鑛業株式會社
長崎四、九九二	北高來郡小長井村	五三四、〇〇〇	同上	

同四、九八八	東彼杵郡上波佐見町、佐賀縣西松浦郡有田村、曲川村	九二二、〇〇〇	長崎縣北松浦郡世知原村	太田長市
福岡八、〇一九	八女郡笠原村、木屋村、大淵村	九九七、八〇〇	下關市關後地村	海部義道
同八、〇二〇	京都郡中津村	六九〇、〇〇〇	小倉市米町	南美好
同八、〇二一	糟屋郡志賀島村並=海面	八一〇、七〇〇	宇部市小串	瀬戸軍一
福岡八、〇二三	朝倉郡姪城村、三井郡大堰村、浮羽郡柴刈村、川會村	九六八、四〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	山口善峰
同八、〇二五	京都郡仲津村、今元村並=海面	四一四、三〇〇	直方市	野口善市
山口五、六九五	美禰郡西厚保村、豐浦郡豐田前村	八九五、七八〇	小野田市	目義世外一人
同五、六九六	阿武郡江崎町	七一〇、五〇〇	堺市大濱通三丁目	今任健一郎外二人
佐賀四、一〇六	藤津郡大浦村地先海面	九三、九〇〇	小倉市富野	藏内完外一人
同四、一〇七	西松浦郡大川村	一一〇、二〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	山口峰
同四、一〇八	藤津郡嬉野町、吉田村	七二二、〇〇〇	同縣同郡同町	草場淺市

同五、〇〇三	南松浦郡岐宿村並海面	五四五、〇〇〇	福岡市新開町二丁目 佐々木仙太郎
福岡八、〇三三	京都郡仲津村、今元村	三〇九、〇〇〇	宇都市東區錦橋通三丁目 中村友一
長崎五、〇〇四	南松浦郡有川町並海面	二九三、四〇〇	諫早市輪内 北村滋 敏外一人
同五、〇〇五	同	五九九、七〇〇	同上
同五、〇〇六	諫早市	三五二、〇〇〇	福岡市大名町二丁目 川原田浩司
同五、〇〇七	東彼杵郡上波佐見町	六三一、五〇〇	同市大名町一丁目 高須重彦
同五、〇〇八	同郡同町、下波佐見村	六一六、五〇〇	同上
同五、〇〇九	北高來郡湯江町、小長井村	七六五、〇〇〇	福岡縣遠賀郡香月町 金山勝太郎
熊本四、〇二四	天草郡志岐村	六九七、三〇〇	大牟田市八尻町 北川多助
同四、〇二六	天草郡早浦村、龜浦村、久玉村、魚貫村	二九七、八〇〇	同縣八代郡宮原町 雲下一人外四人
山口五、七二三	吉敷郡阿知須町	一一三、〇〇〇	東京市小石川區大塚仲町 松井角平

佐賀四、一二四	藤津郡能古見村、古枝村、七浦村	五九九、三七〇	佐賀縣小城郡北多久村 中島茂外一人
同四、一一八	杵島郡福富村、小城郡芦刈村並海面	九七〇、八〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目 東杵島炭礦株式會社
同四、一一九	東松浦郡名護屋村地先海面	一、〇〇〇、〇〇〇	唐津市 松尾巖外一人
宮崎三、一七六	南那珂郡鉄肥町	九五二、二〇〇	同市江平町一丁目 野澤利雄外一人
同三、一七八	同郡三納村	三三七、五〇〇	長崎縣北松浦郡佐々村 御厨平吾
同三、一七九	同郡三財村	五二二、〇〇〇	同上
同三、一八〇	同郡同村、東諸縣郡八代村	五四三、〇〇〇	同上
同三、一八一	兒湯郡妻町、都於郡村	九四二、七〇〇	同上
同三、一八二	同郡三財村	九二、五〇〇	同上
福岡八、〇三四	戸畑市地先海面	一〇六、五〇〇	宇都市小串 瀬戸軍一
同八、〇三五	糸島郡前原町、周船寺村、元岡村	九六四、二〇〇	福岡市馬出 樋口萬五郎外一人

同五、〇二二	高來郡湯江村、南大三東村	八〇四、〇〇〇	下關市關後地村	海部義直
同五、〇二二	北松浦郡南田平村地先海面、鹿町村地先海面	六一九、〇〇〇	福岡市大濠町	石井澄一
福岡八、〇三八	若松市地先海面	一、〇〇〇、〇〇〇	宇部市沖宇部	藤田勝人
山口五、七二〇	美禰郡於福村	六〇八、二二〇	大阪市東區內平野町二丁目	竹中生道外二人
佐賀四、一二四	藤津郡古枝村、濱町、七浦村	九九九、八九〇	佐賀縣小城郡北多久村	吉岡通隆
長崎五、〇二三	北松浦郡調川村、志佐町、上志佐村	五七六、九五〇	東京市麴町區平河町一丁目	中島鑛業株式會社
同五、〇一四	南松浦郡有川町並ニ海面	三五六、三〇〇	佐賀縣東松浦郡入野村	坂田岩吉外一人
同五、〇一五	西彼杵郡長興村	九四七、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	松浦炭礦株式會社
同五、〇一六	南高來郡三會村地先海面、大三東村地先海面	九八〇、〇〇〇	小倉市富野	藏内合名會社
熊本四、〇三二	鹿本郡櫻井村、飽託郡西里村、川上村	一、〇〇〇、〇〇〇	佐世保市萬津町	有吉徳太郎
同四、〇三三	飽託郡西里村、熊本市	一、〇〇〇、〇〇〇	同上	

山口五、七二八	厚狹郡厚東村	二六三、八〇〇	山口縣厚狹郡船木町	加藤イヅ
佐賀四、一二〇	藤津郡多良村	九四八、五〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草場淺市
同四、一二二	同郡同村、能古見村	八二二、八〇〇	同上	
同四、一二二	同郡能古見村	九二六、六〇〇	同上	
同四、一二三	同郡多良村、大浦村、長崎縣北高來郡小長井村	九二二、三〇〇	同上	
熊本四、〇二九	菊池郡合志村、原水村、護川村	九九三、〇〇〇	福岡縣八女郡羽犬塚町	椿原乙藏外一人
同四、〇三〇	同郡陣内村、大津町、津田村、阿蘇郡錦野村、上益城郡白水村	一、〇〇〇、〇〇〇	同上	
福岡八、〇三七	山門郡大和村	一〇五、五〇〇	小倉市鍛冶町	藏内次郎兵衛外一人
宮崎三、一八四	宮崎郡清武村、木花村	一、〇〇〇、〇〇〇	東京市世田谷區三宿町	中村直三郎
同三、一八五	同郡木花村、赤江町、清武村	八〇三、五〇〇	同上	
長崎五、〇二〇	諫早市、東彼杵郡鈴田村	九八三、七〇〇	福岡市大名町二丁目	高須重彦

山口五、七二四	厚狹郡厚狹町、生田村	三三三、八〇〇	大阪府豊能郡庄内町	奈良井民
同五、〇一八	南松浦郡濱浦村並海面	九九八、五〇〇	長崎縣南松浦郡青方村	山下辰五郎 外二人
長崎五、〇一七	東彼杵郡早岐町、宮村、江上村	二七〇、〇〇〇	名古屋市熱田區池内町 株式會社鈴木石炭商店鑛業部	
熊本四、〇四二	天草郡久玉村、牛深町並海面	八五二、九三〇	同縣同郡同町	松永徳助
同四、一三六	藤津郡多良村、七浦村	八九六、四〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草場淺市
佐賀四、一二五	小城郡東多久村、南多久村、北多久村	三六四、六〇〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目	三菱鑛業株式會社
宮崎二、一八八	南那珂郡油津町、東郷村、吾田村並海面	一、〇〇〇、〇〇〇	名古屋市熱田區池内町 株式會社鈴木石炭商店鑛業部	
同四、〇四〇	玉名郡大濱町地先海面	九八〇、〇〇〇	小倉市富野	藏内合名會社
同四、〇三九	天草郡佐伊津村、本渡町	八九四、〇〇〇	佐世保市高梨町	山田徳太郎
同四、〇三七	菊池郡原水村、合志村	九九八、七〇〇	福岡縣八女郡羽犬塚町	椿原乙藏 外一人
同四、〇三四	他託郡川上村、西里村、鹿本郡櫻井村	三六二、六〇〇	同上	

佐賀四、一二八	佐賀郡南川副村、大詫間村	九一〇、〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目	三井鑛山株式會社
同四、一二九	福岡縣三潁郡濱武村地先海面	七二五、〇〇〇	同上	
福岡八、〇四一	筑紫郡筑紫村、山口村	九四四、〇〇〇	廣島市田中町	八木楷治郎
同八、〇四二	同	一、〇〇〇、〇〇〇	同上	
長崎五、〇一九	南高來郡多比良町地先海面、土黒村地先海面、湯江村地先海面	五九二、〇〇〇	下關市關後地村	海部義道
同五、〇二〇	同郡土黒村、多比良町、湯江村	八八一、〇〇〇	同上	
同五、〇二二	同郡愛野村、山田村	九四〇、〇〇〇	福岡縣遠賀郡香月町	安武熊一
同五、〇二三	南高來郡大三東村地先海面、三會村地先海面	九一、〇〇〇	同上	
福岡八、〇四三	京都郡伊良原村、築上郡上城井村	四七〇、一五〇	千葉縣東葛飾郡我孫子町	中島萬之助 外二人
同八、〇四六三	瀧郡濱武村地先海面、山門郡兩開村地先海面、佐賀縣佐賀郡大詫間村地先海面	九一五、二〇〇	東京市麹町區室町二丁目	三井鑛山株式會社
福岡八、〇四八	糟屋郡和白村並海面	四二五、九七〇	宇部市小串	庄忠人

同八、〇四九	朝倉郡三奈木村、大福村、宮野村	三五九、〇〇〇	熊本縣阿蘇郡高森町	佐溝勘 吾外一人
佐賀四、一三〇	杵島郡武雄町、橋村、東川登村	七二八、〇〇〇	福岡市西新町五丁目	出口 榮 一外一人
同四、一三一	藤津郡七浦村、多良村、古枝村	九九八、二〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草場 淺 市
長崎五、〇三六	北松浦郡新御厨町、田平村並海面	九四五、〇〇〇	大阪市西區江戶堀上通一丁目	石原産業海運株式會社
同五、〇二七	南高來郡湯江村、大三東村並海面	七六四、〇〇〇	長崎縣北松浦郡杵島村	吉居 修外一人
同五、〇二八	同郡土黒村、多比良町並海面	八七四、〇〇〇	同上	
同五、〇二九	東彼杵郡江上村	四一四、四二六	福岡市住吉上横田町	淺山 一 二外一人
山口五、七三九	豐浦郡西米野村並海面	九九八、〇〇〇	山口縣厚狹郡厚狹町	山田千賀 雄外一人
熊本四、〇四三	天草郡深海村、久玉村	四三七、〇〇〇	佐賀縣西松浦郡東山代村	池田 榮 太郎
佐賀四、一三三	西松浦郡黒川村並海面	九九三、八〇〇	佐世保市折橋町	井上 幸 藏
同四、一三三	藤津郡七浦村、多良村	五八六、八〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	松永 徳 助外一人

同四、一三四	同郡能古見村、五町田村	一一七、〇〇〇	同縣同郡同町	草場 淺 市
同四、一三五	同郡七浦村、古枝村	一七四、〇〇〇	同上	
長崎五、〇三〇	北松浦郡鹿町村並海面	四九九、二〇〇	東京市日本橋區江戶橋二丁目	昭和炭業株式會社
同五、〇三一	西彼杵郡深堀村、蚊燒村並海面	三七二、八〇〇	小倉市室町	小林 徳 一郎
同五、〇三二	北松浦郡江迎村、田平村南田平村	九八四、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	北松炭礦株式會社
同五、〇三三	西彼杵郡高濱村地先海面	七二八、〇〇〇	宇部市冲宇部	磯邊 啓 作
熊本四、〇四五	八代郡千丁村、龍峰村	八〇九、八〇〇	福岡縣田川郡糸田町	岡崎 林 平
佐賀四、一三六	藤津郡大浦村地先海面	九九九、六二〇	佐賀縣小城郡北多久村	吉岡 富 貴
同四、一三七	同郡同村、長崎縣北高來郡小長井村並海面	九九七、九八二	同縣同郡同村	吉岡 通 隆
長崎五、〇三四	西彼杵郡長與村、時津村、長崎市	七九三、七〇〇	佐世保市潮見町	富田 保 外一人

石炭採掘設定並ニ異動

(四・五月中)

同	八六四	嘉穗郡一瀬町	栗崎源太郎	合資會社寶邊商店
長崎	四五七	北松浦郡今福	河内進	昭和炭業株式會社
同	六五七	同	同	同
福岡一、三四七		八幡市	兒玉桂次	株式會社上津役礦業所
山口 四八八		船木高千穂	松田清三	新崎修三
福岡一、一六〇		遠賀郡中間、香月、八幡市	深城炭礦株式會社	九州探炭株式會社
同 一、二三九		遠賀郡中間	同	同
同 一、二四〇		鞍手郡劍、古月、植木 遠賀郡中間	同	同
同 一、二四一		遠賀村	同	同
同 五九八		稻築村、桂川村	太田修吉	日本炭業株式會社
佐賀 四五二		小城郡多久村	三菱礦業株式會社	杵島炭礦株式會社

石炭採掘權移轉		鑛區番號	鑛區位置	舊鑛業權者	新鑛業權者
佐賀	四六四	東松浦郡相知町嚴木村	二一九、七五七		日滿礦業株式會社
同	四六五	東松浦郡入野村	六二七、三〇〇		杵島炭礦株式會社
山口	五四二	小野田市	六九、九五〇		東見初炭礦株式會社
佐賀	四六六	小城郡多久村	九六二、四四七		杵島炭礦株式會社
山口	五四七	美禰郡於福村	五九七、〇〇〇		山田新松
福岡一、二四九		糟屋郡須惠村德惠	關川熊生	壺川吉次郎	
同 九九		嘉穗郡幸袋町幸袋	松本作次	加茂泰吉	
同 六〇一		糟屋郡篠栗町上篠栗	中野次郎	濱崎義雄	
同 八三〇		嘉穗郡稻築村大字山野	黒川尙夫	株式會社北澤商店	

福岡一、二二七	遠賀郡遠賀村	同	麻生鑛業株式會社
同 一、三三七	田川郡川崎町	同	住友鑛業株式會社
山口 五三八	小野田市	同	東見初炭礦株式會社
同 五四三	同	同	大石常一
長崎 五二〇	北松浦郡皆瀬村	同	東亞鑛業株式會社
福岡 七五一	田川郡添田上添田町	同	九州鑛山株式會社
同 八二三	鞍手郡西川村	同	中川啓太郎
同 一、三五六	田川郡添田町	同	古河鑛業株式會社
熊本 七	天草郡志岐村	同	伊集院清二
長崎 五七五	北松浦郡佐々、中里、吉井、皆瀬村	同	住友鑛業株式會社
同 六六一	北松浦郡佐々町、中里村	合併	同

福岡 九〇三	糟屋郡宇美	三	東亞炭礦株式會社
熊本 一七一	天草郡二町田	池崎友義	元重耕三
福岡 四八四	嘉穂郡唯井	松尾三藏	高尾春治
佐賀 四〇〇 四〇八 四一〇	西松浦郡波多津 西松浦郡波多津 東松浦郡切木	松田麒造	關川龍三
採掘鑛區移動			
鑛區番號	鑛區位置	變更事由	鑛業權者
長崎 四六四		增區	日産化學工業株式會社
福岡 一、三八〇 一、三八一	遠賀郡折尾町	分割	同
同 一、二五八	嘉穂郡穎田村	減區	荒牧健造
山口 二九〇	厚狹郡船木	增區	小林正
同 三九二	美禰郡大嶺	同	大日本炭礦株式會社



本會記事

重役理事會

五月二十六日商工會議所に於て開催。

保田相談役、野上名譽會長、山本社長、武内事務取締役北代、金丸、中島、松尾、橋上(代)、田籠、有江、和才美川、高島(代)の各氏、監査役西本、上田、西田(代)各氏、理事吉原、加茂、風戸、山下、後藤の各氏出席、山本社長議長となり左の議題について協議を行った。

- 一、石炭鑛業互助會十五年度會務報告
- 一、同決算報告
- 一、互助會石炭株式會社第九期(昭和十五年下期)營業報告
- 一、同決算報告
- 一、定款變更ノ件
- 一、互助會石炭株式會社統制規程變更ノ件
- 一、取締役選任ノ件

- 一、監査役選任ノ件
- 一、新入會承認ノ件
- 一、株主名義書替ノ件
- 一、其ノ他

定時總會

五月二十六日午後二時より若松商工會議所に於て石炭鑛業互助會十五年度定時總會並に互助會石炭株式會社昭和十五年下期定時總會を開催、全會員炭礦、全株主出席した。山本社長議長席に着いた。

- 一、石炭鑛業互助會昭和十五年會務報告
- 一、同決算報告
- 一、互助會石炭株式會社第九期營業報告(昭和十五年下期)

資材部

○用度關係會議

五月七日午前十時半、於若松商工會議所
出席者 炭礦側 金丸鑛業外八十二坑(内支部十七坑)
本部側 赤司部長、野見山、町田課長以下各係

肥前支部 大川、高橋兩係員
出張所 石井、佐野各主任。藤吉、木原、向井各係員

統制部

○低品位炭に關する打合せ

五月二十日午後一時より若松商工會議所に於て開催、本社より八代支配人外各部長、全炭礦出席八代支配人より低品位炭に關する日本石炭の通知を移牒すると共に説明を行い、炭礦側の質問に答へた、ついで鍋島部長より低品位炭販賣許可の手續に就いて説明を行ひ散會した。

○秋吉部長上京

五月二十八日下期配給計畫設定に關し打合及上期配給計畫變更申請の爲秋吉部長、熊川課長、村上、福本各係員上京した。

○全九州送炭実績調査

調査課では九州炭の送炭実績の調査を行ふことになり門鐵局の好意により五月二十八日から毎日係員が出張した。

○購買研究會

五月九日午前十時半、於若松商工會議所
出席者 炭礦側 鞍手炭礦外四十四礦
本部側 赤司部長、町田課長外
各出張所 諸岡、石井、佐野、松尾、木原各主任

○火藥配給に關する打合せ

五月二十一日午前十時半より直方商工會議所に於て開催

本部より 赤司資材部長、野見山同課長、福田係員出席
全炭礦出席
特に火藥商側から 古川商店(飯塚市)、牛尾商店(福岡市)

西村商店(福岡市)、松永商店(直方市)、若松商事株式會社(若松市)、堀田屋火藥店(折尾町)、水上火藥店(添田町)、香春火藥店(伊田町)、田川火藥店(後藤寺町)、新飯塚運送興業株式會社(大隈町)

の代表出席した。

赤司部長の開會の挨拶につき松永氏より「火藥は他の物資と異なり明治二十三年の取締規則により統制の形となつてゐた爲か比較的順調に今日まで納められて来たが、こんど共販會社が設立されて困苦しい規則に縛られるやうになり、製品も従来の多種多様のサイズを廢し、極端に制限されるやうになつたし、代金支拂についても、今までの方法では荷渡が不能となるかも知れせんから、出来るだけ代金の決済を早くして戴きたい」と述べ、炭坑側と隔意のない意見の交換を行つた。

○炭物聯林部長を圍む事務聯絡打合會議

五月二十四日午後二時より若松市公會堂に於て開催、炭礦物資協議會聯合會第一、三部長林英雄氏の來若を機に事務打合會を行ひ本會より

赤司資材部長、野見山、町田兩課長外各係員、炭礦側、伊藤、野見山、鳴川、河村各氏出席

三時間に亘り質疑應答並に懇談を交へた、尙、福岡炭礦物資協議會主事柳木氏も列席した。

○米の配給に關する協議會

五月二十八日午前十時半、若松商工會議所に於て開催、炭礦側より購買組合責任者、勞務主任參集し、本部より赤司資材部長、川原勞務係長他出席

先づ町田係長より、福岡縣が六月一日より米の配給の方法について種々説明、互助會としては既に之に對し再三再四、接洽を行つた結果なることを併せて報告した。ついで縣の配給實施要綱の説明を行ひ、炭礦側の質疑に應答した。

次に金屬類回收運動に關し各炭礦の協力を求めて散會した。尙六月九日午後一時より同じく商工會議所に於て松尾本會理事を中心に米穀に關する打合會を行つた。

分 析 部

分析部では各出張所別に講習會を開き出張所並に試料採取に關する關係條文の講義を行つた。

肥前支部 五月二十三日 佐世保市商工會議所

嘉穂支部 五月三十一日 飯塚東町西公會堂

遠賀支部 六月二日 午前直方商工會議所

田川部會 六月二日 午後後藤寺町公會堂

福岡部會 六月三日 福岡市昭和ビル

一、本社側より各部會を通じ統制部鍋島部長、業務部分析係長町田隆介、各出張所長所員、炭礦側責任者出席

議 題

一、日本石炭株式會社ヨリノ通達ニ係ル品位ノ件並ニ石炭荷高ノ件、試料採取ニ關シ日石互助會ノ立會採取ノ件、現況調査ニ係ル件

一、各出張所員並ニ炭坑責任者ニ(礦所ニ於ケル場合)試

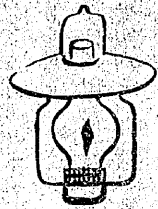
料採取ニ關シ日本標準規格第三三六號第二章試料採取方法ノ條文ノ講義

一、月別一銘柄宛一回乃至二回礦所積出驛或ハ礦所等ニ於テ商品試料(標準試料)採取ニ係ル件

一、本社各出張所各炭礦トノ連絡強化ニ係ル件

一、炭礦當事者ノ今後ノ品位、向上ニ關スル方針並ニ恒久的對策等並ニ之ニ關スル懇談ノ件

一、其ノ他質問應答



炭 界 日 誌

五月 一日 木

○京濱名古屋市場に於ける石炭積船舶の配船適正が要望せられてゐる

五月 二 日 金

○當局では石炭仲買商に資格設定を行ふ事になつた
五月 三 日 土

○日本石炭株式會社の權限擴張が要望されてゐる

五月 四 日 日

○配給統制に關しては日本石炭を活用するが同社の機構が強化する爲首腦部を強化すると言はれてゐる

五月 五 日 月

○福鐮局管内石炭増産獎勵會交付、石炭山百參拾壹坑一一

三〇九三三四圓、それぞれ通達された

五月六日 火

○燃料局長官室に於て石炭増産應急恒久対策を協議した
五月七日 水

○北支開發會社では北支炭の採算悪化に對し三割値上を決
定した

五月八日 木

○蒙古政府、滿鐵調査部、北支開發會社三者一體となつて
大同炭田の調査を行ふことになつた

五月九日 金

○燃料局參與會石炭統制要綱案を諮問したと言はれる

五月十日 土

○石炭輸送協議會設置に關する官民協議會を燃料局に於て
開催

五月十一日 日

○石炭統制會設立に當りその處置について研究が進められ
てゐたが炭聯組織體は改組存続の模様なり

五月十二日 月

○燃料局では近設の石炭統制會の諸計畫中實行機關部門の
日本石炭を配給統制實務機關として改組するらしい

五月十三日 火

○石炭統制會設立促進の方針決定す

五月十四日 水

○福礦局では各炭礦に對し出勤手當の増額を指令した

五月十五日 木

○遞信省では若松にて石炭増産確保対策協議會を開催
五月十六日 金

○日本石炭本社に於て石炭輸送協議會の創立總會を開いた
五月十七日 土

○臺灣總督府では島内の石炭仲買商七十三名を僅かに六名
に統制して注目を引いた

五月十八日 日

○筑採組合では飯塚商工會議所で全國石炭増産強調期間中
稼働率優秀なる勞務者の表彰式を行つた

五月十九日 月

○石炭鑛業聯合會では月例理事會を開催、勞務問題出炭狀
況等に關し協議した

五月二十日 火

○福礦聯では約二週間にわたり各地方別に勞務者懇談會を
開催する

五月二十一日 水

○千代田ビルに於て來福中の高橋事務官を中心に關係者集
り炭礦購買會の善處方を要望した

五月二十二日 木

○鐵道省では二十一、二十二兩日日本省に於て企劃院、遞信

省、商工省、日本石炭及各鐵道局現地關係者等の出席を
求めて石炭鐵道輸送協議會を開催した

五月二十三日 金

○日本石炭では六月一日より業務部に輸送課を新設する事
になつた

五月二十四日 土

○輸移入炭に輸送協議會の設置準備が進んでゐる

五月二十五日 日

○若松港石炭輸送對策委員會では小型汽船並に機帆船の大
量増加を圖ることになつた

五月二十六日 月

○本會並に本社定時總會開催

○石橋日本石炭若松支店長着任した

五月二十七日 火

○陽泉炭は自動車用炭の外に特殊還元用として用ひらるゝ
事になつた

○常磐石炭株式會社定時總會

五月二十八日 水

○北海道、樺太に於ても機帆船を活用さるゝ事になつた

五月二十九日 木

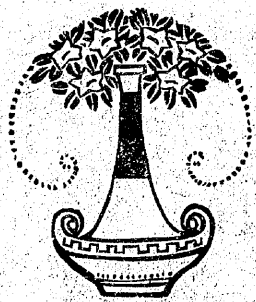
○福礦管内の優良鑛山審査方針等が決定した

五月三十日 金

○大政翼賛會では石炭海運地と中央との緊密なる理解協力
を要望した

五月三十一日 土

○石炭小賣商組合聯合會が設立される事になつた



★★★
★ 編輯後記 ★



六月二十五日午後から降り出した雨は夜に入つて豪雨となり夜中降りついで、翌朝早くも各地に水禍の報を聞くに至つた。二百十餘の會員炭礦を擁する本會では、侵水炭礦の勢からざるを豫期し、二十七日は本部職員全員徹夜、幹部その他關係方面との連絡も遺憾なきを期して待機した。

一方福岡、直方、折尾、後藤寺、飯塚、佐世保の各支部では専務の命に依り豪雨の中各支部手分けして、被害の調査に赴き状況を刻々本部に通報すれば、本部はこれを纏めその都度現在の一覽表を作るなど眼がまはるほどの忙しきであつた。

三十日には、相當正確な被害状況が判明したが、各炭坑の損害意外に多く中には再起不能の炭坑も數へらるゝに至つた。

これについてつくづく考へらるゝのは、炭坑經營に保險のない矛盾である當局にして救済の道なくば再び斯のやうな災害に遭遇することを怖れ、石炭鑛業は衰微して行くの外はあるまい、何も保險でなくとも災害積立金制度で結構である、要するに業者が安心して經營して行けるやうに取配らつて貰ひたいものだ。

十二日問題の石炭統制の準備會が開

かれ、始めて統制會要綱案が發表された、つまり玉手箱は開かれたのである、内容は大體豫則された通りで限度を五十萬担にするか三十萬担にするか十五萬坪にするかが注目されてゐた點である。

しかし當局がこれで簡單に統制會が出来上ると思つて居たら大間違で殊に中小炭坑は種々の困難な事情があつて一朝一夕に強行しようとしては却つて摩擦を引起すだらう、さて十八日の委員會の結果如何になるか我々はもう机上案にはコリコリである。

ソ聯戦今やたけなは、それに米國のユケ威し、内外共に多事多端なり我々今日生を受けた者の眞に生き甲斐ある世とはなつた。(I. 生)

印刷一般

互助會指定印刷工場 モリ六

若松市老松町三丁目
電話 二〇三番

互助會報・第六卷第六號

購	料
一冊	金參拾錢 郵税共
半年分	金壹圓八拾錢同上
一年分	金參圓六拾錢同上
料金は前金のこと	

昭和十六年六月二十四日印刷納本
昭和十六年六月二十八日發行

若松市本町二丁目
石炭鑛業互助會
發行人 風戸道康
編輯人 風戸道康
若松市老松町三丁目
印刷人 森 六郎
若松市老松町三丁目
印刷所 森六印刷所

福岡縣若松市本町二丁目
發行所 石炭鑛業互助會
電話 (長七七八) 三〇九番

營業品目

傳導用ゴムベルト
 傳導用Vベルト
 コンベヤーベルト
 ニューマチツクホース
 サクシヨシホース
 ホースメンター
 布入ゴム板
 ベルトワックス
 スパイラルバッキング
 其他鑛山用ゴム製品
 ブレーキライニング
 ローハイドピニオン



横濱護謨製造株式會社

代理店

波多野護謨合資會社

小倉市大阪町九五番地

電話 ⑤ 0342番

振替福岡25450番

最高級 最高馬力用 日本一品質

印ブレキライニング

(在庫豊富)

フレキライニングは

世界第一の評ありし英國フェロードフレキライニングの製法と全様の動力機製品にて我國最優秀の品にして現日本の他社製フレキライニングは其の殆ど全部が手織(人力)製なるに本マコト印は最新高圧の動力機械織製品なれば其壓縮度の緊密なる事到底手織製品の企て及ばぬ物にて特に大巾物と厚身の物に於いては其差甚だしきものあり依つて高馬力の捲揚機クレンの如き機械の摩擦板としては本品の右に出る物なし。

本品は故に原料石綿及真鍮の量は手織製品に比して約35%多量に要するを以つて製品の比重又極めて高し、従つて本品は他社品に比して價格又一見非常に高價なるも其耐久力の絶大なる事により最大の經濟的能率の逸品たる事を確信を以つて推奨するものなり乞ふ御期待を。

最高級のフレキライニング 本品の右に出る物なし



印 ニューマチツクホース

アマノ式ベントスリーブ 發賣元

アマノ式C.Tプロテクター



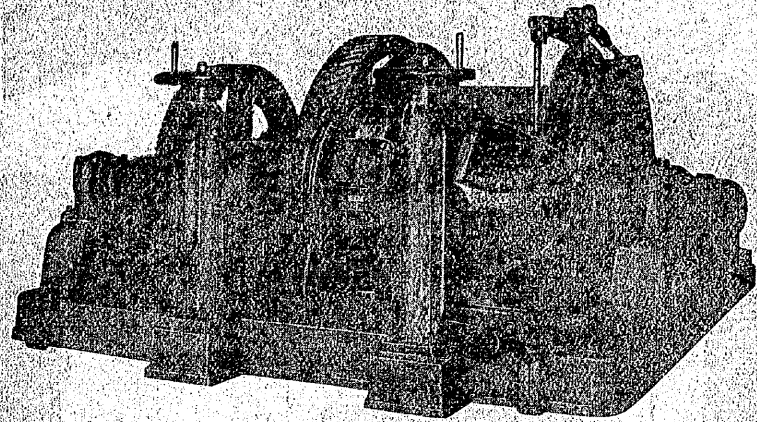
マコト護謨工業所

代表者 天野靖市郎

福岡市橋口町四六 (私書郵隔間七八號)

電信略號受信フクオカマコトゴム 發信マ又はマコト
 電話 西② 4678番 振替福岡16695番

鑛山用諸機械設計製作



營業種目

製作部	捲揚機	碎礦機	排送機	炭車	販賣部	電線	ワイヤ	各種電動機	ベアリング	バルブ、コック類	レール、ベルト	ホルルト、ナット類	ゴム管	サクシヨンホース
	筒機	機	機	物		線	機	機	類	類	類	類	類	類

以上多數在庫有乞照會

福岡機械製作所

福岡市上東町17
電話 東 2 9 2 0 番

營業品目

ギヤードモーター
コールドドリル
電氣捲揚機
データポンプ
空圧縮機
ロックスチール
ピッグハンマー
排逆風機
ヒツパ
エヤーホース
サクシヨンホース
各種パッキン
金鋼製チェーン
工作機械及工具

鐵工部開設

キヤリヤー・打抜チェーン・炭車金物
鑄造品・鍛工品・外一般製作

奈須野機械製作所九州出張所
エーゼーゴム洋行九州出張所
O.K.社コールドリル500型發賣元

樺島商會

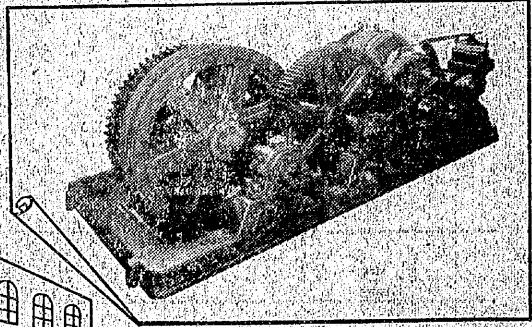
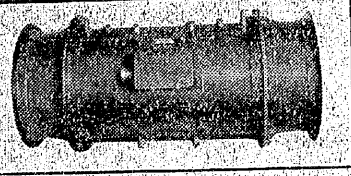
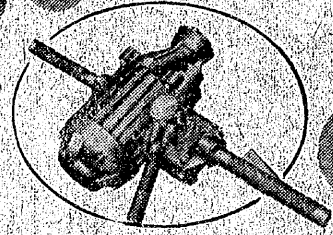
福岡市上呉服町五番地
電話 東③二四八〇・二四八一番

礦山用諸機械
設計製作
現場工事一切

協和鐵工所

八幡市久喜町一丁目
電話二〇五番

礦山界、麒麟兒!! 好評噴々列!!!



株式會社千代田製作所

石炭礦山用電機機械專門製作

型錄進呈

本

東京出張所

福岡支店

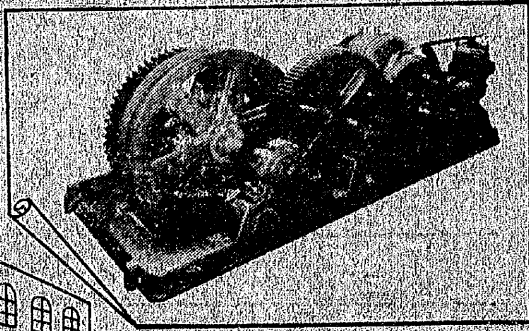
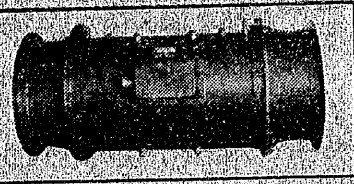
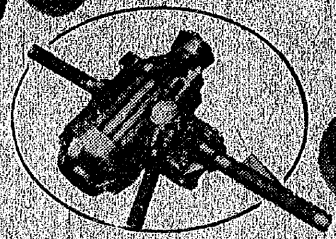
大阪市西淀川区佃町一三七八番地
電話(45)代表七三五八番
東京市神田区錦町三丁目一八番地
電話神田(25)三〇八一番
福岡市上小山町一二番地
電話東(2)五〇五六番

礦山用諸機械
設計製作
現場工事一切

協和鐵工所

八幡市久喜町一丁目
電話二〇五番

礦山界、麒麟兒!! 好評噴々!!!



株式會社千代田製作所

石炭礦山用電機專門製作

刊主録進皇

本

東京出張所

福岡支店

大阪市西淀川区神町一三番地
電話(45)代表七三五八番
東京市神田区錦町三丁目一番地
電話神田外三〇九番地
福岡市上水戸町一〇番地
電話中五五五番



營業科目

鑛山機械、選鑛機、製鍊機
 撰洗炭機、輸送機、昇降機
 捲揚機、製鐵機械、化學機械
 設計製作、据付並ニ工事監督
 土木建築設計監督並ニ工事請負



株式會社 永田製作所

本社及工場 福岡縣若松市常盤町三丁目

電話特一、七五〇番(五)

東京事務所 東京市麹町區丸ノ内九ビル四階四四二番 電丸ノ内(2)四八〇九番
 札幌營業所 北海道札幌市北三條四十五丁目 電 四、五一〇番
 新京出張所 滿洲國新京興安大路四一四 電(2)六、五九五番
 阜新出張所 滿洲國錦州省阜新縣阜新 電 二二九番
 北滿出張所 滿洲國安東省密山縣滿道寬明街一〇四號 電 一四五番

昭和十三年四月七日第三種郵便物認可(毎月一回二十八日發行)
 昭和十六年六月二十四日印刷本 昭和十六年六月二十八日發行

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町三丁目

石炭鑛業互助會